

令和5年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

《全国版》

1. 法令等

- (1) 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令
(令和4年10月4日 国土交通省) 1
- (2) 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定
(令和4年10月28日 国土交通省) 2
- (3) 自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました
～点検7項目について見直し～
(令和5年3月31日 国土交通省)29

2. 通達等

- (1) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
(令和4年3月31日 国自整第306号の3)30
- (2) 自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領の
一部改訂について
(令和4年8月4日 国自審第985号の3、国自整第122号の3)34
- (3) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について
(令和4年9月30日 国自安第84号の2、国自貨第83号の2、国自整第149号の2)42
- (4) 大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）
(令和4年9月30日 国自整第153号の2)59
- (5) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！
(令和4年9月30日)93
- (6) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」
の一部改正について
(令和4年10月7日 国自基第128号の3) 100
- (7) 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて
(令和4年10月25日 事務連絡) 104
- (8) 「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について
(令和4年12月15日 国自基第181号の3、国自整第189号の3) 109
- (9) 検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について
(令和4年12月23日 事務連絡) 128
- (10) 自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について
(令和4年12月23日 国自貨第113号) 135

(11)	特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について (令和4年12月26日 国自整第212号の3)……………	140
(12)	特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について (令和4年12月28日 2022軽検第196号の3)……………	146
(13)	特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて (令和4年12月26日 国自整第209号の3)……………	152
(14)	「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について (令和4年12月26日 国自整第210号の3)……………	159
(15)	「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について (令和4年12月28日 国自情第246号、国自整第202号)……………	164
(16)	「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について (令和4年12月23日 国自整第207号の3、国自情第255号の3)……………	223
(17)	「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について (令和5年2月22日 国自整第245号の3、国自情第312号の3)……………	256
(18)	「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」の一部改正について(依命通達) (令和5年3月24日 国自基第245号の3、国自審第2680号の3)……………	261
(19)	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」の一部改正について (令和5年3月27日 国自整第266号の2)……………	288
(20)	「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱いについて」の一部改正について (令和5年3月27日 国自整第269号の2)……………	351
(21)	「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について (令和5年3月27日 国自整第270号の2)……………	355
(22)	検査用スキャンツールに係るQ & Aについて (令和5年3月30日 事務連絡)……………	361
(23)	「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」の一部改正について (令和5年3月30日 国自基第248号の3)……………	364
(24)	「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について (令和5年3月30日 国自基第251号の3)……………	370
3. その他		
(1)	「装置型式指定実施要領について(依命通達)」等の一部改正について (令和4年1月 国土交通省)……………	380

(2) 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～ (令和4年8月19日 国土交通省)	382
(3) 令和5年1月より検査標章の台紙が変わります (国土交通省)	388
(4) クレジットカードで自動車重量税・自動車検査登録手数料のお支払いが可能になります。 (国土交通省)	390
(5) 令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。 (国土交通省)	392
(6) クレーンブーム等の格納忘れ事故に注意！ (自動車技術総合機構)	393
(7) OBD検査システムをリリースしました！ (令和5年4月21日 自動車技術総合機構)	395
(8) 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起 (令和5年4月25日 国土交通省)	397
(9) 国内初！運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスの開始について (令和5年5月12日 国土交通省)	398

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表社員 宗像総合開発株式会社 職務執行者 ウエツンズ Y第七

定款変更につき通知公告

当社は、令和四年十月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

代表取締役 濱津 寿 株式会社グラスワークフレイン

外国会社全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮野純子が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 宮野 純子 日本における代表者 宮野 純子

外国会社全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である本郷雅和が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 本郷 雅和 共同会計事務所内 OSJ NSY II PTE. LTD.

日本における代表者 本郷 雅和

限定承認公告

本籍岩手県八幡平市大更第一八地割五〇番地三二五、最後の住所岩手県八幡平市大更第一八地割五〇番地三二五ファミリーニュータウン赤松

右被相続人は令和四年九月二十日盛岡家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。

相続財産管理人 藤原 秀明 岩手県八幡平市柏台三丁目六番二二番

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市新吉田東八丁目二七六九番地二、最後の住所神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目三七番二番

右被相続人は令和四年九月十日推定午後死亡し、その相続人は令和四年九月十六日横浜家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。

相続財産管理人 藤原 秀明 川崎市高津区溝口一丁目七番七四〇九号

本籍東京都三鷹市井の頭三丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区玉川台一丁目五番三三〇二

右被相続人は令和四年八月五日死亡し、その相続人は令和四年九月二十一日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。

相続財産管理人 松本 昌美 大阪府藤井寺市野中二丁目五番三三番

任意清算公告 当法人は、令和四年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

訂正公告 令和四年九月十六日(号外第二〇〇号)掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③の「~~田中~~」の誤りにつき訂正します。

訂正された 記載された 訂正された 記載された

任意清算公告

当法人は、令和四年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

訂正公告 令和四年九月十六日(号外第二〇〇号)掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③の「~~田中~~」の誤りにつき訂正します。

訂正された 記載された 訂正された 記載された

任意清算公告

当法人は、令和四年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

訂正公告 令和四年九月十六日(号外第二〇〇号)掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③の「~~田中~~」の誤りにつき訂正します。

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正された 記載された 訂正された 記載された

訂正

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

改正後欄、次条第三項及び改正前欄及び

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目一〇番五号 電話 03(3587)4294

(2) 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年10月28日
自動車局
自動車情報課・整備課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規検査等を申請する者が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第102条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号。以下「令」という。）において具体的に定められています。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料の額を改定します（令第1条関係）。
- ②国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額を改定します（令第2条関係）。
- ③自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額を改定します（令第3条関係）。

3. スケジュール

公布：令和4年11月2日（水）

施行：令和5年1月1日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 自動車情報課 手嶋、伊堂寺、高橋、林

電話：03-5253-8111（内線42114） FAX：03-5253-1639

整備課 杉崎、杉本

電話：03-5253-8111（内線42427） FAX：03-5253-1639

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車の新規検査等を申請する者が国又は軽自動車検査協会に納めなければならない手数料の額を改めるものとする。 (第一条、第二条及び第三条第一項関係)

第二 この政令は、令和五年一月一日から施行するものとする。 (附則関係)

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百二条第一項から第三項までの規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十四の項を同表十五の項とし、同表十三の項中「自動車検査証、」を削り、同項を同表十四の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十三 自動車検査証の再交付を申請する者

一件につき二百五十円

第二条の表一の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千円」を「千四百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千五百円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「ともに」を「共に」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表二

の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千円」を「千二百円」に改め、同号口中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千四百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同欄第二号中「千円」を「千二百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」 千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「千八百円」を「千九百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同表三の項下欄第一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同欄第二号中「千四百円」を「千九百円」に改め、同欄第三号中「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同表四の項下欄第一号中「ともに」を「共に」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「限る。」を「限る。」 千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第三号イ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号口中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千二百円」に改める。

第三条第一項中「四百円と」を「五百円と」に改める。

附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

理由

自動車検査証の電子化等に伴い、自動車の新規検査等の申請をする者が納める手数料の額を改定する必要があるからである。

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄） 1

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（国又は協会に納める手数料） 第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>			
<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>	<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>
<p>一〇十二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一〇十二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>十三 自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百五十円</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>十四 臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百円</p>	<p>十三 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百円</p>
<p>十五（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十四（略）</p>	<p>（略）</p>

(国又は協会及び機構に納める手数料)
 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならぬ手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

手数料を納付すべき者	金 額
一 新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千四百円 ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円(電子申請による場合にあつては、千三百円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載を

(国又は協会及び機構に納める手数料)
 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならぬ手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

手数料を納付すべき者	金 額
一 新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円 ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円(電子申請による場合にあつては、千円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載

<p>二 継続検査を申請する者</p>	
<p>一 両につき次に掲げる金額 一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千二百円</p>	<p>もって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千三百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円 （削る） （削る）</p> <p>四 その他の自動車 イ 小型自動車 二千円 ロ 検査対象軽自動車 千九百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>

<p>二 継続検査を申請する者</p>	
<p>一 両につき次に掲げる金額 一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円</p>	<p>をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） イ 検査対象軽自動車 千二百円 ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車 イ 小型自動車 二千円 ロ 検査対象軽自動車 千四百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>

<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	
<p>一 一両につき次に掲げる金額 一 小型自動車 二千二百円 二 検査対象軽自動車 千九百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以</p>	<p>ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千四百円（電子申請による場合にあつては、千二百円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>三 限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千八百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千九百円</p>

<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	
<p>一 一両につき次に掲げる金額 一 小型自動車 二千円 二 検査対象軽自動車 千四百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以</p>	<p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>三 限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>

<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>外の自動車 二千二百円</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千三百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>
---------------------	---

2 (略)

(国及び機構に納める手数料)

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき五百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>外の自動車 二千二百円</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>
---------------------	---

2 (略)

(国及び機構に納める手数料)

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）	1
○	道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第百五十五号）（抄）	9
○	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	15

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

三・四 （略）

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三・四 （略）

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 （略）

（輸出抹消登録）

第十五条の二 （略）

2・3 （略）

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をするものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

257 (略)

(登録識別情報の通知)

第十八条の二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(自動車の構造)

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一5九 (略)

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一5二十一 (略)

2 (略)

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保安基準の原則)

第四十六条 第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 （略）

（新規検査）

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2 （略）

（継続検査）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3～5 （略）

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるときを命じなければならない。

4 第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

(自動車検査証の返納等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

(再交付)

第七十条 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

(予備検査)

第七十一条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう予備検査を受けることができる。

2 国土交通大臣は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車予備検査証を当該自動車の所有者に交付しなければならない。

3 (略)

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5～9 (略)

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項(以下「構造等に関する事項」という。))がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限り、)又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者(予備検査にあつては、所有者)に交付するものとする。

2 5 7 (略)

(道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(以下「基準適合性審査」という。))を機構に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2 5 5 (略)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務(第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務(第一百零二条第二項において「審査用技術情報管理事務」という。))を除く。)であつて軽自動車に係るもの(以下「軽自動車の検査事務」という。))を行わせるものとする。

2 5 7 (略)

(自動車の指定)

第七十五条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2 3 (略)

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の規定による指定を受けたもの(第九項において「指定外国製作者等」という。))に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第八項及び第九項第四号において同じ。)を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6、9 (略)

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 (略)

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5・6 (略)

7 新規検査又は予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。）に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書（同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。）とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定める

ところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。
10 (略)

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2・3 (略)

4 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

(手数料の納付)

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。次項において同じ。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国（第四号、第十号又は第十一号に掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

- 一 新規登録を申請する者
 - 二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
 - 三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）
 - 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
 - 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
 - 六 回送運行許可証の交付を申請する者
 - 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
 - 八 第二十二条第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関
 - 九 自動車整備士の技能検定を申請する者
 - 十 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
 - 十一 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
 - 十二 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令

で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手料を機構に、それぞれ納めなければならない。

3 前項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手料を機構に、それぞれ納めなければならない。

4 8 (略)

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規登録を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、五百円） 二 その他の自動車 七百元
二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者	一両につき三百五十円
三 移転登録を申請する者	一両につき五百円
四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）	一両につき三百五十円
五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者	一両につき三百五十円
六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者	一両につき七百五十円
七 回送運行許可証の交付を申請する者	一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千元以上である場合であつて、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） 一 自動車一両ごとに作成する証明書 イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円 ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）
八 登録事項等証明書の交付を請求する者	

	<p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>
<p>九 法第二十二條第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p>	<p>一件につき次に掲げる金額</p> <p>一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円</p> <p>二 三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円</p>
<p>十 自動車整備士の技能検定を申請する者</p>	<p>一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）</p> <p>一件につき三百五十円</p>
<p>十一 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百五十円</p>
<p>十二 法第七十二條の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>
<p>十三 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百円</p>
<p>十四 指定自動車整備事業の指定を申請する者</p>	<p>一件につき二万九千円</p>

（国又は協会及び機構に納める手数料）

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円）とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）</p> <p>二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円</p>

	<p>二 継続検査を申請する者</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>
<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p>
<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の</p>

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 普通自動車 二千円</p> <p>ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円</p> <p>ハ 大型特殊自動車 千七百円</p> <p>ニ 二輪の小型自動車 千六百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円</p> <p>ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円</p>
二 継続検査を申請する者	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p>

（国及び機構に納める手数料）

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円</p>
--

(略)

<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円 ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円 二 その他の自動車 イ 普通自動車 千八百円 ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 千七百円 ハ 大型特殊自動車 千四百円 ニ 二輪の小型自動車 千三百円</p>
<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円 ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円 二 その他の自動車 イ 普通自動車 二千円 ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円 ハ 大型特殊自動車 千七百円 ニ 二輪の小型自動車 千六百円</p>

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 （略）

(3) 自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました
～ 点検7項目について見直し ～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました
～ 点検7項目について見直し ～

近年、自動車技術の進화가めざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正を行います。

1. 改正の概要

(1) 「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)の一部改正

自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について、点検を行わなくともよいこととしました（ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要）。

(2) 「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)の一部改正

以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等も認めることとしました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBDを活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみでの確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBDを活用した確認も可とする

2. スケジュール

公 布：令和5年3月31日（本日）

施 行：令和5年7月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、渡部
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）

¹ 高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置
² 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置
³ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置
⁴ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置
⁵ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

2. 通達等

(1) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第306号の3
令和4年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 令和4年3月31日付け国自整第306号

新	旧
自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領
<p>目次（略） 第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-2-6（略） 3-2-7 削除</p> <p>3-2-8～3-3（略） 3-4（検査証等の記載事項等） 3-4-1～3-4-3（略） 3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。 <u>（削除）</u> (1)～(4)（略） (5) 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車 (3)、(4)、(7) 及び (8) ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあっては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。 (6)・(7)（略） (8) <u>前7号</u>以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」 3-4-5～3-4-9（略）</p>	<p>目次（略） 第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-2-6（略） 3-2-7 製造過程自動車出荷検査終了証の取扱いは、次のとおりとする。 <u>「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成26年国土交通省告示第120号）（以下「製造過程自動車告示」という。）により型式について認定を受けた自動車について、新規検査及び予備検査（一時抹消登録を受けたものを除く。）の申請を受理する際には、「製造過程自動車出荷検査終了証」が添付されていることの確認を行うものとする。</u> 3-2-8～3-3（略） 3-4（検査証等の記載事項等） 3-4-1～3-4-3（略） 3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。 (1) 製造過程自動車告示により認定された車名及び型式 (2)～(5)（略） (6) 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車 (4)、(5)、(8) 及び (9) ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあっては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。 (7)・(8)（略） (9) <u>前8号</u>以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」 3-4-5～3-4-9（略）</p>
<p>3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。 (略) 注1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で<u>二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪のもの</u>にあっては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を附記すること。 注2. (略) 3-4-11（略） 3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。 (1)・(2)（略） (3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補則第18改訂版及びそれ以降の補則改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量（1kg未満は切り捨てる。）の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。 (4)～(13)（略） 3-4-13～3-4-16（略） 3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。 (1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。 なお、総排気量が変化する構造を有する原動機（気筒休止等により総排気量に変化するものをいう。）にあっては、最大値を用いるものとする</p>	<p>3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。 (略) 注1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で<u>二輪又は三輪のもの</u>にあっては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を附記すること。 注2. (略) 3-4-11（略） 3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。 (1)・(2)（略） (3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補則第7改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量（1kg未満は切り捨てる。）の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。 (4)～(13)（略） 3-4-13～3-4-16（略） 3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。 (1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。</p>

る。

(2) (略)

3-4-18~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ~17. (略)		
17-1. 3-4-15(1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。
18. ~21. (略)		
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ
23. ~44. (略)		

(注) (略)

3-4-21 ~3-4-27 (略)

3-5~3-11 (略)

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記載された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 (略)

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

(2) (略)

3-4-18~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ~17. (略)		
(新設)	(新設)	(新設)
18. ~21. (略)		
(新設)	(新設)	(新設)
22. ~43. (略)		

(注) (略)

3-4-21 ~3-4-27 (略)

3-5~3-11 (略)

3-12 (基準緩和認定の際に自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限が付された基準緩和自動車に係る継続検査等の取扱い)

3-12-1 (略)

3-12-2 当該基準緩和自動車に係る継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定の期限について行うこと。

(新設)

3-13~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

別表第1~第6号様式 (略)

別添1 (略)

別添2 (略)

附 則 (令和4年3月31日国自整第306号)

1. 本改正は、令和4年4月1日から施行する。

2. 令和4年3月31日以前に既に登録を受けている自動車であつて、令和4年4月1日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、本改正による改正後の3-4-20 17-1.の規定を適用しないことができる。

別表第1~第6号様式 (略)

別添1 (略)

別添2 (略)

(新設)

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和 4 年 3 月
自 動 車 局
整 備 課

1. 改正の背景

今般、特種用途自動車である側車付二輪自動車の自動車検査証の記載方法を明確化するため等、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の改正において、Gマークを受けている事業所がGマークを失効した場合、新規緩和申請が必要となる改正を行うことに伴い、この新規緩和の認定書に伴う車検証備考欄の記載事項を変更する際、職権により認定期限等を入力することを規定する。
- （2）特種用途自動車である側車付二輪自動車にあつては、自動車検査証の車体の形状欄にその旨（例警察車二輪）を記入するとともに、自動車検査証の備考欄に「側車付オートバイ」と記載する旨規定する。
- （3）附属装置を装着している状態では土砂等を運搬しない自動車となる場合は、自動車の備考欄に「附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。」と記載方法を規定する。
- （4）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和4年3月31日（下旬）

施行：令和4年4月1日

(2) 自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領の一部改訂について

国自審第985号の3
国自整第122号の3
令和4年8月4日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

整備課長

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にか
かかる取扱要領の一部改訂について

標記について、日本自動車輸入組合から、自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領について、別添の通り一部改訂があったので、本要領を在庫等した自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻の真正性確認の資料として活用されますよう、よろしく申し上げます。

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領

2017年12月13日

日本自動車輸入組合

別紙1に記載する事業者が輸入する自動車であって2018年1月1日以降（二輪車等については2019年10月1日以降）に初度登録等されたものに関し、届出された打刻様式及び打刻字体に基づき打刻がなされているものの、車台番号または原動機の打刻の「書き出し」や「とめ」に「はね」がある又は打刻の整列状態、文字間隔、打刻の深さの不均衡（以下、「打刻のはね等」とする。）により、当該打刻の真正性について当該事業者への確認が必要と判断される場合、直接当該事業者へ照会することができます。

当組合は、国土交通省と協議のうえ、打刻のはね等について照会を行う場合の手続きを下記のとおり定めました。つきましては、下記を踏まえ、別紙2の様式を用いて照会を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、照会をお受けするのは、別紙1に記載する事業者が輸入する自動車及び当該自動車に搭載された原動機に限ります。別紙1に記載した車名の自動車であっても、他の事業者等が輸入する自動車については回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

また、別紙1に記載した連絡先は、打刻のはね等に関する照会のみにご利用いただけます。目的外の利用はご遠慮ください。

記

1. 照会者は、別紙1の事業者が取り扱う自動車及び当該自動車に搭載された原動機の打刻のはね等にかかる照会が必要と判断した場合、その旨別紙1の当該事業社の連絡先に連絡する。
2. 1.の連絡は、事前の電話連絡の後、別紙2「打刻のはね等にかかる照会」に必要事項をすべて記入したうえで、当該打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添えて電子的な手段で行うこととする。
3. 照会を受けた事業者は、当該照会にかかる事項について可及的速やかに調査し、別紙2の回答欄に必要事項を記入した上で照会者に対しメールで回答する。

以上

別紙1（打刻のはね等の照会を受ける事業者の一覧表）

四輪車

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
Aston Martin Japan 合同会社	アストンマーティン	アフターセールス TEL：03-5797-7281 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、BMW MINI	代表 TEL：03-3276-9000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	キャデラック、シボレー	車両点検業務センター E-mail：admin1.vpc@gm.com 事前の電話連絡は不要です。
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー、ランドローバー	お客様相談室 TEL：0120-922-772（ジャガー） TEL：0120-922-992（ランドローバー） E-mail：jlrjrcr@jaguarlandrover.com（共通）
メルセデス・ベンツ日本株式会社	メルセデス・ベンツ、スマート	日立新車整備センター完成検査チーム TEL：0294-91-8876 E-mail：Takahiko.Kurono@mercedes-benz.com Nobuto.Takita@mercedes-benz.com
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	BMW アルピナ	サービス本部エンジニアリング部 TEL：044-541-3011 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	お客様相談室（ポルシェカスタマーケアセンター） TEL：0120-846-911 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ルノー・ジャポン株式会社	ルノー	サービス部認証グループ、PDI TEL：045-523-5475（サービス部） 046-812-4117（PDI） E-mail：dakoku@renault.jp
Stellantis ジャパン株式会社	アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルト	豊橋新車整備センター（VPC） TEL：03-6858-5018 E-mail：fcj_vpc@fiat.com 電話を受けた者が担当者をご案内します。
	プジョー、シトロエン、DS	コールセンター TEL：0120-840-240（プジョー） TEL：0120-55-4106（シトロエン） TEL：0120-92-6813（DS） E-mail：pcjvin@mpsa.com

事業者名	取り扱いブランド (車名)	連絡先
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	フォルクスワーゲン、ベントレー、アウディ、ランボルギーニ	完成検査部門 TEL : 0532-44-2205 E-mail : vgj-tsc-compinspect@vgj.co.jp 事前の電話連絡は不要です。
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	プロダクトグループ・車輛認証チーム TEL : 03-5404-8714、03-5404-8681 E-mail : homolo@volvocars.com

二輪車等

事業者名	取り扱いブランド (車名)	連絡先
BRP ジャパン株式会社	BRP	アフターセールス TEL : 03-6471-4712 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW	代表 TEL : 03-3276-9000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ドゥカティジャパン株式会社	ドゥカティ	カスタマーサービス TEL : 0120-030-292 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ハーレーダビッドソン ジャパン株式会社	ハーレーダビッドソン	お客様窓口 TEL : 0800-080-8080 E-mail : HDJ-VIN@harley-davidson.com
キムコジャパン株式会社	KYMCO	アフターサービス課 TEL : 03-6436-8472 電話を受けた者が担当者をご案内します。
トライアンフモーターサイクルズ株式会社	トライアンフ	アフターセールス TEL : 03-6453-9817 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ピアッジオグループジャパン株式会社	Vespa, Piaggio, aprilia, Moto Guzzi	アフターセールス TEL : 03-6435-3687 電話を受けた者が担当者をご案内します。

注1) 以下の事業者は、車台番号の打刻のはね等だけではなく、原動機型式の打刻のはね等に関する照会も受け付けます。

- ビー・エム・ダブリュー株式会社
- ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- Stellantis ジャパン株式会社
 - ※アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルトに限る
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- ボルボ・カー・ジャパン株式会社
- ドゥカティジャパン株式会社
- キムコジャパン株式会社
- BRP ジャパン株式会社
- ピアaggioグループジャパン株式会社

注2) 本取扱要領に関する一般的なご質問は、日本自動車輸入組合技術部宛（03-5765-6828）二輪業務室宛（03-6435-1526）にお願いします。

別紙2（照会・回答様式）

打刻のはね等にかかる照会

[照会欄（照会者が記入）]

下記の車両にかかる打刻について、貴社が輸入した車両及び/または原動機になされた打刻と相違ないか確認いたしたく、ご回答をお願いします。

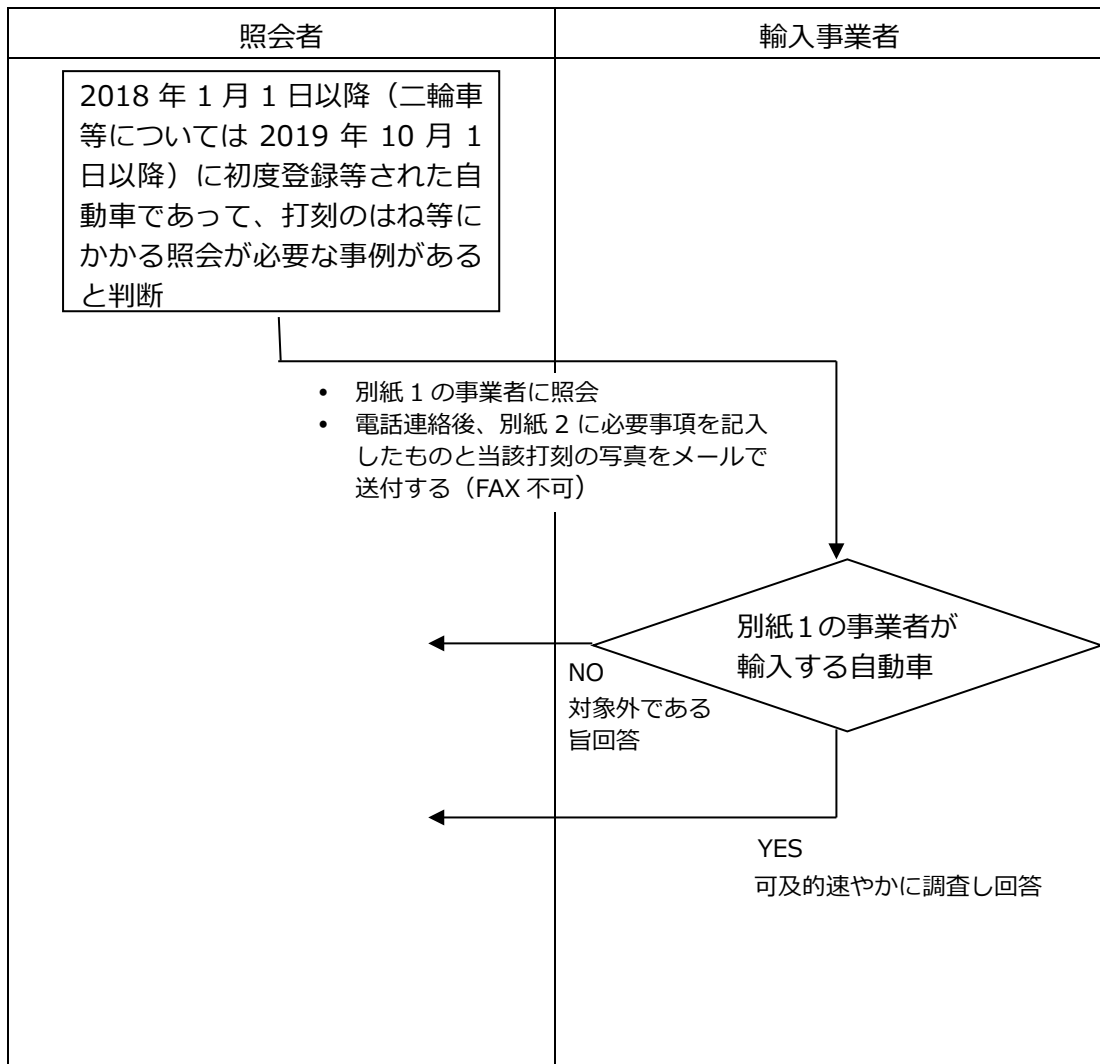
照会者：●●（事業者名及び担当者名）	照会日：20xx年xx月xx日
E-mail：	TEL：
車名	
型式（有型式車の場合）	
車台番号	
初度登録年（初度検査年）	
登録番号（車両番号）	
原動機型式	
原動機シリアルナンバー	
照会時の走行距離	
照会の背景	

※打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添付します。

[回答欄（回答者が記入）]

回答者：●●（事業者名及び担当者名）	回答日：20xx年xx月xx日
E-mail：	TEL：

(参考：自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会のフロー)



改訂履歴

2017年12月13日 発行

2018年5月8日 改訂

2019年8月21日 改訂

2019年10月28日 改訂

2021年11月4日 改訂

2022年3月1日 改訂

2022年7月22日 改訂

(3) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

国自安第84号の2
国自貨第83号の2
国自整第149号の2
令和4年9月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和3年度の事故発生件数は123件（前年度比8件減）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国自安第84号
国自貨第83号
国自整第149号
令和4年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和3年度の事故発生件数は123件(前年度比8件減)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」

1. 緊急点検の実施

令和 4 年 2 月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されているタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されている。

これらの状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための大型車の緊急点検を要請する。なお、効果的な緊急点検の実施ため、対象となる車両の選定を行う。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作

業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業の実施。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケーター）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する。

- (4) 全日本トラック協会においては、トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。
特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について周知すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。
- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状

がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する

- ① 1. の取組にあたっては、緊急点検の実施に必要なホイール・ナットの無償提供を行うこと。
- ② ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を配布すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和4年10月から令和5年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

6. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケーター）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・ち・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさない！脱落防止はまず点検。
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段。
2. ち・・・ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！
 - ボルト、ナットのさびや汚れを落とし、エンジンオイル等を塗布する。
ナットをボルトの奥まで回転させた時、ナットやワッシャがスムーズに回転するか点検する。
 - ワッシャが固着していたり、外れかかっている場合は、ナットを交換する。

3. な・・・ナットを締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付ける。
- 初期なじみのため、タイヤ脱着後50～100km走行後を目安に増し締めを実施する。

4. い・・・1日1回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て、手で触って点検する。
- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検する。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両の緊急点検を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、対象車両あてに郵送するダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者が実施してください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

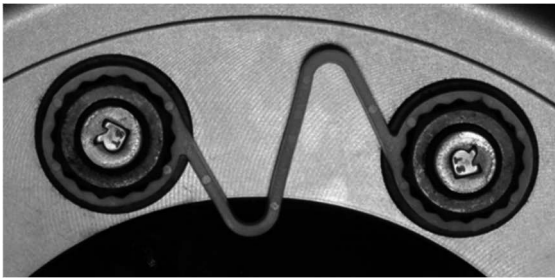
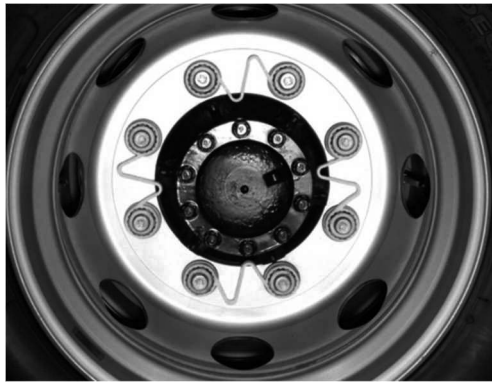
依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
 - ・ 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

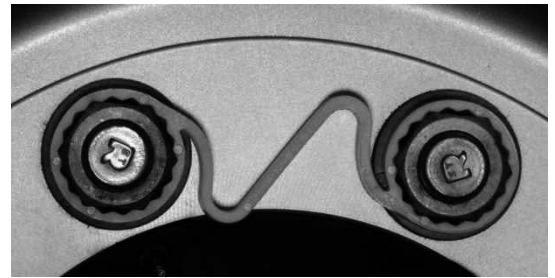
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両について緊急点検の実施を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内での整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 令和4年10月から、大型車の緊急点検を行いますので、対象車両あてに郵送されるダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者に実施させてください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	
			ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	
		※ 低速、加速の状態	異音	
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合			
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合	
		損傷		
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	
			汚れ	
			損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
	亀裂、損傷	亀裂		
		損傷		
	異状な摩耗			
※ 溝の深さ				
○ エア・タンク	タンク内の凝水			
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンパのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注: ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

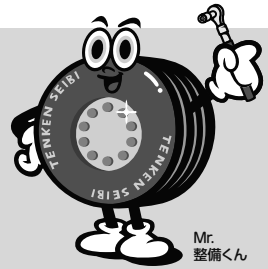
事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

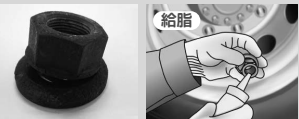


ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ツット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



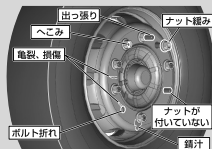
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

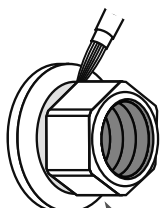


ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

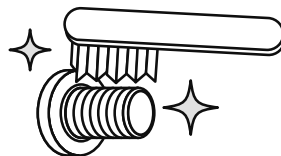
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



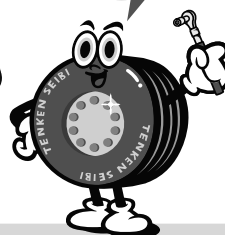
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



(4) 大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

国自整第153号の2
令和4年9月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業員に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行う旨の連絡があったので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車の使用者からホイール・ナットの緊急点検等の依頼があった際には、別添に基づき適切に緊急点検を実施いただきますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

令和 4 年 10 月

大型車をご使用の皆様へ

いすゞ自動車株式会社
日野自動車株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社
UDトラックス株式会社

車輪脱落事故防止のための適正な点検整備の実施方法のお知らせと ホイール・ナットの緊急点検のお願い

日頃より大型車をご使用の皆様におかれましては、適正な点検整備の実施にご協力頂き、誠にありがとうございます。

大型車の車輪脱落事故は大事故につながりかねない大変危険なものですが、近年は毎年 100 件以上の事故が発生している状況にあります。令和 4 年 2 月に国土交通省に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、車輪脱落事故を起こした車両の調査を実施したところ、タイヤ脱着時の点検・清掃作業や部品交換が適切に行われていなかったため、ホイール・ボルトやナットに著しいさびやゴミ等の異物が付着しているものや、ホイール・ナットとワッシャーのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットのワッシャーがスムーズに回転しないものが確認されております。

このような状況を受けて、大型自動車メーカー（4 社）では、日頃から大型車をご使用の皆様は、タイヤ脱着作業時の適正なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法をお知らせいたします。

併せて、ホイール・ボルトやナットの適切な保守管理状態を確認するため、緊急点検をお願いいたします。

本緊急点検の確実な実施にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【1. タイヤ脱着作業時の適正な点検整備の実施方法のお知らせ】

本ダイレクトメールに同封されているチラシ及びご使用の大型車の取扱説明書を改めてご確認頂き、適正なタイヤ脱着作業やホイール・ボルト、ナットの点検整備の実施に、ご協力頂きますようお願いいたします。

【2. ホイール・ナットの緊急点検のお願い】

過去に発生した車輪脱落事故では、初度登録年から 4 年以上経過した大型車において、冬用タイヤへの履き替え等のタイヤ脱着作業後に車輪脱落事故が発生するケースが多いことが判明しています。

このような状況を受けて、初度登録年から 4 年を経過した大型車を対象に、ホイール・ボルト、ナットの適切な保守管理状態を確認するための緊急点検をお願いいたします。

- 本緊急点検の対象車：ISO方式ホイール・ナットを採用した大型トラック、バスのうち、初度登録年月日が平成30(2018)年9月30日以前の大型車(初度登録年から4年超)

- 本緊急点検の実施期間：令和4(2022)年10月1日～令和5(2023)年2月28日

本緊急点検は使用者ご本人様が実施頂くことも可能ですが、日頃よりタイヤ交換作業をタイヤショップや自動車整備工場、大型自動車メーカー系列店舗等に依頼されている場合は、本ダイレクトメールの同封書類をご確認いただき、タイヤ交換作業等と併せて本緊急点検の実施をご依頼ください。

【3. 本緊急点検による純正ホイール・ナットの無償提供について】

本ダイレクトメールに同封されている作業要領書により本緊急点検を実施した結果、劣化したホイール・ナットが見つかった場合は、必ず交換が必要です。

そのような場合は、アンケートにご協力頂ければ、交換した分の純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

純正ホイール・ナットの無償提供手順につきましては、同封されている「アンケートへのご協力依頼とホイール・ナットの無償提供 手順書」をご確認ください。

※本緊急点検において無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの個数は、最大で該当する大型車の左側後輪分とさせていただきます。

※本緊急点検の実施をタイヤショップや自動車整備工場、大型自動車メーカー系列店舗等へ依頼される場合、本緊急点検の作業工賃は、有料となります。あらかじめご承知おきください。

<同封資料>

- 1) 「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領書
- 2) タイヤ脱着編「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領書
- 3) アンケートへの御協力依頼と純正ホイール・ナットの無償提供 手順書
- 4) チラシ「大型車、車輪脱落事故防止ポイント」
- 5) 啓発チラシ『「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故』

以上

<本緊急点検に係る大型自動車メーカーお問合せ先>

●いすゞ自動車株式会社

〒220-8720

神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー

いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター

電話番号： 0120-119-113

●日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台 3-1-1

日野自動車株式会社 お客様相談窓口

電話番号： 0120-106-558

●三菱ふそうトラック・バス株式会社

〒211-8522

神奈川県川崎市中原区大倉町10番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 問い合わせ窓口

電話番号： 0120-930-397

●UDトラックス株式会社

〒362-8523

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

UDトラックス株式会社 お客様相談室

電話番号： 0120-67-2301

令和 4 年 10 月

大型車をご使用の皆様へ

いすゞ自動車株式会社
日野自動車株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社
UDトラックス株式会社

車輪脱落事故防止のための適正な点検整備の実施方法のお知らせ

日頃より大型車をご使用の皆様におかれましては、適正な点検整備の実施に御協力頂き、誠にありがとうございます。

大型車の車輪脱落事故は大事故につながりかねない大変危険なものですが、近年は毎年 100 件以上の事故が発生している状況にあります。令和 4 年 2 月に国土交通省に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、車輪脱落事故を起こした車両の調査を実施したところ、タイヤ脱着時の点検・清掃作業や部品交換が適切に行われていなかったため、ホイール・ボルトやナットに著しいさびやゴミ等の異物が付着しているものや、ホイール・ナットとワッシャーのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットのワッシャーがスムーズに回転しないものが確認されております。

このような状況を受けて、大型自動車メーカー（4 社）では、日頃から大型車をご使用の皆様は、タイヤ脱着作業時の適正なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法をお知らせいたします。

本ダイレクトメールに同封されている、チラシ及びご使用の大型車の取扱説明書を改めてご確認頂き、適正なタイヤ脱着作業やホイール・ボルト、ナットの点検整備の実施に御協力頂きますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- 1) チラシ「大型車、車輪脱落事故防止ポイント」
- 2) 啓発チラシ『「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故』

以上

<本緊急点検に係る大型自動車メーカーお問合せ先>

●いすゞ自動車株式会社

〒220-8720

神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー

いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター

電話番号： 0120-119-113

●日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台 3-1-1

日野自動車株式会社 お客様相談窓口

電話番号： 0120-106-558

●三菱ふそうトラック・バス株式会社

〒211-8522

神奈川県川崎市中原区大倉町10番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 問い合わせ窓口

電話番号： 0120-930-397

●UDトラックス株式会社

〒362-8523

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

UDトラックス株式会社 お客様相談室

電話番号： 0120-67-2301

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」

作業実施要領書

2022 年 10 月

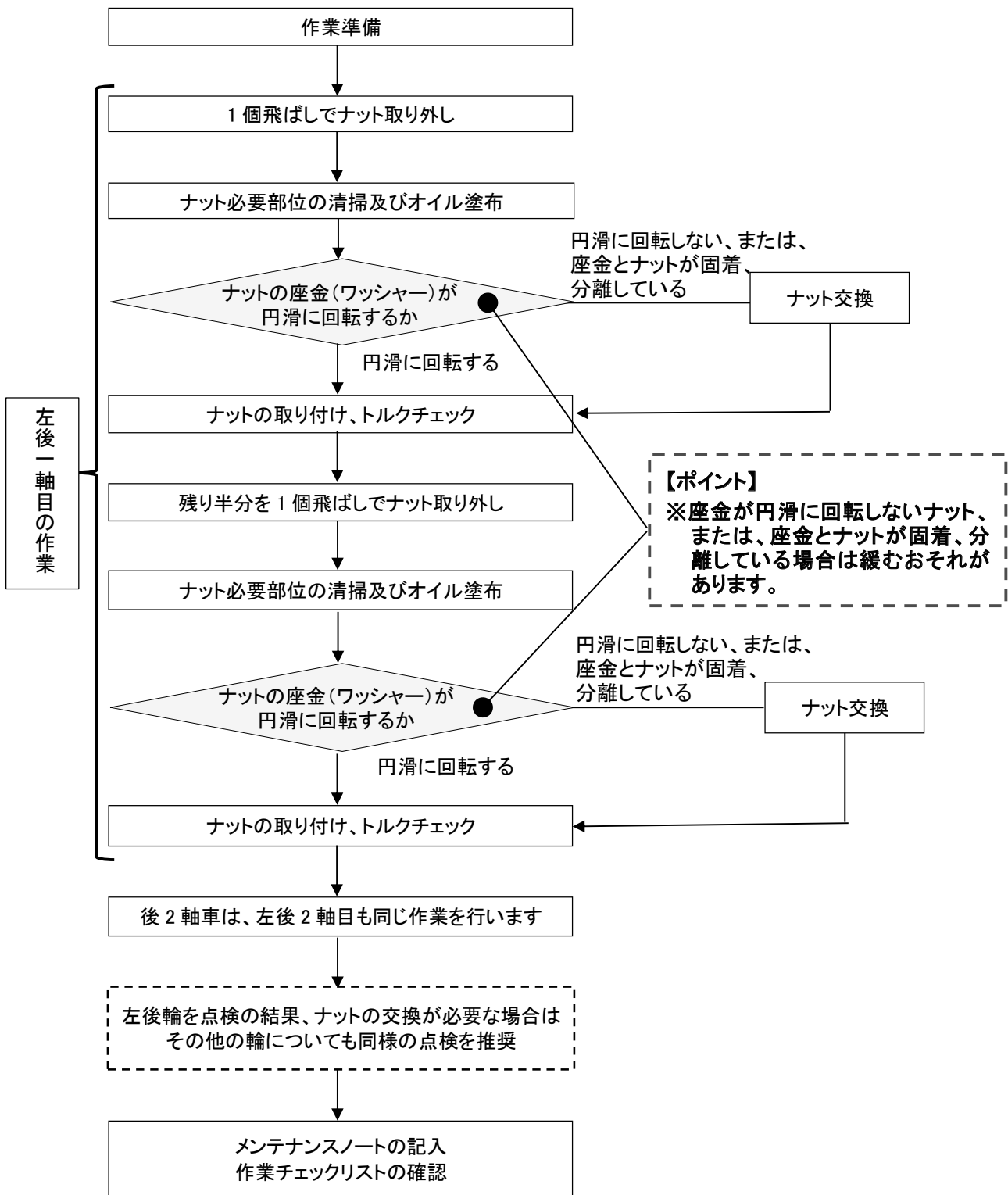
いすゞ自動車(株)

日野自動車(株)

三菱ふそうトラック・バス(株)

UDトラックス(株)

1. 作業フロー



2. 部品・工具

2-1 使用工具

・ご用意していただくもの

No.	名称	備考
①	一般工具	33mmボックスレンチ、インパクトまたは、タイヤ取り外し車載工具
②	トルクレンチ	550～600 N・m
③	ウェス、ワイヤブラシ	
④	潤滑剤	エンジンオイルなど、お車の取扱説明書に記載されている油脂

2-2.交換部品

No.	部品名称	数量	写真	備考
①	ホイール・ナット	1		

3. 作業要領

3-1 作業準備

- ・車両を平坦な場所に止め、ギヤ位置をニュートラルにしてパーキングブレーキを作動させます。
- ・エンジンを停止(キーを OFF)します。
- ・輪止めを掛け車両が動かないよう固定します。
- ・周囲の安全を確認します。

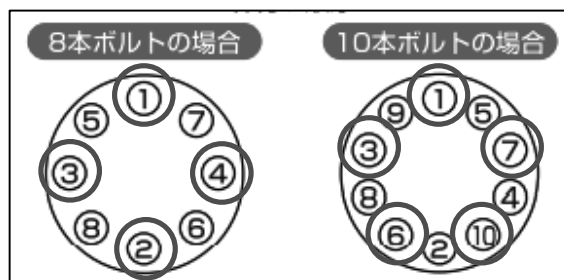
※車両はジャッキアップせず、左後 1 軸目のホイール・ナットを半分ずつ取り外して作業を行います。

3-2 ホイール・ナット取り外し



- ・1 個飛ばしでホイール・ナットを半分取り外します。

チェック



3-3 必要部位の清掃及びオイル塗布



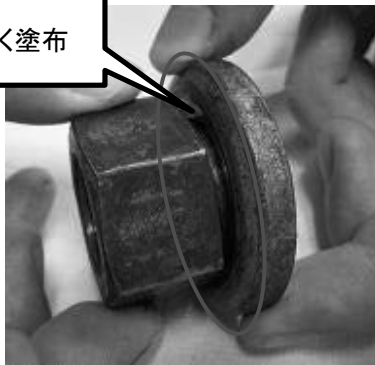
- ・ホイール・ナットの当たり面、ホイール・ボルト、ナットのネジ山の錆びやゴミ、泥などをウェスやワイヤブラシで取り除きます。

チェック

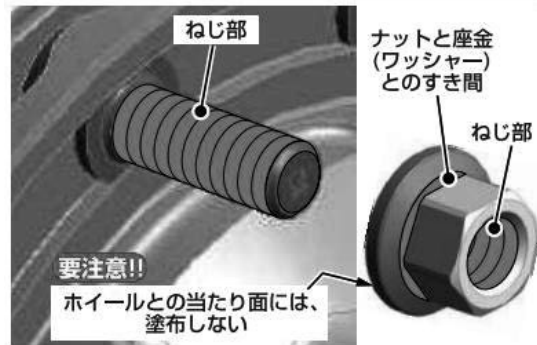




潤滑剤を薄く塗布



エンジンオイルなどの塗布部位



・ホイール・ボルトとナットのネジ部、ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。 チェック

・ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませます。

・はみ出た潤滑剤は拭き取ります。

※ホイールと座金(ワッシャー)との当たり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ホイールのナット当たり面の摩耗や緩みの原因となります。

※潤滑剤は、お車の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。

【注意】

二硫化モリブデン入りのオイルやグリースなど記載以外の潤滑剤は、使用しないでください。過大な締付けとなり、ボルトが伸びたり、折損するなどの原因となります。

3-4 ホイール・ナットの点検



【点検方法】

合わせた状態



【点検 NG 例】

円滑に回転しない



座金とナットの固着



座金とナットが分離



・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態でホイール・ナットの座金(ワッシャー)が円滑に回転するか点検します。

チェック必

※座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合は交換します。

座金(ワッシャー)



スムーズに回転

・座金(ワッシャー)とナットを合わせた状態で回転させて円滑に回転するか。

【注意】

ホイール・ナットを清掃し、ワッシャーとナットの隙間に潤滑剤を塗布し、よくなじませてから点検を行います。清掃、潤滑剤の塗布を行わないと、正しい点検結果が得られません。

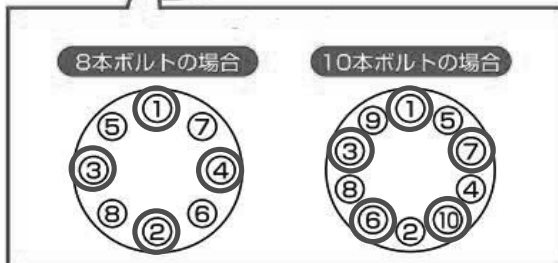
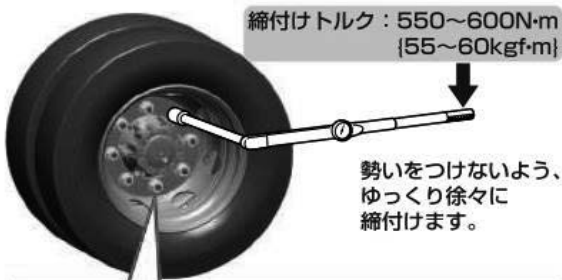
・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態で、座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合や、座金とナットが固着、分離している場合は、ホイール・ナットを交換します。

チェック必

3-5 ホイール・ナットの取り付け、トルクチェック

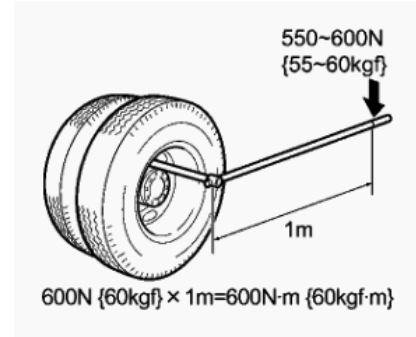


ホイールナット締付け要領



・緩めたナットを座金(ワッシャー)がホイールに当たるまで手で締めます。 チェック

・ホイールに当たったところから工具を使用し、締付けます。



・最後にトルクレンチを使用して規定のトルクで締付けます。 チェック

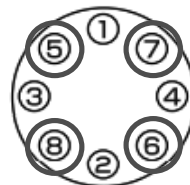
※勢いをつけて締めるなどすると過締付けとなり、ボルトが伸びたり、ホイールのナット当たり面を傷めたりします。

【注意】

必ず、トルクレンチを用いて、規定のトルクで締付けてください。

・残り半分のホイール・ナットも 3-2～3-5 と同様に作業を行います。 チェック

8本ボルトの場合



10本ボルトの場合



・後2軸車は、左後2軸目も同じ作業を行います。 チェック

※左後輪を点検の結果、ナットの交換が必要な場合はその他の輪についても同様の点検を推奨します。

・作業は以上で終了です。

4. メンテナンスノート記入

- ・メンテナンスノートの「臨時整備(定期整備以外)および分解整備の実施記録」欄に『「大型車のホイール・ナットの緊急点検」実施済み』と記載し、実施年月日、走行距離、実施者名、住所を記入します。



5. 作業チェックリスト記入

- ・「作業チェックリスト」にチェック欄以外の未記入箇所を記入します。



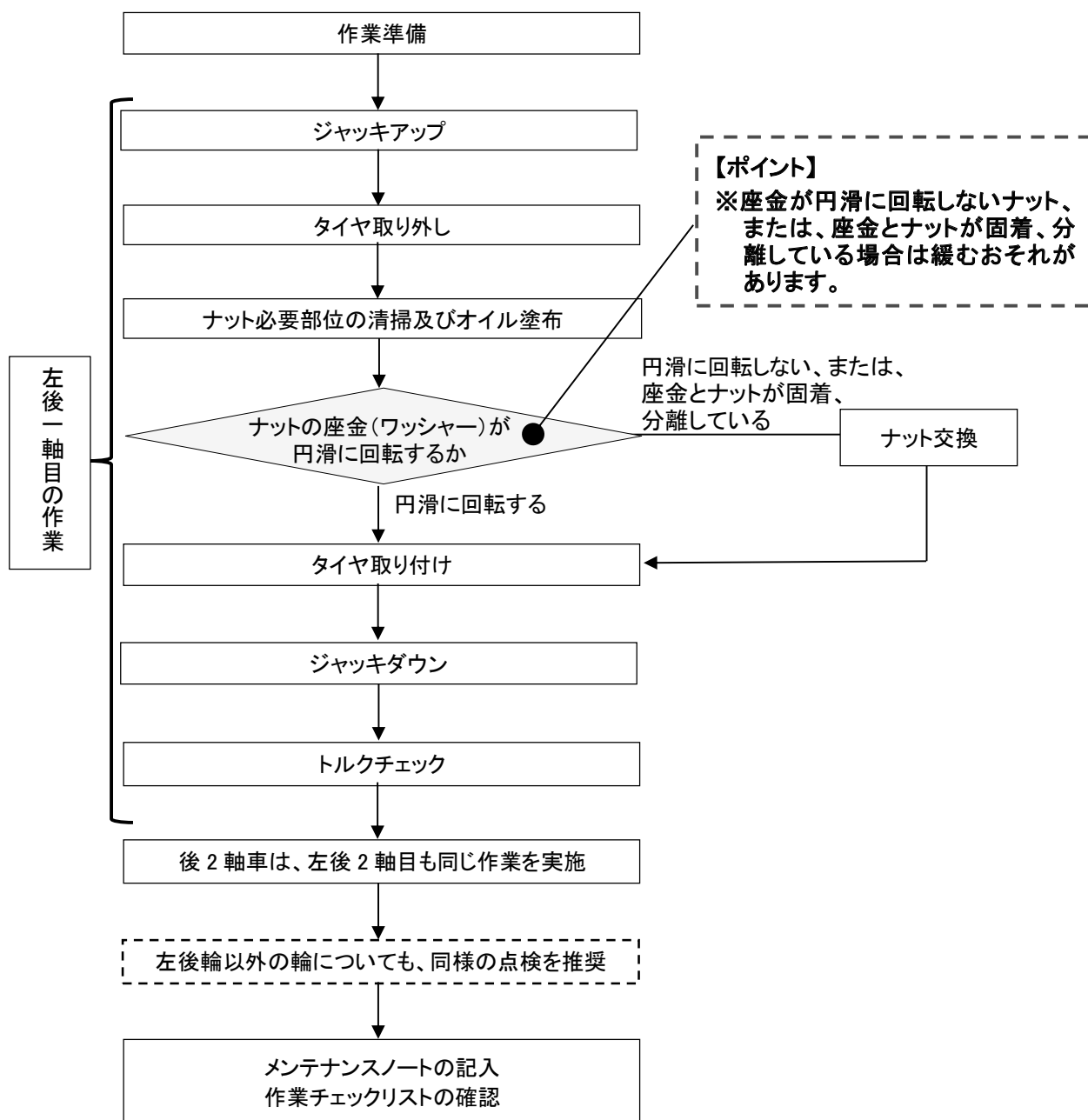
以上

タイヤ脱着編
「大型車のホイール・ナットの緊急点検」
作業実施要領書

2022 年 10 月

いすゞ自動車(株)
日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
UDトラックス(株)

1. 作業フロー



2. 部品・工具

2-1 使用工具

・ご用意していただくもの

No.	名称	備考
①	一般工具	33 mmボックスレンチ、インパクトまたは、タイヤ取り外し車載工具
②	トルクレンチ	550～600 N・m
③	ウェス、ワイヤブラシ	
④	潤滑剤	エンジンオイルなど、お車の取扱説明書に記載されている油脂
⑤	ジャッキ	

2-2.交換部品

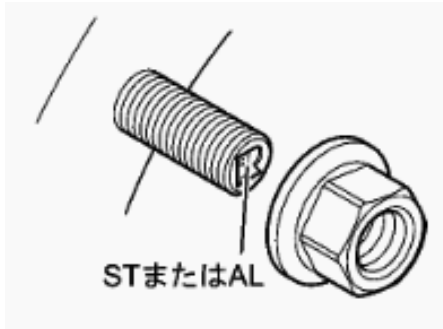
No.	部品名称	数量	写真	備考
①	ホイール・ナット	1		

3. 作業要領

3-1 作業準備

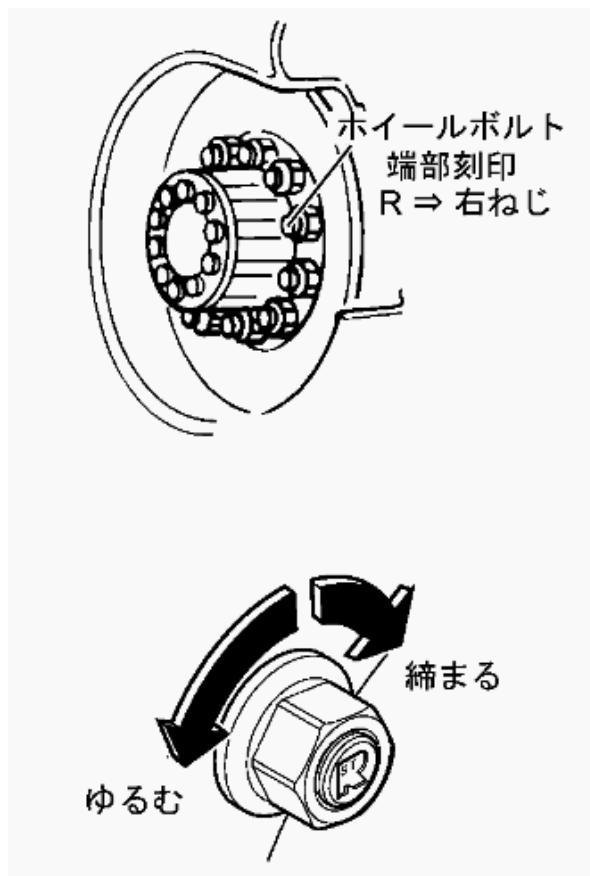
- ・車両を平坦な場所に止め、ギヤ位置をニュートラルにしてパーキングブレーキを作動させます。
- ・エンジンを停止(キーを OFF)します。
- ・輪止めを掛け車両が動かないよう固定します。
- ・周囲の安全を確認します。

3-2 ホイール・ボルト識別表示



- ・ホイール・ボルトに適合するホイールの種類が分かるように識別表示されています。ディスクホイールの交換や日常点検の際には適用するディスクホイール、ホイール・ボルトであることを確認します。スチールホイール用には ST、アルミホイール用には AL が識別表示されています。左側タイヤ、右側タイヤのボルトには右ねじの R マークが識別表示されています。また、ホイール・ナットは共用です。

3-3 タイヤ取り外し



- ・リヤタイヤを取り外すときは、パーキングブレーキを効かせ、フロントタイヤに輪止めをします。
- ・ジャッキアップポイントにジャッキを確実にかけます。 **チェック**
- ・タイヤが浮き上がらない程度までジャッキアップします。
- ・ホイール・ナットをタイヤがガタつかない程度にゆるめます。このときホイール・ナットはまだ取り外さないでください。

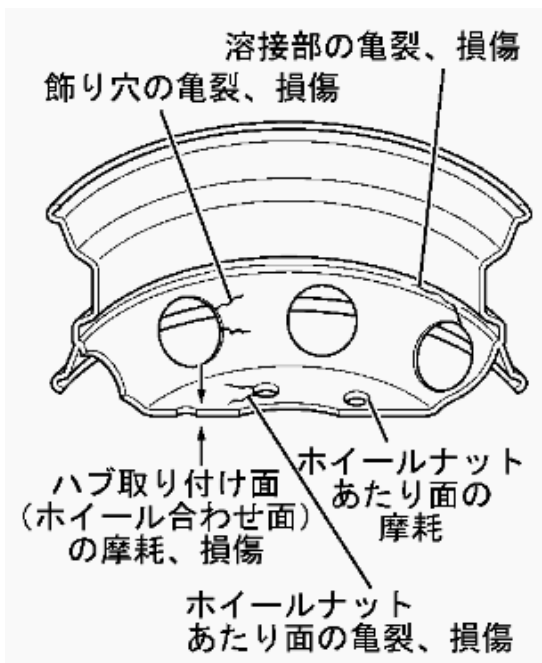
【注意】

ホイール・ナットはゆるめすぎるとホイール・ボルトを損傷します。

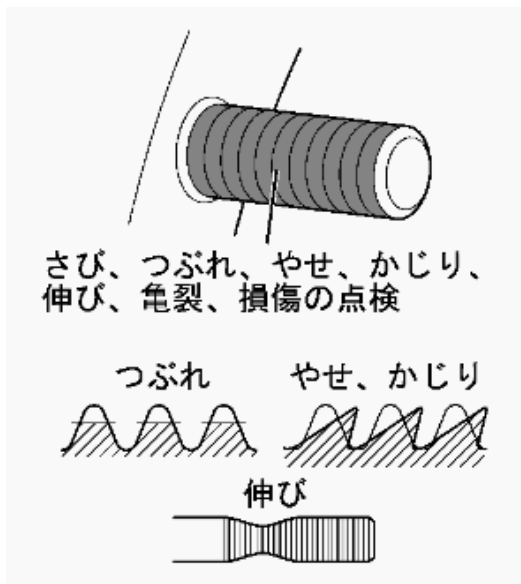
- ・タイヤが完全に浮き上がるまでジャッキアップします。
- ・後輪ダブルタイヤ、内側ホイールのエクステンションを取り外します。

3-4 タイヤ取り付け

3-4-1 ディスクホイール点検



3-4-2 ホイール・ボルト点検



・ゆるめてあるホイール・ナットをすべて取り外し、外側タイヤを取り外します。次に内側タイヤを取り外します。

タイヤ脱着の時、ホイール・ボルトのねじ部およびハブのディスクホイール取り付け面を損傷しないようにします。

チェック

【注意】

- ・ABS 付車は、指定サイズで同パターンのタイヤを使用してください。
- ・タイヤが地面から離れた状態で交換してください。適切な締め付けができず、ホイール・ナットのゆるみの原因になります。
- ・タイヤとハブの取り付け面や、ホイールの合わせ面、ホイール・ナットのあたり面の泥、さびを取り除いてください。適切な締め付けができず、ホイール・ナットがゆるむ原因となります。
- ・ホイール・ナットのあたり面やハブへの取り付け面に経年使用に伴う著しい摩耗がある場合、ホイール・ナットのゆるみの原因となります。

・以下の点に注意し、ディスクホイールの点検を行います。

- ①ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ②ホイール・ナットのあたり面に亀裂や損傷、摩耗がないか点検します。
- ③溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ④ハブへの取り付け面とホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

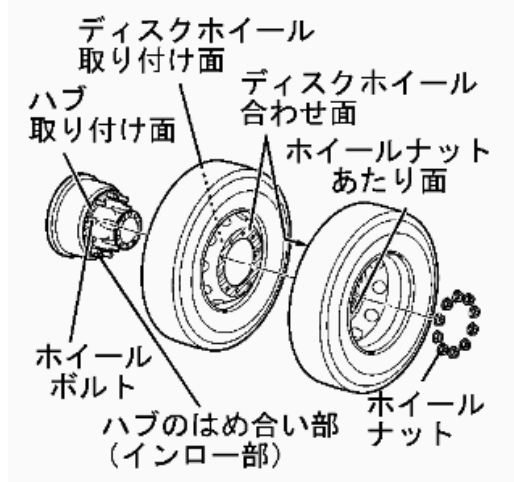
チェック

・以下の点に注意し、ホイール・ボルトの点検をします。

- ①亀裂や損傷、著しいさびの発生などが点検します。
- ②ボルトに伸びはないかなどを点検します。
- ③ねじ部分につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。

チェック

3-4-3 ハブ取り付け面点検



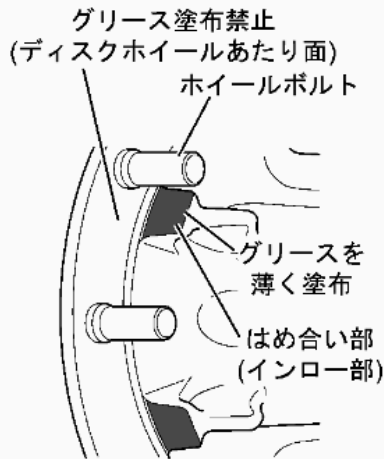
・ハブのディスクホイール取り付け面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

・ディスクホイールの取り付け面や合わせ面、ハブの取り付け面、ハブのはめ合い部、ナットのあたり面、ホイール・ボルト、ホイール・ナットねじ部のさびやゴミ、泥などを取り除きます。 チェック必

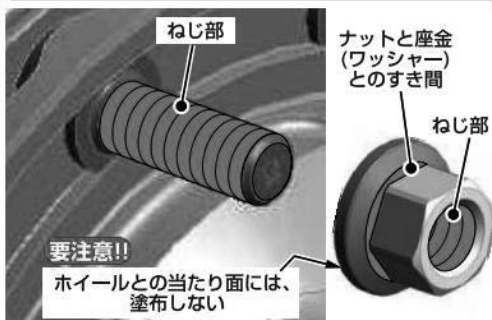
【注意】

- ・積雪地域や未舗装路を走行する場合は、特に入念に清掃してください。
- ・汚れやさびなどをそのままにして締め付けるとホイール・ナットのゆるみの原因になります。

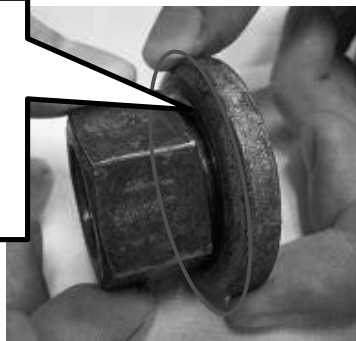
3-4-4 各部給油



エンジンオイルなどの塗布部位



潤滑剤を薄く塗布し、ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませる



・さびや、ディスクホイールのハブへの固着を防止するためにハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。 チェック必

さびがある場合はさびを落としてからグリースを塗布してください。

グリースは、はめ合い部以外の面には付着させないでください。

・ホイール・ボルトとホイール・ナットのねじ部、ホイール・ナットとホイール・ナットワッシャーのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。 チェック必

・ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませます。

【注意】

- ・ディスクホイールとホイール・ナットワッシャーとのあたり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ディスクホイールのナットあたり面の摩耗やゆるみの原因となります。
- ・二硫化モリブデンが配合されている油は使用しないでください。締め付けトルクに対して締め付け力が大きくなりすぎてホイール・ボルトを破損するおそれがあります。

3-4-5 ホイール・ナットの点検

座金(ワッシャー)



スムーズに回転

【点検方法】

合わせた状態



【点検 NG 例】

円滑に回転しない



座金とナットの固着



座金とナットが分離



・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態でホイール・ナットの座金(ワッシャー)が円滑に回転するか点検します。

チェック必

※座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合は交換します。

・座金(ワッシャー)とナットを合わせた状態で回転させて円滑に回転するか。

【注意】

ホイール・ナットを清掃し、ワッシャーとナットの隙間に潤滑剤を塗布し、よくなじませてから点検を行います。清掃、潤滑剤の塗布を行わないと、正しい点検結果が得られません。

・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態で、座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合や、座金とナットが固着、分離している場合は、ホイール・ナットを交換します。

チェック必

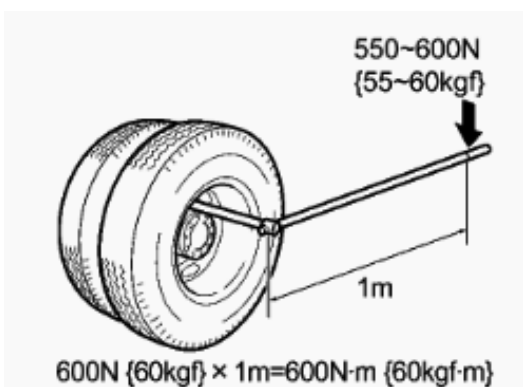
3-4-6 タイヤ取り付け、トルク締め付け

ホイールナットの締め付け順序

8本ボルト



10本ボルト



【注意】

- ・右側タイヤ、左側タイヤとも右ねじです。ホイール・ボルトに表示しているねじの方向マークを確認してください。
- ・ホイール・ナットは、ホイール・ボルトレンチを奥まで確実に差し込み規定の締め付けトルクでしっかりと締め付けてください。パイプ、足などを使って必要以上に締め付けると部品を破損するおそれがあります。
- ・勢いをつけて締めるなどすると過締め付けとなり、ホイール・ボルトが伸びたり、ディスクホイールのホイール・ナットあたり面を傷めたりします。
- ・ホイール・ナットの締め付け不足および締め過ぎは、ホイール・ボルトの折損やディスクホイールの亀裂につながり、車輪の脱落を招くおそれがありますので十分注意してください。
- ・タイヤを新品と交換する場合は、異なった種類のタイヤを混ぜて使用したり、指定サイズ以外のタイヤを使用すると、車の安全走行に悪影響をおよぼします。

・ディスクホイールのボルト穴をホイール・ボルトに合わせます。ホイール・ボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ハブのはめ合い部(インロー部)のガイドにそって、ハブの奥まで押し込み、タイヤを取り付けます。

後輪を取り付けるときは空気圧の点検・測定および充填ができるように内側タイヤと外側タイヤのエアバルブの位置を 180° ずらします。ダブルタイヤも 1 つのホイール・ナットで締め付けます。内側ホイールを挿入後、外れに注意して外側ホイールを取り付けます。

・ホイール・ナットを取り付け、タイヤがガタつかない程度に仮締めします。

ホイール・ナットはなるべく奥まで手で回し入れ、円滑に回ることを確認します。 チェック

・ジャッキダウンします。

・ホイール・ナットを対角線上に 2~3 回に分けて締め付けます。

・最後にトルクレンチなどを使用して、規定の締め付けトルクで締め付けます。 チェック

規定締め付けトルク

550 ~ 600N·m [55 ~ 60kgf·m] (給油)

・後輪ダブルタイヤ、内側ホイールのエクステンションにゆるみがないように取り付けます。

【警告】

・ディスクホイール取り付け後の走行による初期なじみにより、ディスクホイールの締め付け力が低下します。取り付け後、50~100 km 走行を目安に、トルクレンチなどを使用してホイール・ナットの増し締めを行ってください。

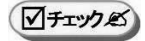
・後 2 軸車は、左後 2 軸目も同じ作業を行います。 チェック

※左後輪以外の輪についても、同様の点検を推奨します。

・作業は以上で終了です。

4. メンテナンスノート記入

- ・メンテナンスノートの「臨時整備(定期整備以外)および分解整備の実施記録」欄に『「大型車のホイール・ナットの緊急点検」実施済み』と記載し、実施年月日、走行距離、実施者名、住所を記入します。



5. 作業チェックリスト記入

- ・「作業チェックリスト」にチェック欄以外の未記入箇所を記入します。



以上

使用実態アンケートへご協力のお願いと純正ホイール・ナットの無償提供

手 順 書

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」の実施に伴い、大型車メーカーにおいて車輪脱落事故防止に向けて、お客様所有の大型車の使用実態を把握させて頂きたいと存じます。

本緊急点検において、劣化したホイール・ナットの交換が必要なお客様につきましては、本アンケートへご協力をお願いいたします。

本アンケートにご協力頂きました御礼としまして、本緊急点検により交換される純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

+++++

【アンケートへ御協力のお願ひ】

- ①本アンケートは、平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車（初度登録された 4 年超）を対象といたします。
- ②本アンケートは、「大型車のホイール・ナットの緊急点検」で、劣化したホイール・ナットを交換されるお客様を対象といたします。
ダイレクトメール同封の作業実施要領書に、劣化したホイール・ナットの交換目安を記載しておりますので、ご確認願ひます。
- ③本アンケートは、右下の QR コード(又は URL)からアンケートページを読み取り、スマートフォン等でご回答を選ぶ簡単な内容となっております。

*** ご回答に必要な時間は最大で 10 分程度です。**

*** ご回答頂いた本アンケートにつきましては、使用実態の把握にのみ使用し、他の用途に使用することや、お客様情報を公表する事は一切ございません。**



*注：QR コード，URL は各社のものに差し替え

アンケート用 QR コード

URL <https://forms.office.com/r/1LVkNASZ12>

【ホイール・ナットの無償提供について】

- ①無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの数量は、最大で該当する大型車の左側後輪分といたします。
- ②無償提供させて頂く純正ホイール・ナットは、劣化したホイール・ナット現品との交換といたします。
- ③申請書に必要事項を記載いただき、整備工場/タイヤショップ又はメーカー販売会社整備工場に提出いただく必要があります。

*ただし、交換作業手順のご都合等で、劣化したホイール・ナット現品との交換が困難な場合は、劣化したホイール・ナットを交換される前に、劣化したホイール・ナットが取り付けられている車輪の状態をスマートフォン等で撮影していただき、各社販売店が確認したうえで、事前に純正ホイール・ナットを無償提供することも可能です。

*なお、本緊急点検の作業工賃は、有料 となりますことを、あらかじめ御承知おき願います。

*本緊急点検を普段からお付き合いのある自動車整備工場や、大型自動車メーカー系列店舗、タイヤショップ等へご依頼されるお客様につきましては、ご依頼される際に必ず「ホイール・ナットの緊急点検を依頼する」旨、お申し付けください。

申請書

純正ホイール・ナットの無償提供が必要なお客様は、必ずこの用紙をお持ちください

【お客様記入欄】

お客様情報 車台番号 XXXXXXXXXX *印字又は手書き(空欄)。各社方式で選択。

該当時に□部にレを記入

- 初度登録年月日のご確認：平成 30(2018)年 9月 30 日以前に登録された大型車であることを車検証にてご確認
- スマートフォンによるアンケートにご協力頂いていることをご確認
- 劣化したホイール・ナット現品又は劣化したホイール・ナットを撮影した写真データのご用意
 - 現品用意 / 写真代用 / 販売店現車確認
- お客様車両の後側車輪の種類のご確認
 - 高床二軸 / 高床一軸 / 低床二軸 / 低床一軸

純正ホイール・ナットの無償提供数量 _____ 個

*最大 20 個(高床二軸)/台

お客様御芳名 _____

【緊急点検を実施された自動車整備事業者様、タイヤショップ様ご記入欄】

※お客様ご自身が緊急点検を実施される場合は、お客様ご自身で記載してください。

その場合、緊急点検実施事業者名のご記入は不要です。

- ホイール・ナットの劣化状態が、ダイレクトメール同封の作業実施要領書と合致していることをご確認
- 作業実施要領書に沿った点検整備を完了したことをご確認

緊急点検実施事業者名 御社名 _____

ご担当 _____

ご協力頂き、誠にありがとうございました。

裏面に続く

各社販売店での純正ホイール・ナットの無償提供の際に、ダイレクトメール宛名書き(又は車台番号が記載されている書類), 劣化したホイール・ナット現品とともに、本用紙は回収させていただきます。

【大型車のホイール・ナットの緊急点検 手順についてご確認】

- 本緊急点検をご依頼されるお客様は、事前に自動車整備事業者やタイヤショップへ本緊急点検の実施をお申し付けください。
 - ダイレクトメール中の車台番号が記入されている書類のご用意
 - 本紙の御記入・御確認
 - 劣化したホイール・ナット現品又は写真データのご用意
- * 販売会社持込み時は不要

大型車のホイール・ナットの緊急点検の流れ

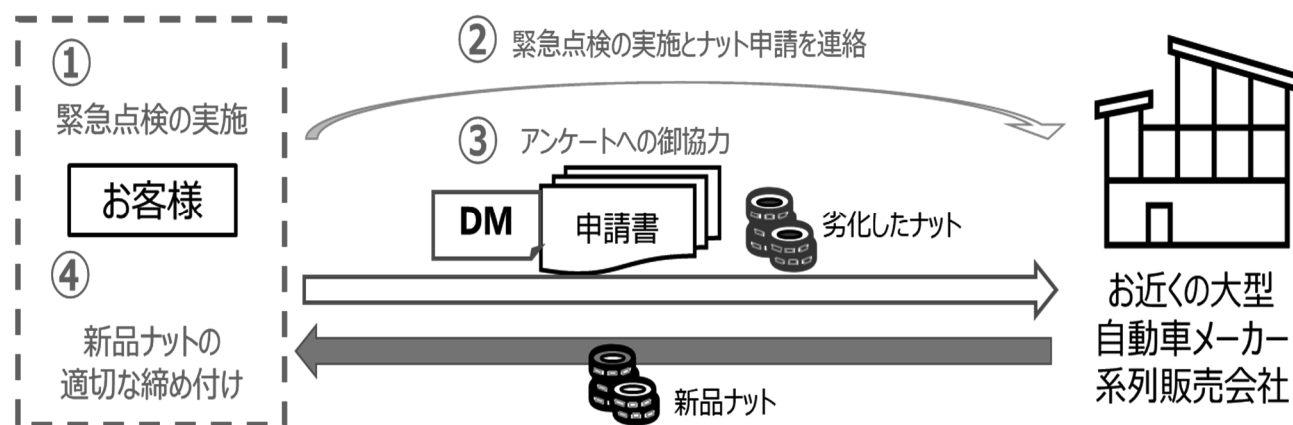
大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施方法や依頼先によって、ホイール・ナット(以下 ナット)の無償提供の手順が異なります。

以下に緊急点検の流れを記載しておりますので、ご参照下さい。

なお、ご不明な点等ございましたら、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社又は、各大型自動車メーカーお客様相談窓口へお問合せ下さい。

1. 使用者様ご自身(自社整備工場等含む)で緊急点検を実施される場合

- ①「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領に記載されている手順にしたがい、ナットの劣化・損傷の状態を点検します。
- ②緊急点検の結果、劣化・損傷によりナットの交換が必要とご判断された場合は、ダイレクトメール(以下 DM)に記載されている、最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にナットの無償提供を希望する旨をご連絡していただき、ナットの受取日の調整をお願いいたします。
- ③その後『手順書』の URL/QR コードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』、『申請書』、『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』とともに、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。その場で、純正ナットを無償提供いたします。
- ④新品ナットに交換して、適切な締め付けをしていただきましたら緊急点検は終了です。

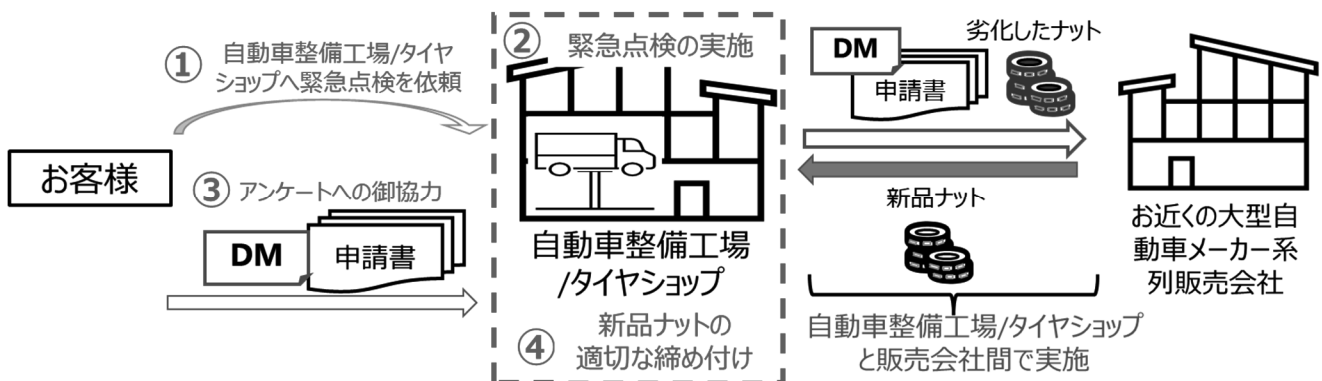


お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

2. 自動車整備工場並びにタイヤショップへ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ自動車整備工場並びにタイヤショップに対して、タイヤ交換等と併せてDMによるナットの緊急点検を希望される旨のご連絡をお願いいたします。
- ②自動車整備工場並びにタイヤショップにてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を自動車整備工場並びにタイヤショップへお渡し下さい。（大型自動車メーカー系列販売会社への申請及びナットの受取り等は、使用者様が行う必要はありません。）
- ④自動車整備工場並びにタイヤショップで新品のナットに交換して、適切な締め付けが行われましたら緊急点検は終了です。



自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様へお願い

緊急点検を実施された自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様は、劣化・損傷によりナットの交換が必要と判断された場合は、お客様より受け取られた『DM』と『申請書』とともに『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』を、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。

その場で、純正ナットを無償提供させていただきます。

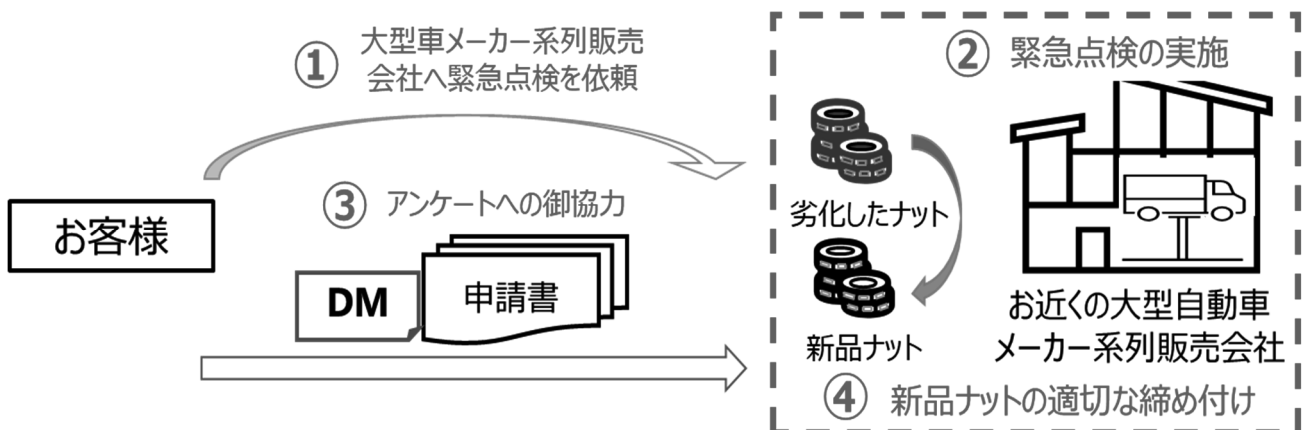
お手数ですがお客様の「申請書」に必要な項目が記載されているか、あらかじめご確認願います。

お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

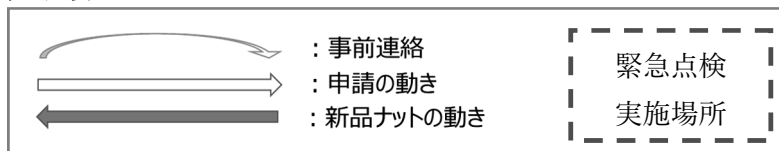
(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

3. 大型自動車メーカー系列販売会社へ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ大型自動車メーカー系列販売会社に対して、DMによるナットの緊急点検を希望する旨のご連絡をお願いいたします。
- ②大型自動車メーカー系列販売会社にてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を大型自動車メーカー系列販売会社へお渡し下さい。
- ④販売会社作業者が劣化・損傷したナットを新品のナットへ交換し、適切な締め付けを行って緊急点検は終了となります。



文書中の凡例



お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

ISO方式ホイール 大型車、車輪脱落事故防止ポイント

下記の様なナットは使わない

<座金が回らない>



<座金が分離>



その他の異常
事例はこちら



使用するナットにオイルを塗布する

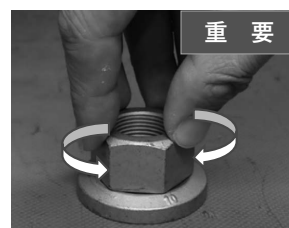
①ナットのねじ部に
オイルを塗布



②ナットと座金のすき間
にオイルを塗布



③ナットを回し座金のすき間
全体にオイルをなじませる



トルクレンチを使って、規定トルクで締め付ける



トルクレンチ

規定トルク

・550～600 N・m

ナットの増し締め

タイヤ取付け後は50 km～100 km走行後を目安に増し締めしてください

日常点検でナットを確認

緩み、脱落を

- ・目で見える
- ・点検ハンマーを使う



インジケータを
使用すると緩みを
検出し易くなります

詳細については、裏面及び取扱説明書をご確認ください。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株) / 日野自動車(株) / 三菱ふそうトラック・バス(株) / UDトラック(株)

ISO方式ホイール取付け時のポイント

1 部品の点検と清掃

部品を点検し、以下のものは交換

- ・ナット：座金が固着、分離、ねじ山の損傷
 - ・ボルト：折れ※1、伸び、著しい錆、ねじ山の損傷
- ※1折損している場合は、その車輪すべてのボルト、ナットを交換

部品取付け面、ネジ部を清掃する
ディスクホイール、ハブ、ボルト、ナットの
錆やゴミ、塗装などを取り除く。



2 ナット、ボルトへのオイル塗布

ナットとボルトにエンジンオイルを塗布

- ・ナット：①ねじ部、②ナットと座金のすき間
- ・ボルト：ねじ部

ナットを数回まわし、ナットと座金のすき間
全体にオイルをなじませる。



3 ホイールの取付け

- ・ハブのはめ合い部にグリースを薄く塗布してください。
- ・ホイール取付けの際はボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ホイールをハブの奥まで押し込んでください。



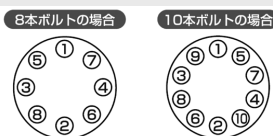
4 ナットの締付け

- ・ナットを手で回しホイールに着座する事を確認し、**かじった場合、ボルトとナットを交換**してください。
- ・仮締め後トルクレンチを使用して**規定のトルクで締付けて**ください。

規定トルク：550～600 N・m

注意

仮締め、本締めともに対角線順に締付けてください。



5 ナットの増し締め

- ・タイヤ取付け後 **50～100 km** 走行後を目安に、再度規定トルクで増し締めしてください。

日常点検で確認すること

①目で見て確認

- ・ナットが浮いてないか？
- ・ナット、ボルトは付いているか？
- ・ホイールに亀裂がないか？

②点検ハンマーで確認

- ・ナットに指をそえて叩く
⇒ 振動・音が他と違うと
緩みの恐れ



一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株) / 日野自動車(株) / 三菱ふそうトラック・バス(株) / UDトラック(株)

(5) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年9月30日
自動車局整備課

大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、国土交通省は大型自動車メーカー（4社）と連携し、大型車のユーザーに対しタイヤ脱着時のホイール・ナットの保守管理について緊急点検を行います。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤 紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）において、車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が、適切に行われていない状況が明らかになりました。

劣化したホイール・ナット等を使用すると、ホイール・ナットが本来の位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にホイール・ナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。



大型車の車輪が人に衝突した時の模擬動画



模擬動画の本編は
こちらからご覧頂けます

このような状況を踏まえ、国土交通省は令和4年10月1日より大型車のユーザー等へ適切なタイヤ脱着作業について周知・啓発を図るため「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

今年度は、車齢4年以上の大型車の個々のユーザーにダイレクトメールを郵送し、ホイール・ナットの適切な保守管理について緊急点検を行います。

【対象車両：2018年9月30日以前に登録された大型車 約38万台】

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットが無償提供されます。

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

●重点項目

- 大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
- 適切なタイヤ脱着作業の動画やチラシ（別紙2）を活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発 等

●実施期間

令和4年10月1日 ～ 令和5年2月28日

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

<添付資料>

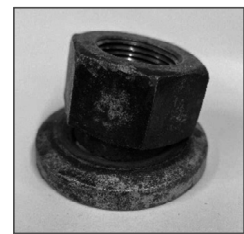
別紙1：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況



新品のホイール・ナット



劣化したホイール・ナット

<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、森山、渡部
代表：03-5253-8111（内線：42412）
直通：03-5253-8599
FAX：03-5253-1639

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について

1. 趣旨

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものである。国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査におけるホイール・ナットの緩みの適切な確認等、各種事故防止対策に取り組んできているところである。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として増加傾向にあり、令和2年度 131 件、令和3年度 123 件の報告を受けている。

そこで、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置（令和4年2月～）し、車輪脱落事故の要因のさらなる調査、分析等を行う。

2. 検討会での議論事項

- ① 大型車の車輪脱落事故の調査、分析
- ② 大型車のタイヤ交換作業等の実態調査
- ③ 海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査
- ④ 大型車の車輪脱落防止対策の検討

3. スケジュール

令和4年末までに4回程度検討会を開催し、とりまとめ予定。

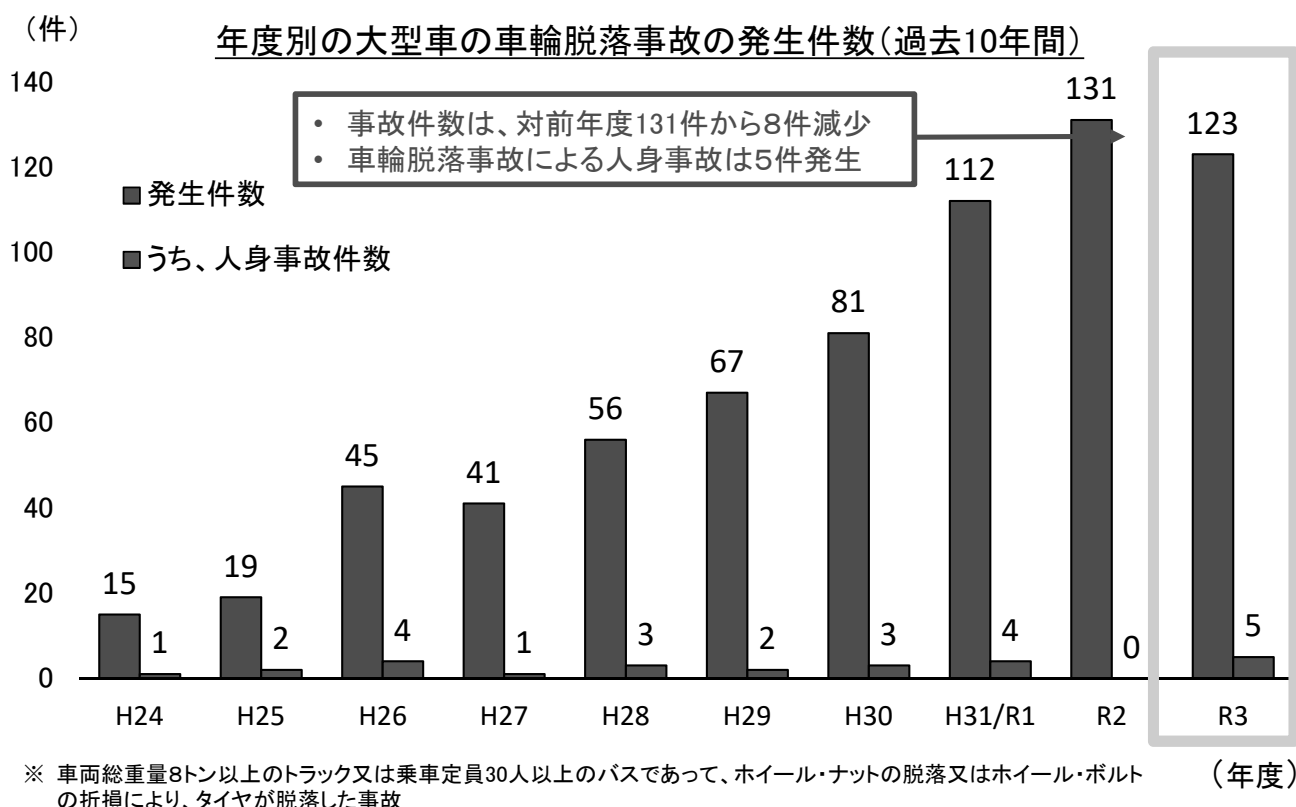
4. 構成員

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ○伊藤 紳一郎 | 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所 |
| 橋村 真治 | 芝浦工業大学工学部機械学群機械機能工学科 教授 |
| 山口 泉 | 一般財団法人日本自動車研究所自動車走行研究部 副部長 |
| 関根 明年 | 一般社団法人日本自動車工業会大型車車輪脱落事故防止分科会
分科会長 |
| 荻原 正吾 | 公益社団法人全日本トラック協会交通・環境部 調査役 |
| 田中 宏 | 公益社団法人日本バス協会 技術安全部長 |
| 根本 正之 | 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部 指導課長 |
| 柳川 学 | 全国タイヤ商工協同組合連合会 所属員 |
| 古川 正人 | 一般社団法人日本自動車タイヤ協会タイヤ検査・事故防止部会
部会長 |
| 清水 勝巳 | 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 工具分科会員 |

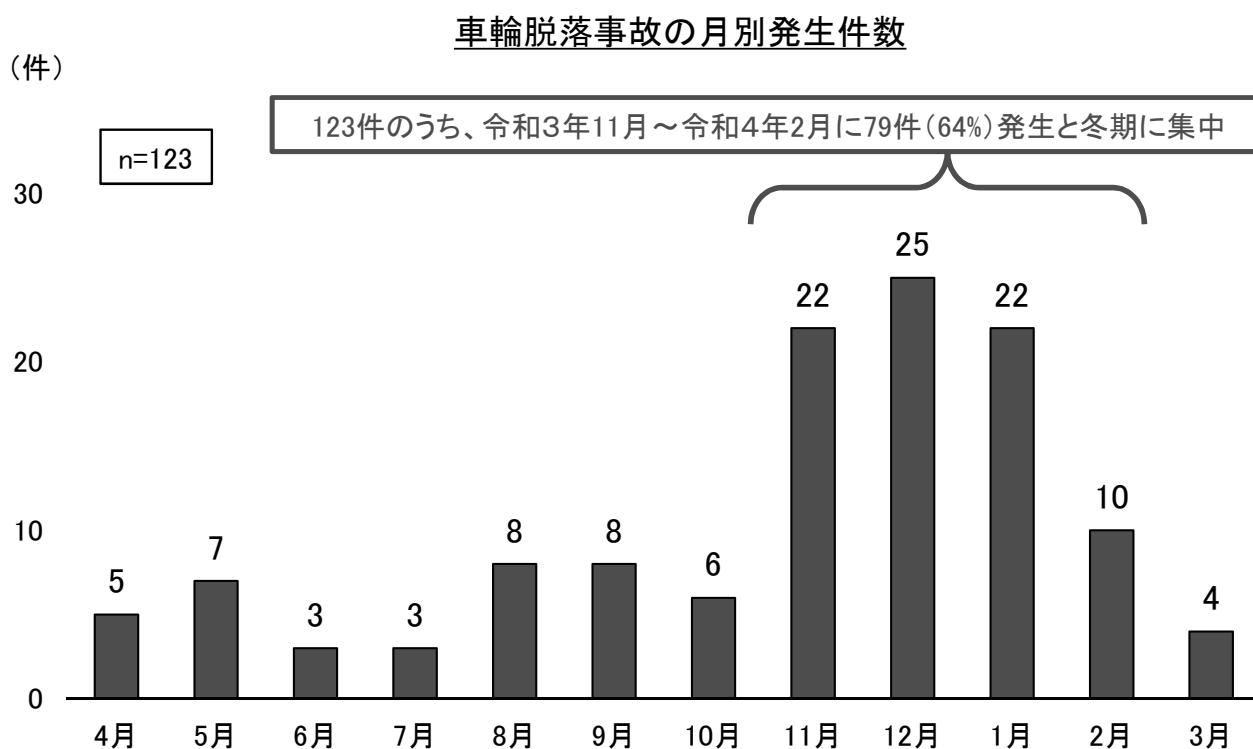
○：座長（敬称略・順不同）

事務局 国土交通省 自動車局 整備課

車輪脱落事故発生状況（令和3年度）【別紙3】



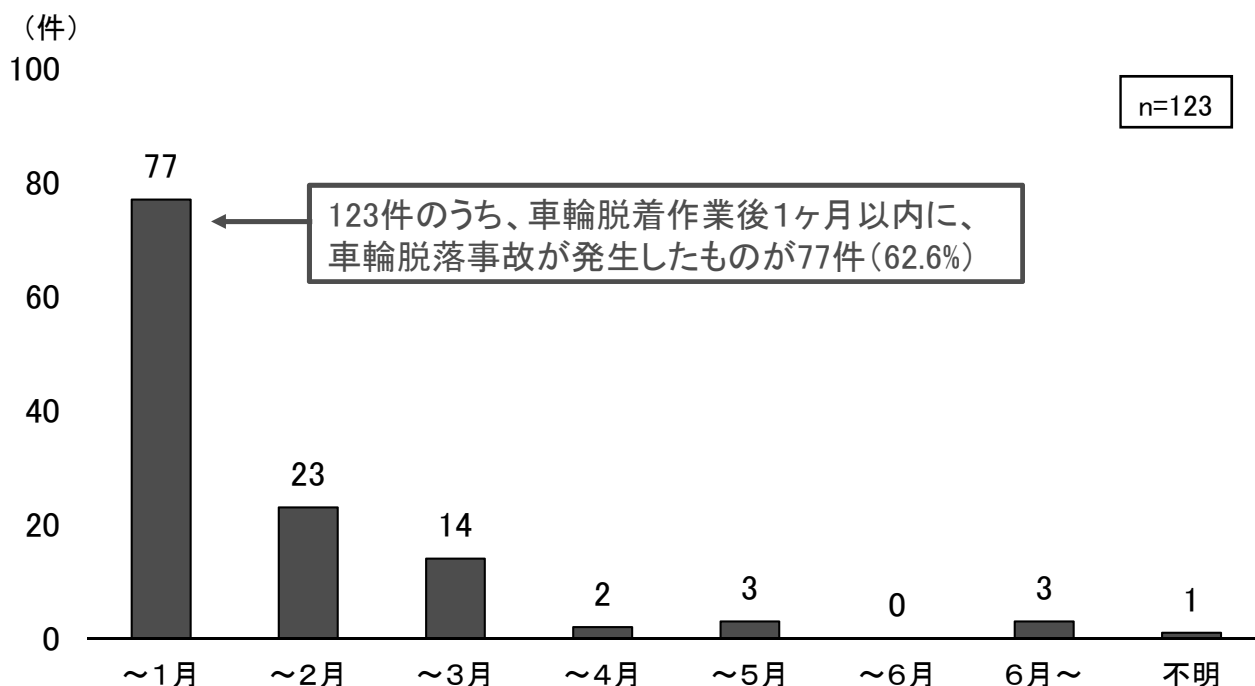
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

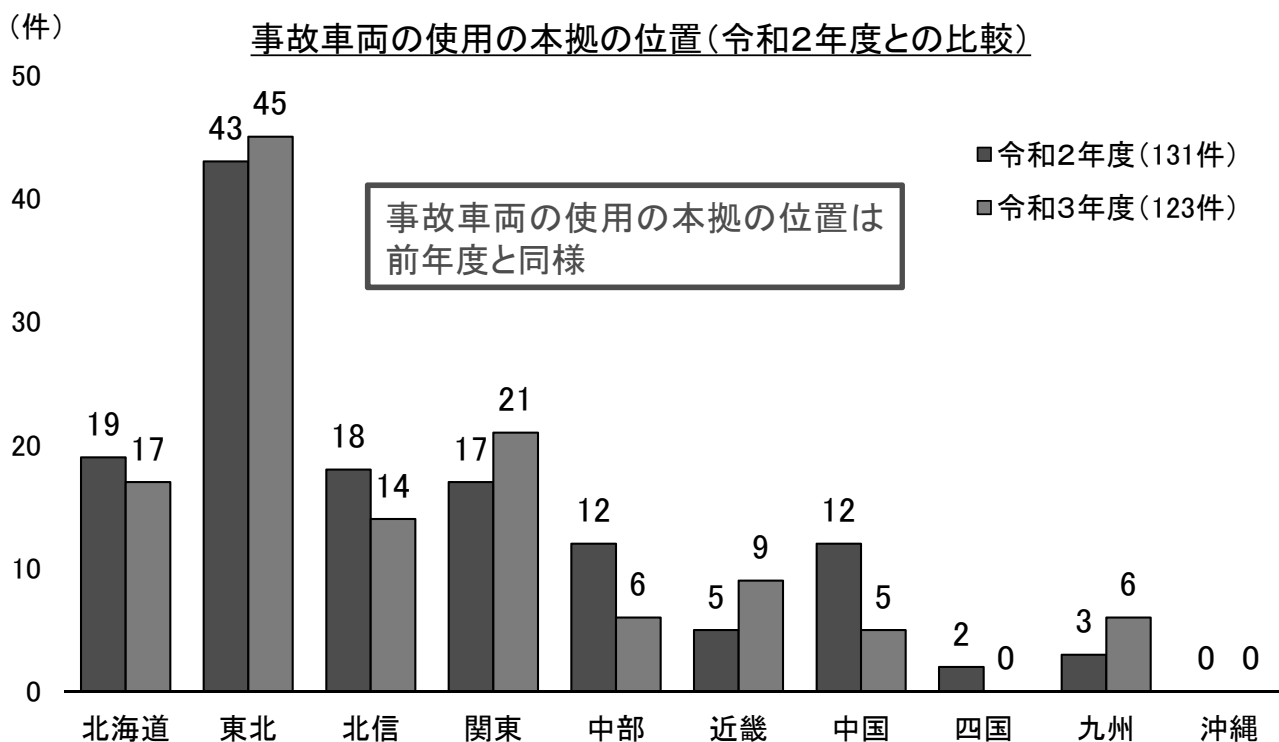
車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

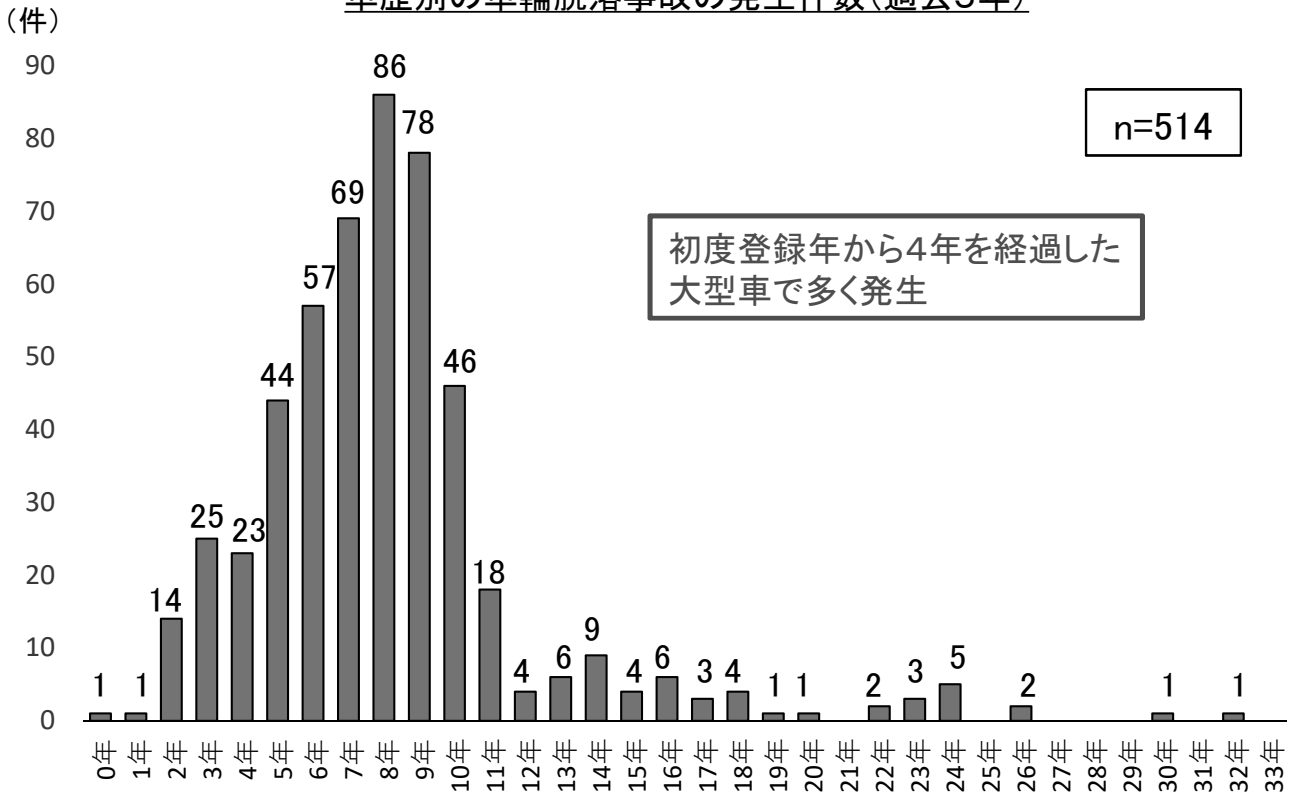
事故車両の使用の本拠の位置（令和2年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

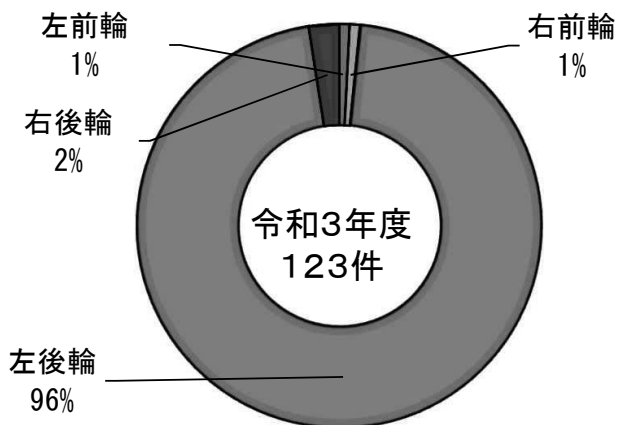
車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

車歴別の車輪脱落事故の発生件数(過去5年)



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

脱落した車輪位置

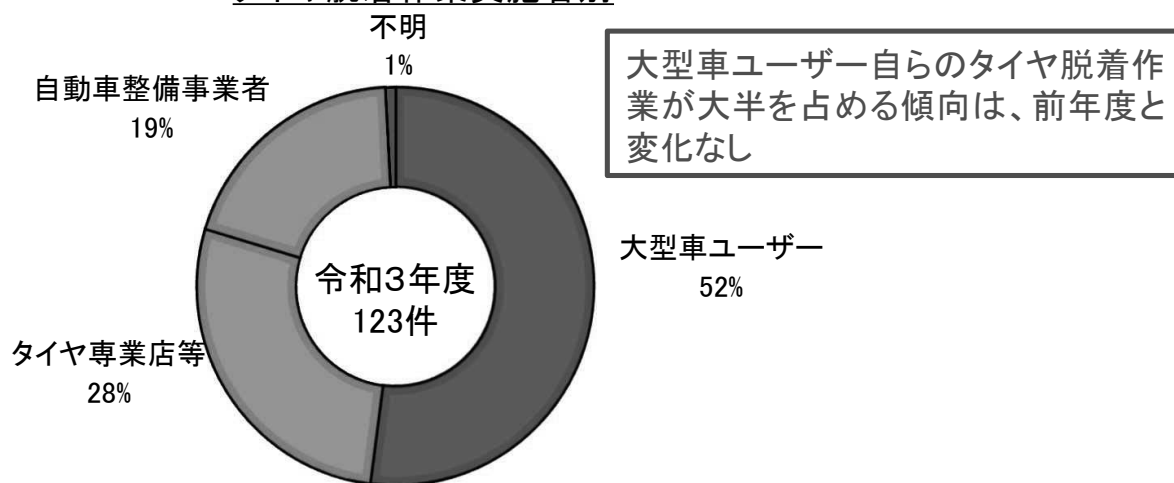


左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

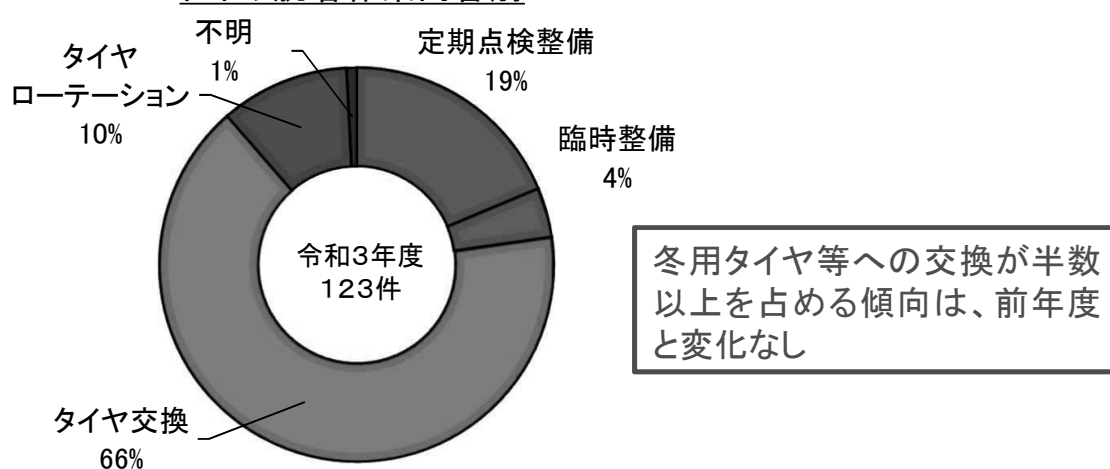
車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

タイヤ脱着作業実施者別



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査（令和3年度）

- 令和3年度発生した車輪脱落事故車両123台のうち95台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないもの 等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャ
の固着



ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れ等の
付着

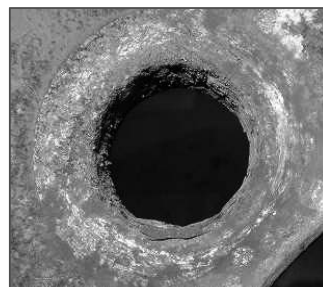


スムーズに回転しない
ホイール・ナット



ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。

著しいさびによる
ディスク・ホイールの損傷



ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。

(6) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正について

別添

国自基第 128 号の 3
令和 4 年 10 月 7 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長（押印省略）

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書
面について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

国自基第 128 号
令和 4 年 10 月 7 日

各地方運輸局長 殿

自動車局長（押印省略）

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書
面について（依命通達）」の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面につい
て（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日付け、地自技第 156 号）の一部を別添新旧
対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏なきよう取
り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対
し周知徹底を図られたい。

国自基第 128 号
令和 4 年 10 月 7 日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長（押印省略）

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書
面について（依命通達）」の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面につい
て（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日付け、地自技第 156 号）の一部を別添新旧
対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏なきよう取
り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対
し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正について 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

平成3年6月28日地技第156号

最終改正：令和4年10月7日国自基第128号

新	旧
<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車^イが道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車)にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1) 及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表する書面又は次に掲げる書面(ハ及びニに掲げる書面にあつては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。) イ～ロ (略) ハ 協定規則に基づく認定証 ニ 細目告示第119条第1項第2号及び第4号の基準に適合していることを証する書面であつて、当該自動車を製作した者が証明した書面 (3) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車^イが道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車)にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1) 及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表する書面又は次に掲げる書面 イ～ロ (略) (新設) (新設) (3) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p>

附則〔令和4年10月7日国自基第128号〕

この改正は、令和4年10月8日から適用する。

(7) 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

事 務 連 絡
令和4年 10 月 25 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 御中

自動車局整備課

貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

今般、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(令和4年10月24日付国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号)により、軽乗用車を貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとし、当該通達に基づき届出がなされた軽自動車については、その自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載することとしました。そのため、当該記載をもって、下記のとおり取扱うこととなる旨、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

記

1. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第一条第一項第二号に基づき、日常点検整備を実施する。
2. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第二条第一項第五号に基づき、定期点検整備を実施する。

以上

令和4年10月24日
自動車局貨物課

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とします。

1. 背景

貨物軽自動車運送事業に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。)において、「届出に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されています。

一方、「規制改革実施計画」において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされました。

2. 概要

貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところですが、今般、「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いについて規定します。

なお、軽乗用車を使用する場合であっても、最寄りの運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート(黒ナンバー)の発行を受けることが必要です。

※別添1、2参照

3. 今後のスケジュール

通達発出：10月24日(月)

通達施行：10月27日(木)

【問合せ先】

自動車局貨物課 武藤、羽田野

代表 03-5253-8111 (内線 41333、41323)

直通 03-5253-8575 FAX 03-5253-1637

国自安第 99 号
国自貨第 95 号
国自整第 166 号
令和 4 年 10 月 24 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
貨物課長
(公印省略)
整備課長
(公印省略)

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）において、「届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されている。

一方、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされたところ、貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところであるが、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとする旨、了知されたい。

貨物軽自動車運送事業者が軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについては、以下に定めるところ

により行うものとし、以下に定めのない事項については軽貨物事業経営届出等取扱通達により行うこととしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。
2. 運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1.の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導すること。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知すること。
4. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

附則（令和4年10月24日国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号）

本通知による取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用する。

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

別添2

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

表

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。旅客の運送はできません！



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に加入しましょう。



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう。

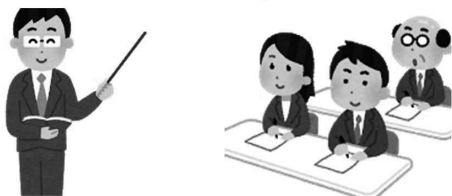


・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



裏

・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは
・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。



(8) 「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について

国自基第 181 号の 3
国自整第 189 号の 3
令和 4 年 12 月 15 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局車両基準・国際課長
整備課長
(押 印 省 略)

「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について

今般、「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」(平成 26 年 2 月 3 日付け国自技第 191 号、国自整第 306 号) 別添「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の一部を改正し、別添のとおり各地方運輸局技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、貴会におかれましても、傘下会員に対して周知方お願いします。

別 添

国自基第 181 号
国自整第 189 号
令和 4 年 12 月 15 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局車両基準・国際課長
整備課長
(押印省略)

「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について

今般、「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」(平成 26 年 2 月 3 日付け国自技第 191 号、国自整第 306 号)別添「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」を別紙のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には、別添のとおり周知したので了知されたい。

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙生企発第121号
令和4年12月15日
警察庁生活安全局長

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の一部改正について(通知)

警察庁生活安全局では、国土交通省自動車局と「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」(平成16年11月9日付け、最終一部改正令和4年6月22日付け。以下「取扱い」という。)を締結し、一定の要件の下、防犯ボランティア団体等が自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することを認めることとし、運用してきたところである。

今般、国土交通省自動車局と協議し、自動車検査証に関する用語等について整理し、「取扱い」を別添のとおり改正したので各都道府県警察においては適正な運用に努められたい。

なお、「取扱い」について必要な手続は別途定める。

別 添

平成16年11月9日
警察庁生活安全局
国土交通省自動車局
令和4年12月15日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の
取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

第2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

- ① 都道府県又は市区町村
- ② 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑤ ①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団

体

- ⑥ ①から⑤のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
- ① 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。
- ② 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- ③ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- ④ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑤ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- ⑥ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- ⑦ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署（当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。）を經由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯等を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。
- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しく

は汚損したときは、再交付を受けなければならない。

- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を修正した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。
- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記録事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記録を削除したときは、警察本部長へ別記様式の記録事項の変更連絡票を電子メール等により通知するものとする。

第3 自動車検査証の記録事項の変更等について

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検査を受ける場合にあっては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
- 3 前項の自動車検査証に記録すべき事項は、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定により自主防犯活動に使用する自動車である旨とする。

第4 運用開始時期

運用の開始は、平成16年12月1日からとする。

附則（平成17年12月12日 国自技第195号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成17年12月15日からとする。

附則（平成18年5月17日 国自技第33号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成18年7月1日からとする。

なお、平成18年6月30日までに、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

附則（平成26年2月3日 国自技第191号、国自整第306号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成26年2月3日からとする。

附則（平成28年6月3日 国自技第38号、国自整第57号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成28年6月3日からとする。

附則（令和2年12月25日 国自基第129号、国自整第247号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和2年12月28日からとする。

附則（令和4年6月22日 国自基第36号、国自整第47号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和4年6月22日からとする。

附則（令和4年12月15日 国自基第181号、国自整第189号）
（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和5年1月1日からとする。

別記様式

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長 印
〇〇方面本部長

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式

第 号
年 月 日

(返納・取消) 連絡票

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当官 殿

〇〇警察署
生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

記録事項の変更連絡票

〇〇県警本部
生活安全担当課 御中

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当 〇〇

年 月 日、自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記録事項の変更がされ、備考欄から自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称
(※申請者が分かれば記載)
- 2 自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」
新しい「使用の本拠の位置」

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別 添

平成16年11月9日
警察庁生活安全局
国土交通省自動車局
令和4年~~8~~12月~~22~~15日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の
取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

第2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

- ① 都道府県又は市区町村
- ② 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑤ ①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団

体

- ⑥ ①から⑤のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
- ① 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。
- ② 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- ③ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- ④ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑤ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- ⑥ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- ⑦ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署（当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。）を經由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯等を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に「~~自主防犯活動用自動車~~」との記載自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受け取るものとする。

- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、再交付を受けなければならない。
- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を修正した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載記録の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票を~~F-A~~電子メール等により当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。
- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票を~~F-A~~電子メール等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載記録の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に「~~自主防犯活動用自動車~~」と記載自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記載記録事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記載記録を削除したときは、警察本部長へ別記様式の記載記録事項の変更連絡票を~~F-A~~電子メール等により通知するものとする。

第3 自動車検査証の記載記録事項の変更等について

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検査を受ける場合にあつては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の記載記録を受けなければならない。
- 3 前項の自動車検査証に記載記録すべき事項は、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定により「自主防犯活動用自動車」~~自主防犯活動に使用する自動車~~である旨とする。

第4 運用開始時期

運用の開始は、平成16年12月1日からとする。

附則（平成17年12月12日 国自技第195号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成17年12月15日からとする。

附則（平成18年5月17日 国自技第33号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成18年7月1日からとする。

なお、平成18年6月30日までに、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

附則（平成26年2月3日 国自技第191号、国自整第306号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成26年2月3日からとする。

附則（平成28年6月3日 国自技第38号、国自整第57号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成28年6月3日からとする。

附則（令和2年12月25日 国自基第129号、国自整第247号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和2年12月28日からとする。

附則（令和4年6月22日 国自基第36号、国自整第47号）

(適用時期)

改正後の運用の開始は、令和4年6月22日からとする。 __
附則 (令和4年12月15日 国自基第181号、国自整第189号)

(適用時期)

改正後の運用の開始は、令和5年1月1日からとする。

別記様式

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長 印
〇〇方面本部長

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記載記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式

第 号
年 月 日

(返納・取消) 連絡票

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当官 殿

〇〇警察署
生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

記載記録事項の変更連絡票

〇〇県警本部
生活安全担当課 御中

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当 〇〇

年 月 日、自動車検査証の備考欄に「~~自主防犯活動用自動車~~」と記載
自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記載記録事項の変更がされ、備考欄「~~自主防犯活動用自動車~~」をから自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称
(※申請者が分かれば記載)
- 2 「~~自主防犯活動用自動車~~」と記載自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」
新しい「使用の本拠の位置」

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(9) 検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について

事務連絡
令和4年12月23日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

自動車局自動車情報課 登録班長
整備課 検査班長
事業班長

検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について

令和5年1月より、自動車重量税、検査登録手数料、NALTEC手数料を含めたクレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が導入されることに伴い、検査窓口における運用を「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）において定めたところです。

つきましては、自動車技術総合機構の審査を伴う申請時及び指定自動車整備事業者における保安基準適合証等による申請時においては下記1. によるよう貴会会員に対し指導いただくとともに、2. により貴会会報誌等により周知願います。

1. 受検者における事前決済登録及び記載方法について（関係資料：別紙1～3）

(1) 自動車技術総合機構の審査を伴う申請

- ・キャッシュレス決済を希望する際は、申請者（支払者）は事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により事前決済情報の登録を行うこと。
- ・上記の場合は自動車検査票の手数料納付箇所「キャッシュレス決済」、「支払い受付番号」、「業務種別（新規、継続 等）」を記載すること。

(2) 指定自動車整備事業者による保安基準適合証（紙・電磁的方法）での申請

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」の旨の記載があることを確認すること。

2. 上記1. に関する周知文等

(1) 自動車総合機構の審査を受検する場合のキャッシュレス決済に関する事前決済登録情報の登録と自動車検査証への記載（別紙1）

(2) 指定自動車整備事業者のキャッシュレス申請時の記載に関する周知文（別紙2）

キャッシュレス決済を利用される方は 「事前決済登録情報」を記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

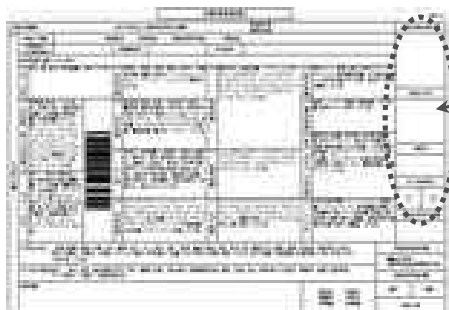
ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です。

自動車技術総合機構の審査を受検する場合は、支払者に決済情報を確認し、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載いただきますようご協力をお願いします。

【自動車検査票（手数料納付欄）への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
- ・「業務種別」（新規、継続 等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

キャッシュレス決済を利用する際は、適合証に「キャッシュレス」記載願います！

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です

継続検査の申請（OSSを除く）であって、キャッシュレス決済をされる方は、保安基準適合証や申請書に以下の記載をしていただき申請をお願いします。

【保安基準適合証での申請の場合】（紙・ハイブリッド）

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」と記載

・キャッシュレス

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

キャッシュレス決済を利用される方は 必ず「受付窓口」にお越してください!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

キャッシュレス決済をされる方は、事前決済登録情報の確認のため、お手数ですが、「受付窓口」までお越し願います。

また、自動車技術総合機構の審査を受検される場合は、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載願います。

【自動車検査票への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁の数値が提供）
- ・「業務種別」（新規、継続等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

検査手数料等の納付について (キャッシュレス情報が確認できません)

継続検査において、キャッシュレス決済の事前登録内容が確認できませんでした。

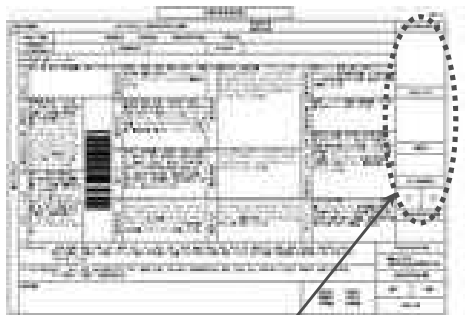
以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、キャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

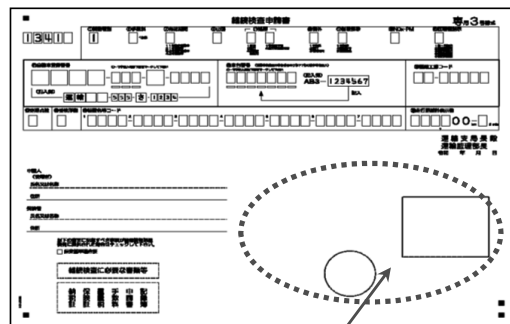
※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査の場合)



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

(指定工場の場合)



・キャッシュレス

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

検査手数料等の納付について (決済額が同意金額の上限額を超過しています)

継続検査において、申請いただきました検査手数料等のキャッシュレス決済時において、実際の決済金額が、事前に登録していただいている「同意金額」を超過しましたので、以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

- ①支払者に事前支払い情報の「同意金額」の上限を再設定する。
(実際の決済額以上の設定)
- ②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

重量税の納付方法について (既に検査手数料等の決済がされています)

継続検査の申請をいただいたところですが、既に登録していただいているキャッシュレス決済内容は、「検査手数料」・「技術情報管理手数料」として既に決済処理されています。

重量税の納付につきまして以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、新たにキャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(重量税は印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査)



重量税

- ・キャッシュレス決済
- ・支払受付番号(17桁)
- ・業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

(10) 自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

別添

国自貨第 113 号
令和 4 年 12 月 23 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

令和元年 5 月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和 5 年 1 月 4 日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和 5 年 1 月 4 日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 以下の通達について読み替える。
 - 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について（平成 15 年国自貨第 80 号）
 - 年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成 15 年国自貨第 91 号）
 - 車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて（平成 25 年国自貨第 91 号）
2. 1. に掲げるもの以外の自動車局貨物課長通達における添付書類等についても、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。

国自貨第91号
平成25年11月8日

地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

） 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

ロードサービス業務に使用される車積載車(自動車又は原動機付自転車を積載することができる自動車)により道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車を一時的・緊急的に、最寄りの場所まで排除する業務については、平成23年9月1日以降は研修の受講等の要件を満たした者を有償運送許可の対象としたところであるが、その後の状況に鑑み、今般取扱いについて改めて別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は平成26年4月1日以降適用し、これに伴い、「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱いについて」(平成23年6月22日付事務連絡及び平成23年8月29日付国自貨第12号)は平成26年3月31日限りで廃止する。

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いについて

1. 以下の全ての要件(以下「有償運送許可要件」という。)に該当する事業者が使用する車積載車においては、有償運送許可により対応する。

(1)申請の日前1年以内に、別紙2の要件を備える複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体(以下「研修実施団体」という。)が実施する研修を受けていること。

(2)有償運送許可を得ようとする車積載車について、被害者一名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険又は共済(以下「任意保険等」という。)に加入していること。

2. 有償運送許可を得た車積載車が運送する物

排除することにより二次災害の防止及び交通渋滞の回避を図り、公共の福祉を確保する観点から、道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車(以下「事故車等」という。)とする。

3. 有償運送許可を得た車積載車の運送区間

事故車等の道路上からの一時的排除を目的とする観点から、原則として有償運送許可を受けた運輸支局(運輸監理部を含む。以下同じ。)の管轄区域内における道路上の現場(運送する自動車又は原動機付自転車が、事故又は故障により自力で走行することができない状態等になった場所をいう。)から、最寄りのディーラー、整備工場又は車両置場等までとする。

4. 許可にあたっては、以下の条件を付すこととする。

(1)有償運送許可証(以下「許可証」という。)は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。

(2)許可期間は、許可日から起算して3年以内とする。ただし、許可期間の満了の後引き続き許可を受けようとする場合は許可満了日の翌日から起算して3年以内とする。なお、

5. (6)の再交付を受ける場合(許可証の紛失の場合を除く。)又は許可期間が過ぎた場合は速やかに許可証を返納すること。

(3)有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取消すことがある。

5. 申請書及び添付書類並びに提出方法は、以下のとおりとする。

(1)有償運送許可申請(以下「申請」という。)は原則として申請書の「運送しようとする期間」の始期日の3ヶ月前から受付けるものとし、同始期日の1ヶ月前(標準処理期間1ヶ月)までに申請させることを基本とする。

(2)研修実施団体に所属している事業者からの申請は原則として、別紙様式1(添付書類を除く。)により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局ごとに研修実施

団体が一括して運輸支局に提出(以下「一括申請」という。)すること。なお、研修実施団体は委任状及び添付書類の内容が適切かどうか確認の上、申請を代理するものとする。

(3)一括申請によらない場合の申請は、研修実施団体による研修の受講状況(原本に限る。)及び任意保険等の証書(写)、自動車検査証(写)を添付し、別紙様式2により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に提出(以下「単独申請」という。)すること。

(4)(3)による単独申請において受理した研修の受講状況は、受理した際に運輸支局において受付印を押印の上、その写しを申請者に交付する。

(5)同一の研修受講をもって複数の運輸支局へ申請する場合及び研修受講後初めて許可を受けた車両(「当初許可車両」という。)のほか、同一の研修受講をもって別の車両を新たに申請する場合(「増車・代替申請」という。)は、一括申請の場合にあっては(2)と同様の手続によるものとし、単独申請の場合にあっては(3)と同様の手続によるものとする。ただし、この場合、(3)に定める添付書類に加えて当初許可車両の許可証(写)も添付することとし、(3)中「研修の受講状況(原本に限る。)」とあるのは「研修の受講状況(運輸支局の受付印のある写)」と読替えるものとする。

なお、増車・代替申請に基づく新たな車両の許可満了日は、申請する運輸支局における当初許可車両の許可満了日と同一とする。

(6)次に掲げる場合には、別紙様式3により許可を受けた運輸支局に申請し、許可証の再交付を受けることができる。

①許可証を紛失又は破損(その識別が困難となった場合を含む。)した場合

②人格が変わらない単なる氏名又は名称の変更及び自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標等」という。)の滅失、き損等による自動車登録番号標等の変更の場合

6. 研修実施団体の取扱い等は、以下のとおりとする。

(1)研修実施団体は、別紙2の要件を満たした者としてその連絡先等が国土交通省ホームページにおいて掲示された者とする。

(2)研修実施団体は、4月から翌年3月までに実施した事故車等の排除業務に関する研修の実施内容を翌年度の6月末までに、別紙様式4により国土交通大臣に報告すること。

(3)研修実施団体が、研修を実施せず、若しくは不適切な研修及び申請を行っていると思われる場合又は(2)に基づく報告をせず、若しくは連絡が取れない場合は、当該研修実施団体へ通知の上、国土交通省ホームページの掲示を削除する。

7. 適用時期等

この取扱いは、平成26年4月1日より適用する。なお、改正前の通達に基づく許可及び研修は改正後においても有効なものとする。また、研修実施団体は6.(2)に基づく最初の報告の際に、前年度の平成26年1月から平成26年3月までの報告を併せて行うものとする。

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修実施団体の要件

1 研修実施団体

複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体であり、かつ、原則として全国規模の組織であること。

2 研修の内容

研修は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める内容で実施するものであること。なお、()内は各項目の目安の時間数を表す。

①排除業務の主旨(1時間)

有償運送の許可に付した条件等、制度の主旨に関すること。

②安全対策(2時間)

排除業務作業及び車積載車の安全運転についての基礎知識、基本的な動作等に関すること。

③車両の取扱い(1.5時間)

ハイブリッド車等特別な注意が必要な車両の取扱いに関すること。

④各種関係法令(0.5時間)

安全ルールの徹底等道路交通法、道路運送法その他有償運送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識に関すること。

3. 研修の実施体制

①研修の責任体制が整備されていること。

②研修の対象者、実施場所、実施時期、受講手続等が明確に定められていること。

③研修の実施時間は少なくとも5時間程度あること。

④研修を実施するにあたって適切な講師が選任されていること。

(11) 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

国自整第212号の3

令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第212号
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。）によることとする。

また、本件については、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第212号の2
令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、了知願います。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

**特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用**

局長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 特定記録等事務と特定変更記録事務の委託を同時に受けようとする者にあつては、特定記録等事務の委託を受ける運輸支局長と特定変更記録事務の委託を受けようとする代表運輸支局長が同一の場合に限り同時に申請することができるものとする。
- ・ 特定記録等事務の委託申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない軽自動車検査協会に対して申請を行うことはできないものとする。

局長通達第5条第3項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

局長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨の申請があつたときは、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて審査結果を共有するものとする。
- ・ 申請者に対して補正を求める場合、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 軽自動車検査協会より、申請の「差戻し」を受けた運輸支局長は、申請者に対して委託申請審査システムを通じて「補正指示」を行うものとする。
- ・ 補正指示内容は申請者が登録したメールアドレスに通知され、当該通知を受けた申請者は、運輸支局長に対してポータルサイトを通じて申請内容の補正を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は補正結果を軽自動車検査協会に委託申請審査システムを通じて共有するものとする。
- ・ 運輸支局長は、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

局長通達第6条第2項

- ・ 検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合に局長通達同条第1項の要件をすべて

満たしていると認めるときに軽自動車検査協会に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

局長通達第6条第3項

- ・ 局長通達第6条第1項(1)ウに該当する者であるかの問合せについて、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システムを通じて審査結果を共有することで回答に替えることができるものとする。なお、検査対象軽自動車のみ委託を受ける場合にあっては、その他適切な方法により回答するものとする。

局長通達第8条

- ・ 運輸支局長が申請を「承認」したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムにて「通知」を行うことにより、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・ 運輸支局長は、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システム上で軽自動車検査協会の審査結果を確認し、審査結果が「承認」となった場合は委託申請審査システムを通じて委託書を交付するものとする。
- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている者から申請があった場合において、当該申請を受けた運輸支局長が申請を承認したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第13条第2項及び第6項

- ・ 本省は、委託申請審査システムより運輸支局長が作成した特定記録等事務代行者に関する記録を収集し、特定記録等事務代行者の名称及び住所等を本省が管理するホームページに掲載することとする。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・ 変更申請があったときは、運輸支局長は局長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・ 変更申請を承認したときは、運輸支局長は、委託申請審査システムに内容を登録し、当該特定記録等事務代行者に承認内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。

- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないようにするものとする。

(附則)

局長通達第13条第2項及び第6項関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、局長通達第13条第2項及び第6項の規定を達成するために本省は該当運輸支局長に対して、適宜該当する特定記録等事務代行者に関する記録の提出を求めるものとする。

(12) 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

2022 軽検検第 196 号の 3

令和 4 年 12 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

軽自動車検査協会検査部長

(公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに国土交通省自動車局整備課長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

理事長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 登録自動車に係る事務の委託を受けようとする者が運輸支局長等に対して申請を行う際は、検査対象軽自動車に係る事務の委託を同時に申請することができるものとする（以下「同時申請」という。）。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない運輸支局長等に対して申請を行うことはできないものとする。

理事長通達第5条第3項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は運輸支局長等から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

理事長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 同時申請が行われた場合は、運輸支局長等から委託申請審査システムを通じて審査結果が共有される。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請者に対して補正を求める場合、委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 同時申請において「補正指示」が必要な場合は、委託申請審査システムを通じて運輸支局長等に「差戻し」するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請において、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は委託申請審査システムに内容を登録し、申請者に対し、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請については、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

理事長通達第6条第2項

- ・同時申請が行われた場合に理事長通達同条第1項の要件を全て満たしていると認めるときに運輸支局長等に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

理事長通達第6条第3項

- ・同時申請が行われ運輸支局長等からの委託申請審査システムを通じた審査結果が共有された場合、同条第1項(1)ウに該当する者として取り扱うものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請にあつては、その他適切な方法により運輸支局長等へ問い合わせることとする。

理事長通達第8条

- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請がなされ、これを「承認」したときは、委託申請審査システムにて「通知」を行うとともに、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・既に運輸支局長等より特定記録等事務の委託を受けている者又は既に特定変更記録事務の委託を受けている者から申請があつた場合において、これを「承認」したときは、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

理事長通達第13条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・変更申請があつたときは、理事長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・変更申請を承認したときは、委託申請審査システムに内容を登録し、当該記録等事務代行者に変更承認書を交付するものとする。

理事長通達第14条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。
- ・当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

理事長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から当該届出を受理した場合は、届出者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないよう委託申請審査システムにおいて所要の措置を講じるものとする。

(附 則)

理事長通達第12条関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から施行規則第49条の13の規定による変更の申請があり承認したとき、第49条の14の規定による変更の届出があったとき、第49条の15の規定による廃止の届出があったとき又は第49条の16の規定による委託の解除を行ったときは、理事長通達第12条第2項及び第3項の規定を達成するために、申請、届出又は解除を行った特定記録等事務代行者の記録を国土交通省へ提出するものとする。

2022 軽検検第 196 号

令和 4 年 12 月 28 日

各事務所長 殿

各支所長 殿

各分室長 殿

検 査 部 長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとする。

また、当該運用については、国土交通省自動車局整備課長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。

令和 4 年 12 月 28 日

国土交通省自動車局整備課長 殿

軽自動車検査協会検査部長

(公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、報告いたします。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

(13) 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

国自整第209号の3
令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第209号
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、以下のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、本件については、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第209号の2
令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

1. 検査標章の配付及び受領

- (1) 特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式1）に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。この場合において、施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所に提出することができるものとする。いずれにおいても提出先は1か所とする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に提出しなければならない。

申請の際は、委託書の写し及び検査標章授受出納簿（事業者用）（別記様式2）の写し（初回申請時を除く）を提示するものとする。

- (2) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から検査標章配付申請書兼受領書の提出があった場合は、次に掲げる確認等を行い、内容が適切な場合は申請書の余白部分に受付日付印を押印した上で、検査標章を配付することとする。なお、自動車検査登録事務所に検査標章配付申請書兼受領書が提出された場合は、自動車検査登録事務所において、同様の確認等を行い、内容が適切な場合は検査標章を配付することとする。

特定記録等事務の委託を受けて初めて提出された申請については、次に掲げる確認事項にかかわらず、当分の間、配付枚数は原則一律100枚とする。この場合、希望枚数算出根拠の記載は不要とする。

イ 特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。

ロ 希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合（直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。）又は前回配付した検査標章の使用実績を3ヶ月間の使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合は、希望枚数算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。ただし、個別の状況を鑑み、適切に算出できると認められる別の方法が示された場合は、当該算出方法により判断しても差し支えない。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。

- (3) 検査標章を受領した者は、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名しなければならない。

2. 検査標章の管理

- (1) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとする。作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。
- (2) 特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、直ちに受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受出納簿（事業者用）に必要事項を記入しなければならない。この場合において、受領した単位に応じて、箱又は束ごとに付された番号を記入することとしても差し支えない。

- ・大箱番号の例：L X X 0 0 0 0 1
- ・小箱番号の例：S X X 0 0 0 0 1
- ・束番号の例：T X X 0 0 0 0 1
- ・検査標章番号の例：X X 0 0 0 0 0 0 1

※Xは西暦の下二桁

- (3) 運輸支局長は、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式3）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。受入欄の記入については、特定記録等事務代行者から検査標章の返納があった場合に行うものとする。なお、自動車検査登録事務所で配付等を行った場合は、自動車検査登録事務所において検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、同様に扱うものとする。
- (4) 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、(3)に規定する方法により記録した出納状況を検査標章納入予定月の前月10日までに報告させるものとする。

3. 検査標章の保管等

- (1) 特定記録等事務責任者は、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に検査標章を保管しなければならない。
- (2) 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存しなければならない。

4. 各種届出等

- (1) 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちにその年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式4）に記入し、特定記録等事

務の委託を受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあつては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。

- (2) 特定記録等事務代行者は、印刷前の検査標章で不良のものがあつた場合は、受領した運輸支局又は自動車検査登録事務所に返納しなければならない。
- (3) 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に必要事項を記入すること。同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、自動車検査登録事務所に返納された場合も同様の扱いとし、同様の不良の形態が頻発している場合は運輸支局長に報告することとする。本省に報告する必要がないと判断した検査標章については、運輸支局又は自動車検査登録事務所においてさい断、せん孔等再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。

5. 保存期間

- (1) 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。
- (2) 運輸支局長は、作成した検査標章授受出納簿（運輸支局用）を記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。自動車検査登録事務所で作成した検査標章授受出納簿（運輸支局用）については、自動車検査登録事務所において同様に保存するものとする。
- (3) 運輸支局長は、提出があつた検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。自動車検査登録事務所に提出があつた検査標章配付申請書兼受領書については、自動車検査登録事務所において同様に保存するものとする。

附則（令和４年１２月２６日 国自整第２０９号）

1. 本取扱いは、令和４年１２月２７日から施行する。ただし、別記様式１については、令和５年１月３１日までの間、令和４年１２月２６日付け、国自整第２１０号による改正前の「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和４年５月２０日付け国自整第５２号）に規定する別記様式３に必要事項を追記したものを使用してもよい。
2. 検査対象軽自動車のみ委託を受けた特定記録等事務代行者については、令和５年１１月３０日までの間、本取扱いは適用しない。

(14) 「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

国自整第210号の3

令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第210号
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第210号の2

令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」
 (令和4年5月20日国自整第52号)の一部を改正する通達 新旧対照表

令和4年5月20日付け国自整第52号
 改正 令和4年12月26日付け国自整第210号

新	旧
<p>特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用</p> <p>局長通達第5条～局長通達第8条 (略)</p> <p>局長通達第11条 (削除)</p>	<p>特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用</p> <p>局長通達第5条～局長通達第8条 (略)</p> <p>局長通達第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書(別記様式3)に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。その際、委託書の写し及び検査標章授受納簿(事業者用)の写し(初回申請時を除く)を提示するものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければならない。 ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章を受領した場合は、検査標章配付申請書兼受領書(別記様式)の受領者氏名欄に記名しなければならない。特定記録等事務責任者は、受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受納簿(事業者用)(別記様式4)に必要事項を記入したうえで、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に保管しなければならない。 ・ 運輸支局長は、検査標章を特定記録等事務代行者に配付する際は、次に掲げる確認等を行うこととする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。 二 希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値(1.0未満切り上げ)を超える場合(直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。)は、希望枚数
<p>局長通達第12条 (削除)</p>	<p>算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。</p> <p>三 検査標章授受納簿(運輸支局用)(別記様式5)に必要事項を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所において検査標章を特定記録等事務代行者に配付することを妨げないものとする。この場合、配付の申請を行う特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書を施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所1か所に提出しなければならない。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する自動車検査登録事務所に提出しなければならない。 ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちに、その年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書(別記様式6)に記入し、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあっては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。 ・ 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受納簿(事業者用)とともに保存し、印刷前の検査標章で不良のものがあった場合は運輸支局長に返納しなければならない。 ・ 運輸支局長は、提出があった検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。 ・ 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、本省に報告する必要がないと判断した検査標章については、運輸支局において適切に廃棄するものとする。 <p>局長通達第12条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸支局長は、「自動車検査業務実施要領について(依命通達)(昭和36年11月25日付け自車第880号)」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受納簿(運輸支局用)を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式3の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。
また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式3により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるように本省において所要の作業を行う。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式4により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式5）を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式4により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式6により届出を行うものとする。

(添付資料1)～(添付資料2) (略)

(別記様式1)～(別記様式2) (略)

(削除)

(別記様式3)

(別記様式4)

(別記様式5)

(別記様式6)

(附則)

本改正規定は、令和4年12月27日から施行する。

・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、前項に規定する方法により記録させ、検査標章納入予定月の前月10日までに出納状況を報告させるものとする。

・ 運輸支局長は、返納された検査標章の枚数を検査標章授受納簿（運輸支局用）に記入すること。

・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとし、作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。

・ 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受納簿（事業者用）を記録した日の属する年度の翌々年度の末日まで保存しなければならない。

局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式7の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。

また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式7により報告するものとする。

- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。

- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるように本省において所要の作業を行う。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式8により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式9）を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式8により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式10により届出を行うものとする。

(添付資料1)～(添付資料2) (略)

(別記様式1)～(別記様式2) (略)

(別記様式3)～(別記様式6)

(別記様式7)

(別記様式8)

(別記様式9)

(別記様式10)

(15) 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

国自情第246号
国自整第202号
令和4年12月28日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自 動 車 局 長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

国自情第246号
国自整第202号
令和4年12月28日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、令和5年1月からの自動車検査証の電子化、キャッシュレス決済の導入に伴う改正及び、運用変更に伴う窓口での取扱いを考慮して、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自整第232号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和5年1月1日から施行する。

自動車登録業務等実施要領

I. 登録自動車

1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）

（1）型式指定自動車の場合

（ア）提出書類

（a）新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

（b）所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

（c）所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

（d）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は実印を押印

② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要

（e）完成検査終了証（電子情報）

① 発行されてから9ヶ月以内のもの

② 完成検査終了証の有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて合格印のある自動車検査票又は有効な自動車予備検査証

（f）所有者の印鑑（登録）証明書

① 発行されてから3ヶ月以内のもの

② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付

③ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす

④ 申請人（所有者）が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑（登録）証明書を添付。なお、未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付

⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあっては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記

簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)

- ⑥ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

- (g) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

① 実印を押印

- (h) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

- (i) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)

① 使用者のもの

② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

- (j) 使用の本拠の位置を証するに足る書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

- (k) 使用者の住所を証するに足る書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行した

【別添改正溶け込み】

もので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(l) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること

(m) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(n) その他

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

- (a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

- (a) 新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

- ① 譲渡人は実印を押印

- ② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要

(e) 所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの

- ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

- ③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使

館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面(民法108条等、自己契約・双方代理にあつては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)
- ⑥ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(f) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

① 実印を押印

(g) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(h) 輸入の事実を証明する書面(輸入自動車の場合に限り必要)

次のうちのいずれかのもの

○自動車通関証明書

○排出ガス検査終了証(電子情報)

(予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し)

○輸入自動車特別取扱届出済書(予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し)

(i) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちのいずれかのもの

○合格印のある自動車検査票

○有効な自動車予備検査証

(j) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)

【別添改正溶け込み】

- ① 使用者のもの
 - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- (k) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
 - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (l) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）
- ① 個人
 - ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 法人
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (m) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること
- (n) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

【別添改正溶け込み】

(o) その他

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

- (a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

- ① 譲渡人は実印を押印

- ② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要

(オ) 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車を登録する場合には、一時抹消登録証明書

(カ) 所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの

- ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

- ③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付

- ⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあつては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又

【別添改正溶け込み】

は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)

- ⑥ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
- なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(キ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 実印を押印

(ク) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(ケ) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)

- ① 使用者のもの

- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

(コ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

- ① 使用者が個人の場合

・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ② 使用者が法人の場合

・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ③ 各書面は写しで可とする

(サ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

- ① 合格印のある自動車検査票

- ② 有効な自動車予備検査証

- ③ 乗用車で保安基準適合証の交付を受けた自動車にあつては有効な保安基準適合証

(シ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若し

【別添改正溶け込み】

くは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

- (ス)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(セ) その他

- ①希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(2) 提示書類

- (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)

2. 変更登録・自動車検査証変更記録の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(ウ) 原因を証する書面等

- ① 所有者又は使用者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票。

なお、住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

- ② 所有者が個人の場合で氏名の変更の場合
 - ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票
 - ③ 所有者又は使用者が法人の場合で住所の変更の場合
 - ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。なお、登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事項証明書も必要
 - ④ 所有者が法人の場合で名称の変更の場合(合併・分割を除く)
 - ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
 - ⑤ 住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する。
 - ⑥ 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)
 - 個人
 - ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - 法人
 - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - ⑦ 上記の各書面は、所有者にかかるものは原本を提出、使用者にかかるものは写しで可とする。市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)
- (オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

【別添改正溶け込み】

- ① 旧使用者のものは不要
 - ② 登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。
- (カ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
- ① 新使用者のもの
 - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
 - ③ 使用者変更の場合は、使用の本拠の位置が変わるものと考えられることから変更登録は必要であるが、新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
 - ④ 変更の原因が住居表示の変更のみの場合は不要
- (キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
 - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (ク) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要
- (ケ) ・ 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (コ) その他
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

【別添改正溶け込み】

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、所有者の氏名又は名称若しくは住所に変更があれば登録識別情報の提供が必要。

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

① 登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

(オ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(カ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(キ) 合格印のある自動車検査票

(ク) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(2) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

(イ) 自動車納税証明書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、所有者の氏名又は名称若しくは住所に変更があれば登録識別情報の提供が必要。

3. 移転登録・自動車検査証変更記録の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）（登録権利者が国等の場合の手数料は無料）

(ウ) 譲渡証明書

- ① 譲渡人は実印を押印

(エ) 新旧所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新旧所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③ 旧所有者が海外へ転出し印鑑(登録)証明書が発行されない場合は、自動車検査証住所から海外転出までの住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」及び在外日本大使館、領事館及び外国官憲が証明したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明、拇印証明書等であれば印鑑証明書と見なす
- ④ 申請人(新旧所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
- ⑤ 申請人(新旧所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ⑥ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあつては取締役会等の議事録等の写し。
なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)
- ⑦ 申請者(旧所有者)が破産管財人による場合は裁判所の許可証（写しでも可）。車両価格100万円以下である場合は当該価格が確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等若しくは破産管財人の申立書（申請した自動車は破産法第78条第2項に規定する裁判所の許可を受けている旨又は破産法第78条第3項に該当し裁判所の許可が必要ない旨を記載）を添付
- ⑧ 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることが

できない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

- ⑨ 旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(オ) 新旧所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要
② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする）
④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

- ① 使用者が個人の場合
・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行

されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

- ① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ) 旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面(旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合)

- ① 旧所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
 - ・ 住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
- ② 旧所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
 - ・ 氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票
- ③ 旧所有者が法人の場合で住所の変更があった場合

【別添改正溶け込み】

- ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
- ④ 旧所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
 - ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ⑤ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
- ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (シ)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
 - ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (ス) その他の必要書類
 - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

（自動車検査証変更記録申請書）

- ① 新所有者が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 次のうち、いずれかのもの

- ① 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書
- ② 遺言書（公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの）
- ③ 遺産分割に関する調停調書

- ④ 遺言書情報証明書
 - ⑤ 遺産分割に関する審判書（確定証明書付）
 - ⑥ 判決謄本（確定証明書付）
 - ⑦ 申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書（申請人である相続人が、相続する自動車の価格が 100 万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限る）
 - ・ 民法の規定に基づく遺産分割協議が成立したこと及びその年月日を記載
 - ・ 申立書による申請の同意を得ていること及びその年月日を記載
- (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③⑤⑥を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑦を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕
- (オ) 新所有者の印鑑(登録)証明書
- ① 発行されてから 3 ヶ月以内のもの
 - ② 申請人(新所有者)が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて発行されてから 3 ヶ月以内の住民票を添付
- (カ) 新所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
- ① 実印を押印
- (キ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
- ① 旧使用者のものは不要
 - ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
- (ク) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
- ① 新使用者のもの
 - ② 証明の日から概ね 1 ヶ月以内のもの
 - ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ケ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする）
 - ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
- (ケ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合

【別添改正溶け込み】

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (コ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）
- ① 個人
 - ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 法人
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (サ) 自動車検査証
- ① 有効期間のあること（抹消登録と同時申請の場合を除く）
 - ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
- (シ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (ス) その他
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記

載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-2-2. 共同相続

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書（被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの）

(エ) 新所有者（相続人）全員の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて発行されてから3ヶ月以内の住民票を添付

(オ) 新所有者（相続人）全員の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする）
- ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であつて自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

- ① 使用者が個人の場合

・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

【別添改正溶け込み】

② 使用者が法人の場合

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

- ① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)

(サ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(シ) その他の必要書類等

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
- ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
- ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-3. 合併によるもの

【別添改正溶け込み】

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 合併の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

(エ) 新所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

(オ) 新所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

- ① 使用者が個人の場合
 - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ③ 各書面は写しで可とする

【別添改正溶け込み】

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

① 有効期間のあること（抹消登録と同時申請の場合を除く）

② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ) 旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面（旧所有者の名称又は住所に変更がある場合）

① 旧所有者に住所の変更があった場合

・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄（抄）本又は閉鎖謄本、登記事項証明書

② 旧所有者に名称の変更があった場合（旧所有者の名称変更の原因が合併・分割によるものを除く）

・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

③ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書

④ 上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする

(シ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(ス) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により

【別添改正溶け込み】

返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 譲渡証明書（分割の事実が確認できる商業登記簿謄（抄）本及び分割計画書又は分割契約書の写しで当該自動車特定できる場合は不要）

- ① 譲渡人は実印を押印

(エ) 新旧所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（新旧所有者）が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付

(オ) 新旧所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印
- ② 会社分割に伴う移転登録は登録令第11条には該当せず、同第10条による共同申請とする

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であつて、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書

【別添改正溶け込み】

面としては「(ク)使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする)

- ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク)使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(ケ)使用者の住所を証するに足りる書面(自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ)自動車検査証

① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)

- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ)旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面(旧所有者の名称又は住所に変更がある場合)

【別添改正溶け込み】

- ① 旧所有者に住所の変更があった場合
 - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
 - ② 旧所有者に名称の変更があった場合(合併・分割を除く)
 - ・名称の変更が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
 - ③ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
 - ④ 上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (シ)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)
- (ス) その他
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-5. 判決によるもの(新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(ウ) 判決正本(確定証明書付き、場合によっては執行文)

- ① 原本提示の上、写しを添付

(エ) 新所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③ 申請人(新所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証

明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ④ 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(オ) 新所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

- ① 旧使用者のものは不要
② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要)

- ① 新使用者のもの
② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
③ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面(使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

- ① 使用者が個人の場合
・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ② 使用者が法人の場合
・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足る書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若し

【別添改正溶け込み】

くは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)

- ### ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(シ) その他の必要書類等

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

- ### ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 永久抹消登録申請書

- ### ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

【別添改正溶け込み】

- ② 解体報告記録がなされた日、解体に係る移動報告番号を記載
- ③ 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
- ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(カ) 自動車登録番号標

(キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面（所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）

- ① 所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
 - ・住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
- ② 所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
 - ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書若しくは住民票
- ③ 所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
 - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄（抄）本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
- ④ 所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）

【別添改正溶け込み】

- ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
 - ⑤ 所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
 - ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (ク)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (ケ) その他
- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
 - (c) 永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
 - (d) 永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち1名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

- (2) 自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類
- (ア) 自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)
 - ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
 - (イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状(永久抹消登録の委任状と併用することも可)
 - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

- (1) 提出書類
- (ア) 永久抹消登録申請書
 - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

【別添改正溶け込み】

- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書
- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
 - ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
 - ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
 - ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
 - ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付
- (エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
- ① 実印を押印
- (オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
- (カ) 自動車登録番号標
- (キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面（所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）
- ① 所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
 - ② 所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書若しくは住民票
 - ③ 所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄（抄）本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
 - ④ 所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

【別添改正溶け込み】

- ⑤ 所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
- ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (ク) 罹災証明書(滅失の場合)
- (ケ) 当該自動車用途廃止された旨及び使用目的を記載した申立書及び写真(用途廃止の場合)
- (コ) 解体証明書又はマニフェストB2票(大型特殊自動車及び被けん引自動車を解体した場合。なお、マニフェストB2票は写しで可とする)
- (サ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (シ) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
 - (c) 永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
 - (d) 永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち1名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

4-2. 輸出抹消仮登録の申請(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録申請書

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 輸出の予定日を記入
- ③ 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にでき

【別添改正溶け込み】

ないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
- ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(カ) 自動車登録番号標

(キ)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(ク) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- (c) 輸出抹消仮登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ア) 一時抹消登録申請書

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
- ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(カ) 自動車登録番号標

(キ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(ク) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等し返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- (c) 一時抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状

【別添改正溶け込み】

について各々の委任項目を併合できる

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

※ 転入抹消登録について

添付書類については、抹消登録と同時に、管轄変更を含む移転登録又は変更登録を申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。この場合、同時になされる変更登録については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。なお、自動車検査証又は自動車登録番号標を盗難又は遺失等により返納できない場合については、4-1-1. (1) - (ケ) - (a)、(b)を準用するものとする。

※ 自動車登録番号標を返納できない場合において、盗難又は遺失若しくは紛失以外の理由では抹消登録申請は受理しない。

5. 一時抹消登録後の届出

5-1. 解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

① 解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合には、一時抹消登録証明書

(エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ) その他

(a) 所有者の住所を証する書面（氏名・名称又は住所に変更がある場合に限り必要）

① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

(b) 当該自動車の所有権を証するに足る書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）

【別添改正溶け込み】

本又は登記事項証明書（写しでも可）

（c）登録識別情報等通知書（平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付

（2）自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類

（ア）自動車重量税還付申請書（解体届出書と兼用）

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

（イ）代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状

（ウ）自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

5-2. 滅失又は用途廃止の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）の滅失又は用途廃止の場合）

（1）提出書類

（ア）解体等届出書

（イ）手数料納付書（手数料は無料）

（ウ）登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合には、一時抹消登録証明書

（エ）所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

（オ）罹災証明書（滅失の場合）

（カ）当該自動車が用途廃止された旨及び使用目的を記載した申立書及び写真（用途廃止の場合）

（キ）その他

（a）所有者の住所を証する書面（氏名又は名称、住所に変更がある場合に限り必要）

① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

（b）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

【別添改正溶け込み】

- (c) 登録識別情報等通知書（平成 20 年 11 月 3 日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付

5-3. 輸出に係る届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く）を輸出する場合）（輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）

(1) 提出書類

(ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

- ① 輸出の予定日を記入

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 登録識別情報等通知書

ただし、平成 20 年 11 月 3 日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合には、一時抹消登録証明書

(エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ) その他

(a) 所有者の住所を証する書面（氏名又は名称、住所に変更がある場合に限り必要）

- ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

- ② 所有者変更記録申請書

(b) 当該自動車の所有権を証するに足る書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

- ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄（抄）本、登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

- ② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（写しでも可）

- ③ 所有者変更記録申請書

6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納（自動車の輸出を取り止める場合）

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録（輸出予定届出）証明書返納届出書

【別添改正溶け込み】

- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）
（輸出予定届出証明書の返納は手数料無料）
- (ウ) 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書
- (エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

7. 所有者変更記録申請（一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合）

(1) 提出書類

- (ア) 所有者変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 登録識別情報等通知書
ただし、平成 20 年 11 月 3 日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の申請をする場合には、一時抹消登録証明書
（何れの書類も提出できない場合、不受理とする）
- (エ) 新所有者の住所を証する書面
 - ① 発行されてから 3 ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）
- (オ) 所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）
- (カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面
 - ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄（抄）本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車の届出

(1) 提出書類

- (ア) 再輸入見込届出書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(2) 提示書類

- (ア) 再輸入することが見込まれることを証する書面
 - ① 貨物運搬車であって、船舶等に乗せて本邦と外国との間を継続的に行き来するもの
の場合
 - ・貨物の運搬等に係る契約書又は事業計画書等（往来する自動車の自動車登録番号、車台番号、輸出先国及び経由国が明らかになるものであることを要する）

② 本邦と外国との間を継続的に行き来する者とともに、船舶等に乗せて本邦と外国との間を継続的に行き来する自動車の場合

- ・ 本邦と外国との間を往来する者に関する行程計画書（往来する自動車の自動車登録番号、車台番号、本邦と外国との間を往来する目的、行程の記載を要する）
- ・ パスポート
- ・ 日本国の運転免許証
- ・ 国際運転免許証

(イ) 自動車検査証

9. 自動車検査証変更記録の申請

9-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 事由を証する書面等

① 使用者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票。住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要。

なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとする挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1.(1)-(ア)-(j)-①」に準ずるものとする。ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

② 使用者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③ 使用者が法人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事項証明書も必要。

なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとする挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1.(1)-(ア)-(j)-②」に準ずるものとする。ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

④ 使用者が法人の場合で名称の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、名称の変更の事実が証明できる商業

【別添改正溶け込み】

登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

- ⑤ 使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・ 個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・ 法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する
 - ・ ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合に限る。
 - ・ 上記①～⑤の各書面は写しで可とする。
 - ⑥ ・ 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
 - ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)
 - ⑦ 構造変更を伴わない諸元等の変更の場合
 - ・ 自動車検査票等
- (エ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)
- (オ) 自動車検査証(限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)

9-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

- (ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証変更記録申請書)
- (イ) 手数料納付書(自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要)(キャッシュレスの場合はその旨記載)
- (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書(キャッシュレスの場合はその旨記載)
- (エ) 所有者の委任状(登録番号の変更を伴う場合で代理人が申請する場合に限り必要)
- (オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)
- (カ) 自動車検査証
- (キ) 合格印のある自動車検査票
- (ク) その他
 - ① 登録番号が変更となる場合
 - ・ 自動車登録番号標
 - ・ 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(2) 提示書類(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)

- (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書
- (イ) 自動車税納税証明書

10. 自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請

（1）提出書類

（ア）自動車登録番号標交付申請書

- ① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

（イ）手数料納付書（手数料は無料）

（ウ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

（エ）自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

（オ）自動車登録番号標

（カ）・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

（キ）その他

- （a）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

- （b）希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

（ク）使用者の委任状（種別・用途等が変わる場合に限り必要、ただし申請書に記名があれば不要）

11. 自動車検査証の再交付の申請

（1）提出書類

（ア）自動車検査証再交付申請書

- ① 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

（イ）所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

（ウ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（エ）自動車検査証（き損又は識別が困難となった場合に限り必要）

（2）提示書類

（ア）使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 健康保険の被保険者証
- ③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

【別添改正溶け込み】

- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

12. 登録事項等証明書交付の請求

(1) 提出書類

(ア) 登録事項等証明書交付請求書

① 自動車登録番号及び車台番号下7桁の記載が必要

(a) 自動車登録番号が明らかにできないことがやむを得ないと確認できる場合は、車台番号のみで請求できる。

ただし、車台番号全桁の記載が必要。

(b) 私有地における放置車両に係る請求の場合であって、次のことを明確にできる場合は、自動車登録番号のみで請求できる。

- ・ 車両が放置されている場所
- ・ 見取り図
- ・ 放置期間
- ・ 放置車両の写真

(c) 裁判手続きの書類として登録事項等証明書が必要不可欠な場合であって、債務名義等の書類の提出又は提示によって裁判手続きに利用することが確認できる場合は、自動車登録番号のみで請求できる。

② 請求者個人の氏名及び住所の記載が必要

・ 法人による請求はできない。

③ 「請求の事由」欄に具体的な請求理由の記載が必要

ただし、自動車登録ファイル上の現在の所有者本人からの請求の場合は不要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(ウ) その他

・ 請求書を送付して交付請求する場合は、下記(2)(ア)①～⑥に掲げる書類のいずれかの写しとともに、当該請求者の住民票又は国土交通大臣が適当と認める書類（交付請求する日前30日以内に作成されたものに限る。）が必要

(2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

① 運転免許証

【別添改正溶け込み】

- ② 健康保険の被保険者証
- ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(3) その他

以下の場合には、交付請求を拒むものとする。

- ① 本人確認ができない場合
- ② 請求の事由が記載されていない、もしくは記載内容が不十分であるため請求の事由の内容を確認したところ、明確な回答が得られない場合
- ③ 自動車登録番号及び車台番号が明示できない場合
- ④ 盗難やストーカー行為などの不当な目的に使用される恐れがある場合
- ⑤ 個人のプライバシー侵害の恐れがある場合
- ⑥ その他登録事項等証明書制度の趣旨に反する請求の事由の場合

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）

（1）型式指定自動車の場合

（ア）提出書類

（a）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

（b）所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

（c）所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

（d）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（e）完成検査終了証

① 発行されてから9ヶ月以内のもの

② 完成検査終了証の有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて合格印のある自動車検査票又は有効な自動車予備検査証

（f）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（g）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（h）使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

（i）使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

① 使用者が個人の場合

【別添改正溶け込み】

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・ 住居にかかる契約期間内の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・ 事業所にかかる契約期間内の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

- (j) ・ 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

(a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

(b) 手数料納付書（自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要）（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(e) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(f) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(g) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちのいずれかのもの

○(二輪)自動車通関証明書

○排出ガス検査終了証（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）

○輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）

○輸入自動車等の打刻届出書

(h) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちのいずれかのもの

○合格印のある自動車検査票

○有効な自動車予備検査証

(i) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

① 個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

- ・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(j) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

① 使用者が個人の場合

- ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

(k) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

【別添改正溶け込み】

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

(a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

(イ) 手数料納付書（自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要）（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(オ) 自動車検査証返納証明書

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(キ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(ク) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

① 合格印のある自動車検査票

② 有効な自動車予備検査証

③ 有効な保安基準適合証

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる

場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

- (サ)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)
- (2) 提示書類(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)
 - (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2. 自動車検査証変更記録の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書(手数料は無料)
- (ウ) 事由が確認できる書面等

① 使用者又は所有者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票。なお、住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

② 使用者又は所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③ 使用者又は所有者が法人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。なお、登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事

項証明書も必要

- ④ 使用者又は所有者が法人の場合で名称の変更の場合
 - ・発行されてから3ヶ月以内のものであって名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ⑤ 使用者又は所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する。
- ⑥ 使用者変更の場合
 - ・使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)
 - 個人
 - ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - 法人
 - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - ・上記①～⑥の各書面は写しで可とする。
- ⑦ 所有者(名義)変更の場合
 - ・譲渡証明書
- (エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名あれば不要)
 - ① 旧所有者のものは不要
- (オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)
 - ① 旧使用者のものは不要
- (カ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)
 - ① 使用者が個人の場合
 - ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてか

【別添改正溶け込み】

ら3ヶ月以内のもの)

・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

(ク) 自動車検査証

(ケ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(コ) その他

① 車両番号が変更となる場合は、車両番号標

② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 構造等変更検査申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

(イ) 手数料納付書(自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要)(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(エ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(オ) 自動車検査証

(カ) 合格印のある自動車検査票

(2) 提示書類(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2-3. 二輪の番号変更の場合

【別添改正溶け込み】

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証変更記録申請書（二輪番号変更）

① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(オ) 車両番号標

(カ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(キ) その他

① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(オ) 車両番号標

(カ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(キ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

(b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）を添付

(c) 自動車検査証返納証明書交付申請と同時に、記入申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

4. 所有者変更記録申請（自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合）

【別添改正溶け込み】

(1) 提出書類

- (ア) 所有者変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 自動車検査証返納証明書（提出できない場合、不受理とする）
- (エ) 新所有者の住所を証する書面
 - ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）
- (オ) 所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）
- (カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面
 - ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄（抄）本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証再交付申請書
 - ① 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）
- (ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
- (エ) 自動車検査証（き損又は識別が困難となった場合に限り必要）

(2) 提示書類

- (ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの
 - ① 運転免許証
 - ② 健康保険の被保険者証
 - ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
 - ④ 在留カード
 - ⑤ 特別永住者証明書
 - ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
 - ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

- (ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

【別添改正溶け込み】

- ① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）
- (ウ) 所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）

(2) 提示書類

(ア) 所有者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
 - ② 健康保険の被保険者証
 - ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
 - ④ 在留カード
 - ⑤ 特別永住者証明書
 - ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
 - ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類
- ・ 上記書面を不携帯等の場合で、請求者が郵送料を負担した上で郵送による交付を希望したときは、送付先が私書箱等で請求者の住所が明らかでない場合を除き応じて差し支えないものとする。
 - ・ 自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録されている所有者と請求者の氏名又は名称及び住所が一致しないときは、当該証明書を交付しないものとする。ただし、契約書その他の資料をもって、請求者が当該自動車の所有者であることが確認できるときはこの限りではない。

※ 転入・自動車検査証返納証明書交付申請について

添付書類については、返納証明書交付申請と同時に、管轄変更を含む自動車検査証変更記録申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。なお、自動車検査証又は車両番号標を盗難又は遺失等により返納できない場合については、3.(1)－(キ)－(a)、(b)を準用するものとする。この場合、同時になされる変更記録申請については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1－1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

(1) 提出書類

【別添改正溶け込み】

(ア) 新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

(イ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(ウ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(エ) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

①（二輪）自動車通関証明書

(オ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(キ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

【別添改正溶け込み】

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

- (ケ) 側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であるかを確認する書面として車両の外観（前後・横）、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができる車両の写真又は図面など
- (コ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合）

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(ウ) 軽自動車届出済証返納証明書

(エ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(カ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

【別添改正溶け込み】

(キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(ク)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

③変更の事由と日付欄：変更の事由を記入

(イ) 軽自動車届出済証

(ウ) 住所を証するに足りる書面（使用者の変更、使用者の氏名又は名称及び住所の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要）

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

【別添改正溶け込み】

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③各書面は写しで可とする

④国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要

(エ) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要)

(オ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置の変更及び使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(カ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

①旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

①旧所有者のものは不要

(ク) 車両番号標(車両番号の変更となる場合のみ必要)

(ケ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(コ) その他

【別添改正溶け込み】

- ①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

(2) 提示書類

- (ア) 車両番号の変更となる場合、自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

- (ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

- ①申請者（使用者）欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

- (イ) 軽自動車届出済証

- (ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- (エ) 車両番号標

- (オ)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

- (カ) その他

- ①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

- ②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

- (ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

- ①申請者欄：使用者の記名が必要

- ②申請の事由欄：申請の事由を記入、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

- (イ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- (ウ) 軽自動車届出済証（提出可能な場合）

(2) 提示書類

- (ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ①運転免許証

- ② 健康保険の被保険者証

【別添改正溶け込み】

- ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書

- ①申請者（使用者）の記名が必要、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、
- ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯

(イ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ①運転免許証
- ② 健康保険の被保険者証
- ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(16) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第207号の3

国自情第255号の3

令和4年12月23日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和4年12月23日付け国自整第207号、国自情第255号

新	旧
<p align="center">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類（別添3）に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3-2-2～3-2-3（略）</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保安基準第54条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする自動車検査証（以下「検査証」という。）の変更記録の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和36年4月10日自総第246号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し</p> <p>臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手</p>	<p align="center">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3-2-2～3-2-3（略）</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保安基準第54条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする検査証の記入の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和36年4月10日自総第246号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し</p> <p>臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が</p>
<p>手数料（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。</p> <p>なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。</p> <p>また、印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続き（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済である旨を確認するものとする。</p> <p>3-2-5-1（略）</p> <p>3-2-5-2 3-2-5-1以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であって、手数料の納付がキャッシュレス決済の場合にあっては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。</p> <p>3-2-6～3-2-8（略）</p> <p>3-3（審査依頼）</p> <p>3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えること</p>	<p>貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。</p> <p>3-2-5-1（略）</p> <p>3-2-5-2 3-2-5-1以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。</p> <p>3-2-6～3-2-8（略）</p> <p>3-3（審査依頼）</p> <p>3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。</p>

ができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする事ができる。

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1 検査証等(「検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」をいう。以下同じ。)は、検査証に記載する場合には印字等容易に消すことができないものを用い、記録する場合には法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によることとし、自動車予備検査証(以下「予備検査証」という。)及び限定自動車検査証(以下「限定検査証」という。)に記載する場合は、印字等容易に消すことができないものを用いるものとする。

3-4-2 (削除)

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記録(予備検査証及び限定検査証にあっては記載と読み替える。以下同じ。)するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記録するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記録するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記録するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記録するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「-」を記録するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記録するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別/適否欄は、「自家用」又は「事業用」のい

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする事ができる。

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1 検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証(以下「検査証等」という。)は、黒のボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するものとする。

3-4-2 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「-」をもって抹消し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記録するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記載するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記載するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記載するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記載するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「-」を記載するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記載するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別/適否欄は、「自家用」又は「事業用」のい

れかを記録するものとし、予備検査証にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記録するものとする。

(表) (略)

3-4-11 備考欄(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和 45 年運輸省令第 8 号)第 4 条に規定する表中第 6 号の自動車検査証(第 18 号様式)のうち備考の欄及び当該欄に相当する法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録された事項をいう。以下同じ。)は、規則第 35 条の 3 第 1 項各号及び同第 35 条の 4 第 1 項各号のうち、別途通達で定める事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席(脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。)を有する乗用自動車にあつては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記録する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記録するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件(同規則第 4 改訂版補足第 18 改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則 4、6 から 8、まで及び 15. に限る。)に定める基準に適合する同規則 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあつては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記録し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(1kg 未満は切り捨てる。)の総和を記録する。この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) けん引自動車であつて第五輪荷重を有する自動車(第 6 号に規定する自動車を除く。)については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

この場合において、「記録例」は法第 58 条第 2 項後段の規定により記録する事項の具体的な記録内容の例をいう。(予備検査証及び限定検査証にあ

れかを記載するものとし、自動車予備検査証(以下「予備検査証」という。)にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

(表) (略)

3-4-11 備考欄(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和 45 年運輸省令第 8 号)第 4 条に規定する表中第 6 号の自動車検査証(第 18 号様式)のうち備考の欄をいう。以下同じ。)は、規則第 35 条の 3 第 1 項第 21 号及び同項第 21 の 2 号により記載する事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席(脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。)を有する乗用自動車にあつては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記録する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件(同規則第 4 改訂版補足第 18 改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則 4、6 から 8、まで及び 15. に限る。)に定める基準に適合する同規則 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあつては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(1kg 未満は切り捨てる。)の総和を記録する。この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) けん引自動車であつて第五輪荷重を有する自動車(第 6 号に規定する自動車を除く。)については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。

つては記録を記載と読み替える。) (以下同じ。) また、「記載例」は検査証の券面に記載する記載事項の例をいう。(以下同じ。)

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量(連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車(以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。))にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるものを記録するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重(連結部移動装置付けん引自動車にあっては、最大の第五輪荷重)を括弧書で記録する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量(細目告示別添96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の10kg未満を切り捨てた値とする。) kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第五輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を記録するとともに、車両重量、第五輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記録する。

(例1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

車体の形状						
トラクタ						
(略)		(略)		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3〔3〕人	33650〔8500〕kg	4810 kg	38625〔13475〕kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量(連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車(以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。))にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるものを記録するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重(連結部移動装置付けん引自動車にあっては、最大の第五輪荷重)を括弧書で記載する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量(細目告示別添96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の10kg未満を切り捨てた値とする。) kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第五輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を記載するとともに、車両重量、第五輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記載する。

(例1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3〔3〕人	33650〔8500〕kg	4810 kg	38625〔13475〕kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

(例2) 保安基準第4条の2の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

車体の形状						
トラクタ						
(略)		(略)		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3〔3〕人	38620〔11300〕kg	7110 kg	45895〔18575〕kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例3) 保安基準第4条の2の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

車体の形状						
トラクタ						
(略)		(略)		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3〔3〕人	40800〔11300〕kg	7110 kg	48075〔18575〕kg	582 cm	249 cm	291 cm

備考欄

(記録例)

保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合

(例2) 保安基準第4条の2の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3〔3〕人	38620〔11300〕kg	7110 kg	45895〔18575〕kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例3) 保安基準第4条の2の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3〔3〕人	40800〔11300〕kg	7110 kg	48075〔18575〕kg
長さ	幅	高さ	
582 cm	249 cm	291 cm	

備考

保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,300kg 及び 18,575kg とする。

(記載例)
 第五輪荷重有
 その他

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

車体の形状						
トラクタ						
(略)		(略)		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)
 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg とする。

(記載例)
 第五輪荷重有
 その他

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	- kg	4810 kg	9210 [7010] kg

備考欄

(記録例)
 乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(記載例)
 立席有

(6) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(i)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

車体の形状						
トラクタ						
(略)		(略)		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 人	8000 kg	6990 kg	15155 kg	533 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)
 最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg
 (記載例)
 その他

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記録する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定 (以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第 4 条 (車両総重量) 又は同第 4 条及び 4 条の 2 (軸重等) に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,600kg 及び 18,875kg とする。

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	224 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg とする。

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	- kg	4810 kg	9210 [7010] kg

備考

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(6) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(i)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 人	8000 kg	6990 kg	15155 kg
長さ	幅	高さ	
533 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記載する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定 (以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第 4 条 (車両総重量) 又は同第 4 条及び 4 条の 2 (軸重等) に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記録する。
- ② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。
- ③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記録する。
- ④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。
- ⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg				

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄に括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

記載なし

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)		(略)		(略)		(略)	

- ① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。
- ② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。
- ③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。
- ④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。
- ⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg				

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄に括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				

(略)		(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg				

備考欄

(記録例)

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）最大積載量欄及び車両総重量欄に括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

(9) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに関する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を次の例により記録する。

(例)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg				

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(10) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg
----	------------------	---------	------------------

備考

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）最大積載量欄及び車両総重量欄に括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに関する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。

(例)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg				

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

動車であって、脱着式スタンプを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンプを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	(略)	(略)	(略)	(略)
二人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg				

備考欄
(記録例)
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンプを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)
その他

- (11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記録する。
- ② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量(国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。)を記録する。
- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

動車であって、脱着式スタンプを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンプを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	(略)	(略)	(略)	(略)
一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg				

備考
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンプを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)
その他

- (11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

- ① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記載する。
- ② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量(国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。)を記載する。
- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

				車体の形状			
				コンテナセミトレーラ			
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	(略)	(略)	(略)	(略)
二人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg				

備考欄
(記録例)
保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(コンテナ型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)
特車通行許可注意

その他

- (12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6)②)に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自動車(構造改革特別区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。
- ② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書で記録する。
- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車(特区基準緩和認定を受けた場合)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

				車体の形状			
				コンテナセミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	(略)	(略)	(略)	(略)
二人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg				

備考
保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(コンテナ型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)
特車通行許可注意

その他

- (12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

- ① 最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6)②)に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自動車(構造改革特別区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記載する。
- ② 車両総重量欄には基準車両総重量を記載するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。
- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車(特区基準緩和認定を受けた場合)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量						
二人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg						

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(煽型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(例2)(8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

		車体の形状							
		セミトレーラ							
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量						
二人	[30000] 26000 [40000] kg	9990 kg	[39990] 35990 [49990] kg						

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
二人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(煽型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2)(8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

		車体の形状			
		セミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
二人	[30000] 26000 [40000] kg	9990 kg	[39990] 35990 [49990] kg		

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により記録する。ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記録する。
①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。))における自動車の重量を記録するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態を計測した数値とする。)を記録するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記録するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記録する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記録するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記録すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記録するものとする。

(例)

		車体の形状							
		ショベル・ローダ							
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ		

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により記載する。ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。
①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。))における自動車の重量を記載するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態を計測した数値とする。)を記載するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記載するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記載すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記載するものとする。

(例)

		車体の形状			
		ショベル・ローダ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
1 [1] 人	- kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg		
長さ	幅	高さ			

1 (1) 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg	[590] 518 cm	[249] 213 cm	[315] 274 cm
---------	------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------

備考欄

(記録例)

*附属装置*バックホー

(記載例)

附属装置

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付パントレーラ及び3-4-10注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車については、次の例により記録する。

(例)

車体の形状						
ドリー付トレーラ						
(略)		(略)		(略)		
(略)		(略)		前前軸重	前後軸重	後前軸重
(略)		(略)		3680 kg	— kg	2810 kg
(略)		(略)		長さ	幅	高さ
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
— 人	[12700] 12700 kg	[7200] 9300 kg	[19900] 22000 kg	[1045] 1196 cm	[249] 249 cm	[321] 321 cm

備考欄

(記録例)

脱着装置、*第五輪荷重*4,980kg以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

(記載例)

その他

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

[590] 518 cm	[249] 213 cm	[315] 274 cm
-----------------	-----------------	-----------------

備考

*附属装置 *バックホー

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付パントレーラ及び3-4-10注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車の検査証等の記載事項等については、次の例により記載する。

(例)

車体の形状						
ドリー付トレーラ						
乗車定員	最大積載量			車両重量		車両総重量
— 人	[12700] 12700 kg			[7200] 9300 kg		[19900] 22000 kg
長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
[1045] 1196 cm	[249] 249 cm	[321] 321 cm	3680 kg	— kg	2810 kg	2810 kg

備考

脱着装置、*第五輪荷重*4,980kg以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記録するものとする。
この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量に変化する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量に変化するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1)・(2) (略)

(削除)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記録するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記録するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり(重量計)を用いて各軸ごとに計

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。
この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量に変化する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量に変化するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記載する。

3-4-18 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 検査証の有効期間の満了する日欄に記載であつて、有効期間の起算日について規則第44条ただし書の規定を適用する場合には、次の例によつて差し支えない。

(例)

有効期間の満了する日	平成 15年3月1日	平成 16年同左月同左日	運輸支局 等名小印
------------	---------------	-----------------	--------------

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり(重量計)を用いて各軸ごとに計

測した値 (10kg 未満は切り捨てるものとする。) とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

備考欄

(記録例)

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1220kg、後前軸重 2020kg、後後軸重 2020kg

(記載例)

その他

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記録するものとする。

備考欄

(記録例)

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5150kg

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

(記載例)

その他

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. 法第43条第1項の規定による制限の付加又は道路運送車両の	処分年月日	認定年月日 昭和62年7月2日 北海道運輸局123号	基準緩和事項 制限付加

測した値 (10kg 未満は切り捨てるものとする。) とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

(例)

備考

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220kg、後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記載するものとする。

(例)

備考

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5150kg

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

(記載例)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. 規則第52条各号の二に掲げる処分を受ける自動車	処分年月日 処分の内容	認定年月日 昭和62年7月2日 北海道運輸局123号 緩和事項「長さ」

保安基準第55条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車	処分の内容 附した制限	緩和事項「長さ」 緩和制限 「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」	
2. 細目告示第42条第1項、第2項若しくは第5項、第120条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第121条第3項、第198条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第199条第3項又は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第123号 昭和62年1月15日	その他
3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第234号 平成13年1月15日	その他
4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車	ワンマンバスの構造要件が適用されない旨	車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合	その他

	附した制限	緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」
2. 細目告示第42条第1項、第2項若しくは第5項、第120条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第121条第3項、第198条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第199条第3項又は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第123号 昭和62年1月15日
3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第234号 平成13年1月15日
4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5tを超え	ワンマンバスの構造要件が適用されない旨	車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合

あつて車両総重量 5 t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの (被けん引自動車を除く。)				るもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの(被けん引自動車を除く。)		
4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和と近運事第 345 号昭和 62 年 10 月 1 日乗降口	<u>その他</u>	4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和と近運事第 345 号昭和 62 年 10 月 1 日乗降口
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0.75	<u>タンク車 第一石油類 5000L 0.750</u>	5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0.75
5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg	<u>その他</u>	5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg
5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組み合わせは、設置許可書等による	<u>積載の組み合わせは設置許可証による。</u>	5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリ	積載物品名 最大積載容積	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³	<u>その他</u>	5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65

ート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	比重	比重 1.65		載物品とするコンクリートミキサー車		
6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	<u>牽引車有</u>	6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 15 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA
6-1. 被けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車 でけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であつて、速度制限装置が装着されているけん引自動車 でけん引されるもの (3) けん引自動	第五輪荷重が分担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討 フォード不明	<u>第五輪荷重 7,690 kg 以上</u> <u>牽引車有</u> <u>その他</u> <u>その他</u> <u>牽引車有</u>	6-1. 被けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車 でけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であつて、速度制限装置が装着されているけん引自動車 でけん引されるもの (3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	第五輪荷重が分担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合 けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討 フォード不明 (ABCD1234)

車の型式が「不明」のもの	式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	(ABCD1234)				
7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし	NR 付 その他 (記載なし)	7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの(規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するもの及び同第 35 条の 4 第 2 項の規定により記録するものに限る。)				7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの(規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するものに限る。)		
(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234)	被牽引車有	(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234)
(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)	被牽引車有	(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)
(3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーフ ABDE	被牽引車有	(3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーフ ABDE
8. 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500kg	その他	8. 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500kg
9. 燃料の種類欄に「その他」と記録した自動車	燃料の種類	燃料 水素	その他	9. 燃料の種類欄に「その他」と記録した自動車	燃料の種類	燃料 水素

9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの				9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの	メタノールとガソリン等を 85:15 の比率で混合したものを(M85)を燃料とする旨	燃料 メタノール (M85)	燃料 メタノール (M85)	(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの	メタノールとガソリン等を 85:15 の比率で混合したものを(M85)を燃料とする旨	燃料 メタノール (M85)
(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの	メタノール (M100 又はM85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨	燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油	燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油	(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの	メタノール (M100 又はM85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨	燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油
(3) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン併用	燃料 メタノール・ガソリン併用	(3) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン併用
(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)	(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)
9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの				9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 CNG・ガソリン併用	燃料 CNG・ガソリン併用	(1) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 CNG・ガソリン併用
(2) 軽油を着火燃料とするもの				(2) 軽油を着火燃料とするもの	軽油を着火燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	燃料 主 CNG 補助 軽油

(2) 軽油を着火燃料とするもの	CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油			
9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル 100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル 100%燃料を併用している旨	燃料 バイオディーゼル 100%燃料併用	その他	9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル 100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル 100%燃料を併用している旨	燃料 バイオディーゼル 100%燃料併用
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの (2)を除く。 (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車	ハイブリッド車 プラグインハイブリッド車	9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの (2)を除く。 (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車
9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用している旨	燃料 品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用	その他	9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用している旨	燃料 品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用
9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車	燃料電池車	9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車

電動機を備えたもの						
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108名	その他	10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108名
11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	(記載なし)	11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 (2)を除く。 (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)	緊急自動車 緊急自動車	12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 (2)を除く。 (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	道路維持作業用	13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車
14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	改造内容 操縦装置	14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す	その他	14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位	保安基準適用日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位	15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左

	置 原動機の最高出力時の回転数	置 シリンダーブロック上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm	置 シリンダーブロック上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm		原動機の最高出力時の回転数	側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨	12年排出ガス規制適合 11年排ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし	12年排出ガス規制適合 11年排ガス適合 その他 その他	15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの (5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨 消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	12年排出ガス規制適合 11年排ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし 初回検査時確認書面等(騒音試験成績表)(WVTA)(車両データプレート)(COC)(外国登録証)(認可書)

(5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示 (6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの (7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの(平成33年9月30日以前に製作された自動車を除く。)	消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示 黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値 ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨	初回検査時確認書面等(騒音試験成績表)(WVTA)(車両データプレート)(COC)(外国登録証)(認可書) 黒煙汚染度規制値25% 「エンデューロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準適合	その他 その他 その他	車に限る。) (6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの (7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの(平成33年9月30日以前に製作された自動車を除く。)	黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値 ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨	黒煙汚染度規制値25% 「エンデューロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準適合
16. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置(打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。) シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEFGHIJ123456789 シリアル番号	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEFGHIJ123456789 (記載なし)	16. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置(打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。) シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。)	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEFGHIJ123456789 シリアル番号 ABCDEFGHIJ123456789

	号（塗まつした車台番号が職権打刻である場合を除く。） 原動機型式打刻位置 （打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。）	ABCDEFGHIJ1234 56789 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部	<u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダーブロック上面左側前部</u>		原動機型式打刻位置 （打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。）	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部
17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。	土砂等以外	17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。
17-1. 3-4-15 (1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。	<u>その他</u>	17-1. 3-4-15 (1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。
18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別				18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。） (1) 断続器の形式が接	断続器の形式が接点式で	接点式

が困難なものに限る。） (1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの (2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBD IIシステムを備えていることが確認されたもの (3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの (4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第41条第2項第3号、第119条第2項第3号又は第197条第2項第3	断続器の形式が接点式である旨 OBD IIシステムを備えている旨 失火検知システムを備えている旨 燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式 接点式、 <u>OBD2</u> 接点式、失火警報 接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）	<u>その他</u> <u>その他</u> <u>その他</u> <u>その他</u>	点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの (2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBD IIシステムを備えていることが確認されたもの (3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの (4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第41条第2項第3号、第119条第2項第3号又は第197条第2項第3号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	ある旨 OBD IIシステムを備えている旨 失火検知システムを備えている旨 燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、 <u>OBD II</u> 接点式、失火警報 接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）
--	---	---	--	---	--	--

号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの						
19.「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1	優良低減装置付	19.「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準（以下「NOx・PM法の基準」という。）に適合することが確認さ	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1

310号。以下「第31条の2告示」という。）第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準（以下「NOx・PM法の基準」という。）に適合することが確認された自動車				れた自動車		
19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨	NOx・PM法対応変更有	NOx・PM法対応変更有	19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨	NOx・PM法対応変更有

機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値						
19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合することが確認された自動車であって第4条の基準（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条）に適合していないもの (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道	NOx処理装置が装着されている旨	NOx処理装置付	NOx処理装置付	19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合することが確認された自動車であって第4条の基準（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条）に適合していないもの (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道	NOx処理装置が装着されている旨	NOx処理装置付

路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成14年国土交通省令第24号）の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合することが確認された自動車であつて第31条の2告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条）の基準に適合していないもの				料とする自動車にあつては第4条又は第5条）の基準に適合していないもの		
19-3. 「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改	優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号	優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234	その他	19-3. 「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」（平成17年国土交通省告示第894号。以	優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号	優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234

	造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車				下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車	
20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第41号又は第51号による近接排気	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm(旧基準適用時測定回転数4,500rpm)マフラー加速騒音規制適用車	平成10年騒音99dB 平成28年騒音M1A1A 85dB 3,750rpm(旧)4,500rpm マフラー加速適用車	20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm(旧基準適用時測定回転数4,500rpm)マフラー加速騒音規制適用車

	騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨					
21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車(車いす専用のスペースを有するものに限る。)	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付(1基)	その他	21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車(車いす専用のスペースを有するものに限る。)	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付(1基)
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ	その他	22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ
23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	特種用途(使用者限定)	23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車(24.に掲げる場合を除く。)	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車	平成13年特種構造要件適用車	24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車(24.に掲げる場合を除く。)	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車
25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のうち	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車	平成15年特種構造要件適用車	25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のうち	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車

ちのキャンピング車						
26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	SLD付	26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
27. 最高速度 20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。)、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの((1)の検査を受けるものに限る。)	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000km (平成16年4月1日)	(記載なし)	27. 最高速度20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。)、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの((1)の検査を受けるものに限る。)	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成16年4月1日)
28. 貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2個 300L 300L	燃料タンク 2個 300L 300L	28. 貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2個 300L 300L
	走行距離計の表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離計記録最大値 200,000km (平成29年1月1日)	(記載なし)		走行距離計の表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離計記録最大値 200000km (平成29年1月1日)

上の普通自動車						
29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用	29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人(平成24年6月30日以前に製作された自動車)又は11人以上の自動車であって、高速道路等を行わない自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)	高速道路等を行わない旨	高速道路等を行わない自動車として保安基準に適合	高速道路等非運行	30. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人(平成24年6月30日以前に製作された自動車)又は11人以上の自動車であって、高速道路等を行わない自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)	高速道路等を行わない旨	高速道路等を行わない自動車として保安基準に適合
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(平成24年6月30日以前に製作された自動車を除く。)	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合	その他	30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(平成24年6月30日以前に製作された自動車を除く。)	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合
31. 「自動車の排	排ガス低減性能向	排出ガス低減性能	その他	31. 「自動車の排出ガス低	排ガス低減性能向上改造	排出ガス低減性能向上改

出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号	向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123		減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号	造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123
32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オバシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車排出ガス規制の識別記号のないもの	オバシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オバシメータ測定	オバシメータ測定	32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オバシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車排出ガス規制の識別記号のないもの	オバシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オバシメータ測定
33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を	二輪自動車の基準の適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用	二輪車基準適用	33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準の適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用

適用する自動車						
34. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001(算定燃費値取得済特定改造自動車)	算定燃費	34. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001(算定燃費値取得済特定改造自動車)
35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更	排ガス燃費影響装置等変更	35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更
36. 平成22年4	消音器の加速走行	マフラー加速騒音	マフラー加速適用	36. 平成22年4月1日	消音器の加速走行騒音性	マフラー加速騒音規制適

月1日以降に製作された自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	騒音性能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	規制適用車	車	降に製作された自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	用車
37. 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2における道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車	その他	37. 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2における道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車
38. 保安基準第4条の2の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第4条の2の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合	その他	38. 保安基準第4条の2の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第4条の2の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合
39. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるものに適合している旨	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）	（記載なし） （記載なし） （記載なし） （記載なし） （記載なし） スタンション（○本）型 （記載なし）	39. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるものに適合している旨	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）

40. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	トラクタとセミトレーラの組み合わせによって特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。	特車通行許可注意	40. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	トラクタとセミトレーラの組み合わせによって特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。
41. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成28年11月1日	保安基準適用日 平成28年11月1日	41. 共通構造部型式指定自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成28年11月1日
42. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車 近運技技第123号令和2年4月1日	自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車	42. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車 近運技技第123号令和2年4月1日

<p>43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</p>	<p>OB D検査の対象である旨及びOB D検査が開始となる年月日</p>	<p>OB D検査対象車 [OB D検査開始年月日]令和6年10月1日</p>	<p>OB D検査対象</p>	<p>43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</p>	<p>OB D検査の対象である旨及びOB D検査が開始となる年月日</p>	<p>OB D検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日</p>
<p>44. OB D検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OB D検査対象外となった自動車</p>	<p>OB D検査の対象外である旨</p>	<p>OB D検査対象外車</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>44. OB D検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OB D検査対象外となった自動車</p>	<p>OB D検査の対象外である旨</p>	<p>OB D検査対象外車</p>

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成28年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添1、別添2若しくは別添4の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第41号の規則6.1.1.に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第35条の3第1項第24号及び法第58条第2項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

なお、検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記録されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第9項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号第17項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号若しくは第2号、第177条第6項第1号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第11項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記録事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第11条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第11条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。

なお、平成28年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添1、別添2若しくは別添4の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第41号の規則6.1.1.に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第9項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号第17項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号若しくは第2号、第177条第6項第1号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第11項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第11条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第11条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

る破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

3-4-21の2 規則第35条の3第3項及び同第35条の4第3項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第14号口に規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : 牽引自動車の車両総重量(kg)

M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離(m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s^2)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

る破壊試験を行っていません。」

(新設)

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

3-4-21の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号口に規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : 牽引自動車の車両総重量(kg)

M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離(m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s^2)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考欄

(記録例)

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

(記載例)

牽引可能車両総重量

(1)～(2) (略)

3-4-21の3 規則第35条の3第1項第29号及び法第58条第2項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

(記録例)

「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km 毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

(記載例)

高速道路等走行不可

3-4-22 指定自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。)第13条第1項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。)(乗用自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条第5条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。))にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。)について、保安基準第31条の2の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日(道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示(平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。))

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考欄

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

(新設)

(1)～(2) (略)

3-4-21の3 規則第35条の3第1項第29号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km 毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

(新設)

3-4-22 指定自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。)第13条第1項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。)(乗用自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条第5条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。))にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。)について、保安基準第31条の2の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日(道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示(平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。))

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日(第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。)とする。

(1) 第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。)の基準値に適合している自動車

(記録例)

「使用車種規制(N_{OX}・PM)適合」

(記載例)

N_{OX}・PM適合

(2) 自動車N_{OX}・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域(以下「N_{OX}・PM対策地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車はN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

N_{OX}・PM不適合

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

N_{OX}・PM不適合

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条に規定する特定地域(以下「N_{OX}特定地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

(記録例)

「この自動車はN_{OX}特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

N_{OX}・PM不適合

(5) 第31条の2告示第2条及び第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

N_{OX}及びN_{OX}・PM不適合

(6) N_{OX}・PM法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車はN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

N_{OX}・PM未判定

(7) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

N_{OX}・PM未判定

(8) N_{OX}特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

(記録例)

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日(第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。)とする。

(1) 第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。)の基準値に適合している自動車

「使用車種規制(N_{OX}・PM)適合」

(新設)

(2) 自動車N_{OX}・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域(以下「N_{OX}・PM対策地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車はN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条に規定する特定地域(以下「N_{OX}特定地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

「この自動車はN_{OX}特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(5) 第31条の2告示第2条及び第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(6) N_{OX}・PM法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車はN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(7) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてN_{OX}・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(8) N_{OX}特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

「この自動車は NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x 及び NO_x・PM 未判定

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x 及び NO_x・PM 未判定

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x・PM 未判定

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

「この自動車は NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x・PM 未判定

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

(記録例)

「使用車種規制 (NO_x・PM) 対象外特種自動車」

(記載例)

NO_x・PM 対象外

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。

なお、(2)の記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記載された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

(ロ)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって次のとおり記録するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

「使用車種規制 (NO_x・PM) 対象外特種自動車」

(新設)

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。

なお、(2)の記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記載された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定自動車検査証(以下「限定検査証」という。)の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

(ロ)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記録する。

(2) (略)

3-4-25 (削除)

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記録するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第 67 条第 1 項の規定による記録事項の変更についての変更記録を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿(乙)の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20 の例によるものとする。なお、自動車検査記録簿(乙)を作成する自動車について、第 4 号様式と同等の記載事項が網羅されていれば任意の様式を用いてもよいこととする。その場合、運輸支局等名小印又は受付日付印を押印するものとし、備考欄の記載事項のみ別紙とする場合も同様とする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1~3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 検査証又は予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、検査証又は予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、検査証又は予備検査証の記録内容の走行距離計

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記載する。

(2) (略)

3-4-25 法第 54 条第 4 項及び第 71 条の 2 第 2 項に規定する点検等の勧告(以下この項において「点検等の勧告」という。)をしたときは、当該点検等の勧告を受けた登録自動車又は二輪の小型自動車について、当該自動車の限定自動車検査証及び自動車検査証の備考欄に、定期点検整備の実施を指導した旨の履歴を次のとおり記載するものとする。

なお、記載文中の「〇年〇月〇日」は、点検等の勧告が発動された日とし、最長の間隔で行うべき定期点検が 2 回連続で実施された場合には全ての指導履歴の記載を削除するものとする。

「【定期点検整備実施の指導履歴】〇年〇月〇日勧告」

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記載するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第 67 条第 1 項の規定による記録事項の変更についての記入を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿(乙)の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20 の例によるものとする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1~3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 自動車検査証又は自動車予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容

表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 検査証又は予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げる等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記録内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値(第 2 号に限る。)が、申請書又は検査証(検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書)に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値(申請書に記載されているものに限る。)と同一であることを確認する。

(1)~(3) (略)

3-7-3 削除

3-7-4 検査証又は予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は予備検査証の備考欄に再交付の旨を、検査証にあっては法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、予備検査証にあっては記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の変更記録申請があるときは、予備検査証の変更記録をすることなく当該変更記録に係る事項を検査証に記録して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した検査証の返付であって、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項に基づく放置違反金の滞納によって、検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した検査証の返付ができない場合には、検査証の備考欄(備考欄に記載できない場合は余白部分等)に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 自動車検査証又は自動車予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げる等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値(第 2 号に限る。)が、申請書又は検査証(検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書)に記載されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値(申請書に記載されているものに限る。)と同一であることを確認する。

(1)~(3) (略)

3-7-3 電子情報処理組織によらないで検査証の有効期間を記入したときは、記入した有効期間の末尾に運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-7-4 検査証又は自動車予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は自動車予備検査証の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の記入申請があるときは、予備検査証の記入をすることなく当該記入に係る事項を検査証に記載して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、検査証を発行し返付するものとする。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合(使用停止)」の審査結果通知があった場合には、検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合にあつては、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証(その1)

電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合(3-7-5に掲げる場合を除く。)には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6～3-9-3 (略)

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。

(2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。

(削除)

(3) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証に記録されている有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(4) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記録をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を法第58条第2項後段に規定する方法によって記録する自動車(前面ガラスのない自動車を除く。)については、検査標章(裏面下部の余白部)に「法定点検未実施(車検時)」を記載するものとする。

3-10 (略)

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合(使用停止)」の審査結果通知があった場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合にあつては、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証(その1)

専ら電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。ただし、電子情報処理組織によらないで限定検査証(その1)を交付する場合にあつては、提出のあった検査証を書き換え限定検査証(その1)を作成し、記入した有効期間の末尾及び抹消した箇所(運輸支局等名小印を押印するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合(3-7-5に掲げる場合を除く。)には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6～3-9-3 (略)

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。

(2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。

(3) 検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨及びその年月日を記載すること。ただし、やむを得ない理由により他の運輸支局等に使用の本拠の位置を有する自動車の検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨、その年月日及び再交付した運輸支局等名を記載すること。

(4) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証の有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(5) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記入をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記載する自動車(前面ガラスのない自動車を除く。)については、検査標章(裏面下部の余白部)に「法定点検未実施(車検時)」を記載するものとする。

3-10 (略)

3-11 (保安基準適合標章の表示)

3-11-1 保安基準適合標章の表示箇所は、保安基準適合標章の有効期間を表示した面を自動車の前面から見やすい位置(運転者の視野を妨げるような位置でないこと。)に表示するよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合にあつては、検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、検査証の有効期間の更新を行い検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであつて基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

第4章 自動車の検査(技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記録がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記録により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記録がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記録のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記録のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、検査証の記録事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

3-11-2 保安基準適合標章を前面ガラスに装着して又ははり付けて表示する場合の表示箇所は、3-9-1に準ずる。

3-11-3 検査証の有効期間を記入した後は、保安基準適合標章を表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合にあつては、自動車検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、自動車検査証の有効期間の更新を行い自動車検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の自動車検査証への記載は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記載する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記載する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記載する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであつて基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記載する。

3-14~3-15 (略)

第4章 自動車の検査(技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記載により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記載のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第5号様式～別添2 (略)

別添3

添付書類(キャッシュレス決済による申請の提出書類等については、3-2(申請書の受理)に定める取扱いに従うものとする。)

1. 継続検査又は臨時検査の申請

(1) 提出書類(電磁的方法による提出を含む)

(ア) 継続検査申請書

臨時検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車検査証(限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)

(エ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(オ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証(限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要)

(カ) その他の必要書類

(2) 提示書類(電磁的方法による提示を含む)

(ア) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面(継続検査の場合に限り必要)

(イ) 点検整備記録簿

(ウ) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(エ) その他の必要書類

2. 予備検査の申請

2. 1. 新車(初めて検査を受ける自動車)

(1) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類(電磁的方法による提出を含む)

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 保安基準に適合していることが確認できる書面

i 適合判定された審査結果の通知

(d) 保安基準第31条第2項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

i 排出ガス検査終了証

ii 輸入自動車特別取扱届出済書

iii 公的試験機関において実施された試験結果を示す書面

(e) 保安基準第30条第1項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

i 認められた機関において実施された試験結果を表す書面

ii 輸入自動車特別取扱届出済書

(f) その他の必要書類

(イ) 提示書類(電磁的方法による提示を含む)

(a) 譲渡証明書

(b) 輸入の事実を証する書面(輸入自動車の場合に限り必要)

次のうちいずれかのもの

i 自動車通関証明書

ii 輸入自動車等の打刻届出書

(c) その他の必要書類

(2) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類(電磁的方法による提出を含む)

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 完成検査終了証(有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて適合判定された審査結果の通知)

(d) その他の必要書類

(イ) 提示書類(電磁的方法による提示を含む)

(a) 譲渡証明書

(b) その他の必要書類

2. 2. 中古車(初めて検査を受ける自動車以外)

(1) 提出書類(電磁的方法による提出を含む)

(ア) 予備検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 限定自動車検査証(限定自動車検査証の交付を受けた場合に限り必要)

(エ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証(限定自動車検査証の交付を受け指定整備

第5号様式～別添2 (略)

(新設)

において整備を行った場合に限り必要)

(オ) その他の必要書類

(2) 提示書類 (電磁的方法による提示を含む)

(ア) 譲渡証明書

(イ) 登録識別情報等通知書 (新車の場合は不要)

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書

(ウ) 自動車検査証返納証明書 (二輪の小型自動車 (新車を除く。) の場合に限り必要)

(エ) その他の必要書類

3. 自動車予備検査証記入の申請

提出書類

(ア) 自動車予備検査証記入申請書

(イ) 自動車予備検査証

(ウ) その他の必要書類

4. 自動車予備検査証再交付の申請

提出書類

(ア) 自動車予備検査証再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車予備検査証

(エ) その他の必要書類

5. 限定自動車検査証の再交付の申請

提出書類

(ア) 限定自動車検査証再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 限定自動車検査証

(エ) その他の必要書類

6. 検査標章の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査標章再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) その他の必要な書類

(2) 提示書類

(ア) 自動車検査証

附 則 (令和4年12月23日国自整第207号、国自情第255号)

本改正規定は、令和5年1月4日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にある令和4年国土交通省令第45号による改正前の「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令」第18号様式の自動車検査証による申請等は、従前の取扱いによることができる。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和４年１２月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

今般、令和５年１月から始まる自動車検査証の電子化及び自動車保有関係手続におけるキャッシュレス化に伴い、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）

2. 改正の概要

- （１）従来車検証の備考欄に記載していた内容について、電子車検証の券面に簡略化した表記にて記載するとともに、IC タグに詳細内容を記録する旨規定する。
- （２）申請者がクレジットカードにより手数料等を納付する場合、国職員による納付状況の確認方法を規定する。
- （３）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和４年１２月（下旬）

施行：令和５年１月４日

(17) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第 2 4 5 号の 3
国自情第 3 1 2 号の 3
令和 5 年 2 月 2 2 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和5年2月22日付け国自整第245号、国自情第312号

新	旧
自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2-8（略）</p> <p>3-3（審査依頼）</p> <p>3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。</p> <p>なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする。</p> <p>3-3-2～3-4-16（略）</p> <p>3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記録するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。</p> <p>3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査証の有効期間の満了する日の1月前の日（道路運送車両法施行規</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2-8（略）</p> <p>3-3（審査依頼）</p> <p>3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。</p> <p>なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする。</p> <p>3-3-2～3-4-16（略）</p> <p>3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。</p> <p>3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日（道路運送車両法</p>

則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日（閏年にあつては29日）

(3)（削除）

3-4-19（略）

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あつた場合でも記載は一つとする。（3-4-21において同じ。）なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ～4-1.（略）	（略）	（略）	（略）
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日（閏年にあつては29日）

(3)（削除）

3-4-19（略）

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あつた場合でも記載は一つとする。（3-4-21において同じ。）なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ～4-1.（略）	（略）	（略）	（略）
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

	比重又は定数	比重 0.750	
5-1. ～36. (略)	(略)	(略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特例に よる、検査証の有効 期間の伸長をした指 定自家用貨物自動車	検査証の有効期間 の伸長をした旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他
39. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定め るもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの(幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるもの及 び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意
40. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定める もの及び第4条 表中第3号で定め るもの(幅広貨物輸 送用セミトレーラ を除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ って特殊車両通行可 を受けられない旨	連結車の組み合わ せによっては、本 車両に指定された 最大積載量で特殊 車両通行許可を受け ることができな い場合があります。 す。	その他
40. ～44. (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

3-4-21～3-8-6 (略)

	比重又は定数	比重 0.75	
5-1. ～36. (略)	(略)	(略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特例に よる、自動車検査証 の有効期間の伸長を した指定自家用貨物 自動車	自動車検査証の有 効期間の伸長をし た旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他
39. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定め るもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの(幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるもの及 び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	(記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) スタンション(○ 本)型 (記載なし)
40. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定める もの及び第4条 表中第3号で定め るもの(幅広貨物輸 送用セミトレーラ を除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ って特殊車両通行可 を受けられない旨	連結車の組み合わ せによっては、本 車両に指定された 最大積載量で特殊 車両通行許可を受け ることができな い場合があります。 す。	特車通行許可注意
40. ～44. (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

3-4-21～3-8-6 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、以下によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(前方かつ運転者席から見易い位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

3-9-2～3-10 (略)

3-11 (保安基準適合標章の表示)

保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12～3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和とセミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に検査証に職権により記録する。

3-14～3-15 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(1) 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者や車載カメラが交通状況を確認するために必要な視野又は機能を妨げるおそれのある場合は、運転者等が交通状況を確認するために必要な視野等を妨げるおそれの少ない位置であって検査標章の文字の識別が可能となる位置

3-9-2～3-10 (略)

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12～3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和とセミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-14～3-15 (略)

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式 (略)
別添1～別添3 (略)

附 則 (令和5年2月22日国自整第245号、国自情第312号)
本改正規定は、通知の日から施行する。
ただし、3-9-1の規定にあつては、令和5年7月3日から施行す
る。

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式 (略)
別添1～別添3 (略)

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和5年2月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示位置を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示するよう、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）検査標章の表示位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう規定する。

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

- （2）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和5年2月22日（水）

施行：令和5年7月3日（月）

(18) 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

国自基第245号の3
国自審第2680号の3
令和5年3月24日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長
（公印省略）

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

今般、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付自技第269号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部を改正する通達 新旧対照表

改正 令和5年3月24日付国自基第245号、国自審第2680号

○ 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">走行環境条件の付与の実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 申請書及び添付書類</p> <p>1 走行環境条件の付与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</p> <p>(1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面（第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p>(2) 申請に係る装置の外観図（第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p><u>(3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況（以下「走行環境状況」という。）で使用されるものと仮定した場合（必要に応じて、<u>道路、自動運行補助施設（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第5号に規定するものをいう。）その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。）において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面（第4第1項（3）及び（4）の者においては、公的試験機関若</u></u></p>	<p style="text-align: center;">走行環境条件の付与の実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 申請書及び添付書類</p> <p>1 走行環境条件の付与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書（以下、「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況（以下「走行環境状況」という。）で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面（第4第1項（3）及び（4）の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合に</p>
<p>しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。）</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面（当該記載の内容が<u>(1)</u>又は<u>(3)</u>の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p><u>(6)</u> 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項（4）の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）<u>第4条第1項</u>（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていることを証する書面（<u>第4第1項（3）又は（4）の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。</u>）</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面（第4第1項（3）及び（4）の者に限る。）</p> <p><u>(11)～(13)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者（以下「使用者」という。）（申請者が第4第1項（3）又は（4）の者であった場合の使用者に限る。）は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣</p>	<p>において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。）</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面（当該記載の内容が<u>(1)</u>の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p><u>(4)</u> 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項（4）の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）<u>第4条第1項第1号</u>（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていることを証する書面（<u>無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。</u>）</p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者（以下「使用者」という。）（申請者が第4第1項（3）又は（4）の者であった場合の使用者に限る。）は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣</p>

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあつては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

5 (略)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。

7 (略)

8 施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

第6 審査

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) (略)

(2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。

(3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であつて、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされていると仮定して審査するものとする。

第7 遵守事項の付与等

(略)

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(1)、(3)及び(4)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあつては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

5 (略)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消届出書を提出するものとする。

7 (略)

(新設)

第6 審査

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、申請のあった走行環境条件が次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) (略)

(2) 走行速度が制限速度を超えである等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。

(3) 通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

(新設)

第7 遵守事項の付与等

(略)

(1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.1に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があつた場合であつて、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。))

二・三 (略)

四 当該装置の改造(プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であつて、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの(技術的内容を記載した書面(第5第1項(5)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであつて、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があつた場合に限る。)

七 (略)

(2) 使用者に対する遵守事項

一・二 (略)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

(1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項第1号(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.1に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。)

二・三 (略)

四 当該装置の改造(プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であつて、当該装置が保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの(技術的内容を記載した書面(第5第1項(3)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであつて、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があつた場合に限る。)

七 (略)

(2) 使用者に対する遵守事項

一・二 (略)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)四の走行環境条件付与取消届出の要否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであつて、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 (略)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

第8 (略)

第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣(国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。)及び地方運輸局長(取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消届出の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであつて、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 (略)

七 第5第6項により走行環境条件付与取消届出書を提出した場合及び第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

(新設)

第8 (略)

第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の届出があったときは、走行環境条件の付与の取消処分を行うものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

(新設)

は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

3・4 (略)

第1号様式(第5関係)

走行環境条件付与申請書	
年 月 日	
国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	
下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記	
1	走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
2	当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
3	省略する添付資料
4	当該装置の作動中における運転者の要否

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)~(4) (略)

(5) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者(細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。)の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

2・3 (略)

第1号様式(第5関係)

走行環境条件付与申請書	
年 月 日	
国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	
下記の装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記	
1	走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
2	当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
3	省略する添付資料

(新設)

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)~(4) (略)

(新設)

第2号様式（第5関係）～第4号様式（第5関係）（略）
第5号様式（第5関係）

<u>走行環境条件付与取消申請書</u>	
年 月 日	
国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿	
<u>申請者</u> の氏名又は名称 住 所	
下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいの で、別添の書類を添えて <u>申請</u> します。	
記	
1	走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
2	自動運行装置の名称及び型式
3	取消し事由
4	事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2) (略)

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与書	番 号
-----------	-----

第2号様式（第5関係）～第4号様式（第5関係）（略）
第5号様式（第5関係）

<u>走行環境条件付与取消届出書</u>	
年 月 日	
国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿	
<u>届出者</u> の氏名又は名称 住 所	
下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいの で、別添の書類を添えて <u>届出</u> します。	
記	
1	走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
2	自動運行装置の名称及び型式
3	取消し事由
4	事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 届出者の氏名については、届出者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2) (略)

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与書	番 号
-----------	-----

年 月 日	
殿	
国土交通大臣（又は地方運輸局長）	
年 月 日付で申請があった下記の <u>自動運行装置</u> について、 道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、 走行環境条件を付与する。	
記	
1	自動運行装置の名称及び型式
2	当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
3	走行環境条件
<u>4</u>	当該装置作動中における運転者の要否
<u>5</u>	遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））

- (2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあっては、走行環境条件において、その内容を注記する。

- (3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

年 月 日	
殿	
国土交通大臣（又は地方運輸局長）	
年 月 日付で申請があった下記の <u>自動車</u> については、 道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、 走行環境条件を付与する。	
記	
1	自動運行装置の名称及び型式
2	当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
3	走行環境条件
<u>(新設)</u>	
<u>4</u>	遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

- 2「当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲」については、車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））

(新設)

(新設)

第7号様式（第8関係）（略）
第8号様式（第8関係）

番 号 年 月 日
国土交通大臣殿 地方運輸局長殿（単名）
国土交通大臣（又は地方運輸局長）
走行環境条件付与の通知について
別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

第9号様式（第9関係）

走行環境条件付与取消通知書	番 号 年 月 日
殿	
国土交通大臣（又は地方運輸局長）	
下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。	
記	

第7号様式（第8関係）（略）
第8号様式（第8関係）

番 号 年 月 日
国土交通省殿 地方運輸局長殿（単名）
国土交通大臣（又は地方運輸局長）
走行環境条件付与の通知について
別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

（新設）

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

（日本産業規格A列4番）

第10号様式（第9関係）

番 号 年 月 日
国土交通大臣殿 地方運輸局長殿（単名）
国土交通大臣（又は地方運輸局長）
走行環境条件付与取消の通知について
別紙走行環境条件付与取消通知書（写）のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

参考様式（第5関係）（略）

（新設）

参考様式（第5関係）（略）

附則（令和5年3月24日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付け
自技第269号)別添 走行環境条件の付与の実施要領

施行日：令和2年4月1日

改正：令和2年12月9日国自基第117号、国自審第1658号、国自整第218号
令和5年3月24日国自基第245号、国自審第2680号

第1 適用

道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)
第31条の2の2の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が行う自動運行装置への条件(以下「走行環境条件」という。)の付与は、本要領によるものとする。

第2 用語

この要領における用語の定義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、施行規則、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1)「輸入自動車特別取扱の届出」とは、「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添「輸入自動車特別取扱制度」別紙「輸入自動車特別取扱要領」に規定する届出をいう。
- (2)「使用過程車」とは、既に運行の用に供している自動車をいう。

第3 走行環境条件の付与を申請することができる装置

走行環境条件の付与を申請することができる装置は、自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽(けん)引自動車を除く。)に備えようとする又は備えられた自動運行装置とする。

第4 申請者等

- 1 走行環境条件の付与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1)自動運行装置又は自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請をしようとする者又は法第99条の3第1項の許可(同項に規定する特定改造等に係るプログラム等の改変により、自動運行装置を備えようとする又は自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする

- る場合に限る。)の申請をしようとする者
- (2) 自動運行装置を備えようとする自動車について、輸入自動車特別取扱の届出をしようとする者
 - (3) (1)及び(2)以外の者であって、自動運行装置を備えようとする自動車について、新規検査又は予備検査を受けようとする者
 - (4) 使用過程車に新たに自動運行装置を備えようとする者又は使用過程車に備えられた自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする者((1)に該当する者を除く。)
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者(法人にあつては、その代表者。以下同じ。)に代わって走行環境条件の付与の申請を行うことができる。この場合は、第5第1項に規定する申請書に委任状を添付するものとする。
- (1) 国、地方公共団体等の長から走行環境条件の付与の申請を委任された者
 - (2) 法人の代表者から走行環境条件の付与の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付書類

- 1 走行環境条件の付与を申請しようとする者(以下「申請者」という。)で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。
- (1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
 - (2) 申請に係る装置の外観図(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
 - (3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するものをいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した

場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

- (4) 申請に係る装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲(車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載すること。(車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載すること。(第4第1項(3)の者に限る。)))
- (5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
- (6) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があつた場合であつて、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)
- (7) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置を備える自動車又は特定共通構造部が、保安基準第17条の2第3項及び保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。なお、後者において、保安基準第55条に基

づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全措置に適合していることを証する書面に代えることができる。）

- (8) 第7で付される遵守事項の誓約書
- (9) 使用者への走行環境条件及び遵守事項の周知の方法を記載した書面（第4第1項（1）及び（2）の者に限る。）
- (10) 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面（第4第1項（3）及び（4）の者に限る。）
- (11) 申請に係る装置を備える自動車の車台番号の拓本若しくは写真又は製作証明書若しくは通関証明書の写し（第4第1項（3）の者に限る。）
- (12) 申請に係る装置を備える自動車の車検証の写し及び車台番号の拓本又は写真（第4第1項（4）の者に限る。）
- (13) その他国土交通大臣又は地方運輸局長が必要と認めた書面

第4第1項（1）及び（2）の者	第4第1項（3）の者	第4第1項（4）の者
正本1通	正本及び副本各1通	正本及び副本各1通
国土交通大臣	走行環境条件の付与を受けようとする自動運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの地方運輸局長。以下同じ。）	走行環境条件の付与を受けようとする自動運行装置を備えようとする自動車又は付与された走行環境条件を変更しようとする自動運行装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
自動運行装置、自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請、法第99条の3第1項の許可の申請又は、自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出と同時	自動運行装置を備えようとする自動車の、新規検査又は予備検査の前（当該検査まで相当期間の余裕を持って提出すること）	事由が生じた日以後遅滞なく

2 第1項に規定する申請において、第4第1項（3）及び（4）の者であって、同一の申請者が複数の自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4第1項(1)及び(2)の者は、既に付与を受けた自動運行装置と、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲についてのみ異なる装置について付与を申請する場合には、第2号様式による既付与装置走行環境条件付与申請書に、当該取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、国土交通大臣に提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。
- 5 申請者は、走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第8第1項の規定により走行環境条件付与書の交付を受けた者の氏名若しくは名称及び住所、当該自動運行装置の名称若しくは型式について変更があった場合は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第4号様式の走行環境条件付与書記載事項変更申請書に、当該変更内容についての資料及び走行環境条件付与書を添付して、速やかに提出するものとする。この場合、第1項の規定にかかわらず、当該資料の提出をもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。
- 7 地方運輸局長は、第1項及び第3項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等(兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。)の経由を定めることができる。
- 8 施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

第6 審査

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 当該走行環境条件を付与したと仮定した場合において、当該走行環境条件の付与を受けた装置が、保安基準第48条に定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。
 - (3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。
- 2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされていると仮定して審査するものとする。

第7 遵守事項の付与等

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を行う場合は、申請者及び使用者に対して、それぞれ次に掲げる遵守事項を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、申請者及び使用者に対して、次に掲げる遵守事項以外の遵守事項を付すことができる。

(1) 申請者に対する遵守事項

- 一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。)
- 二 当該装置を備える自動車が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項(いずれも保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全

措置)に適合していること。

三 適時に、自動車検査証の備考欄の記載を変更すること等により、使用者及び運転者への走行環境条件及び遵守事項の周知を徹底すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

四 当該装置の改造(プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの(技術的内容を記載した書面(第5第1項(5)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を返納すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

(2) 使用者に対する遵守事項

一 当該装置を備える自動車を使用しようとするときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等(軽自動車検査協会事務所支所及び事務所分室を含む。以下同じ。)において、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨の記入を受けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

二 当該装置を備える自動車に、走行環境条件付与書(走行環境条件が変更された場合にあつては、変更後の走行環境条件付与書)を備え付けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の

者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を返納すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

第8 走行環境条件の付与・走行環境条件付与書の交付

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、走行環境条件の付与を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく遵守事項を付したうえで、走行環境条件の付与を行い、第6号様式による走行環境条件付与書を申請者に交付するものとする。
- 2 第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合において、地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、直ちに当該走行環境条件の付与に係る装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの運輸支局。以下同じ。)等の長及び軽自動車検査協会事務所(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの軽自動車検査協会事務所。以下同じ。)等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第7号様式により走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、国土交通大臣(国土交通大臣が交付を行った場合を除く。)及び地方運輸局長(交付を行った地方運輸局長を除く。)に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により、走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。なお、国土交通省から警察庁に対しても同様の情報を提供するものとする。(地方運輸局長から国土交通大臣へ通知のあったものを含む。)
- 4 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、申請のあった走行環境条件が第6に掲げる基準に適合していないと認める場合又は第7

の遵守事項に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、走行環境条件の付与をしないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合においては、地方運輸局長は、当該走行環境条件の付与に係る装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等に通知するものとする。

第9 行政処分等

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査（同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣（国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。）及び地方運輸局長（取消しを行った地方運輸局長を除く。）に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。
- 2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、第8の付与を受けた自動運行装置を備える自動車の運行状況の把握に努めるものとする。
- 4 走行環境条件の付与を受けた自動車（道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）の適用を受けるものに限る。）の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合には、走行環境条件の付与は失効するものとする。

附則（令和2年4月1日）

（適用時期）

- 1 この要領は、施行の日以降の走行環境条件の付与の申請から適用する。

附則（令和２年１２月９日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。
- 2 令和４年６月３０日以前の申請にあつては、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和２年３月３１日付国自技第２６９号）の一部改正による第５第１項第４号の規定にかかわらず、本改正前の第５第１項第４号の規定に適合するものであればよい。

附則（令和５年３月２４日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

第1号様式（第5関係）

走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
- 2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
- 3 省略する添付資料
- 4 当該装置の作動中における運転者の要否

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況については、以下に掲げる状況を記載する。
 - ・「道路状況及び地理的状況」：道路の構造や場所など時間的に変化しない静的な状況
 - ・「環境状況」：天候及び他の交通の状態を含む、時間的に変化する動的な状況、かつ、自車以外に係る状況
 - ・「走行状況」：自車の速度及び運転者の状態を含む、時間的に変化する動的な状況、かつ、自車に係る状況
 - ・「その他の状況」：遠隔操作による自動運転車の遠隔地に遠隔監視・操作要員が存在していることなど前号各号のいずれかひとつに分類することができない状況
- (4) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。
- (5) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

第2号様式（第5関係）

既付与装置走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を変更して、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容及び変更事由

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容については、添付資料に代えることができる。

第3号様式（第5関係）

走行環境条件付与変更申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件に関連する道路交通インフラや道路交通法規等が変更される（又はされた）ため、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 道路交通インフラや道路交通法規等の変更事項
- 4 申請の変更事項及び変更事由

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第4号様式（第5関係）

走行環境条件付与書記載事項変更申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件付与書の記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 変更事項及び変更事由
- 4 変更年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与取消申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称

住 所

下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取消し事由
- 4 事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第6号様式（第8関係）

走行環境条件付与書

番 号
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動運行装置については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあっては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあっては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））
- (2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあっては、走行環境条件において、その内容を注記する。
- (3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

番 号
年 月 日

運輸支局長 殿
自動車検査登録事務所長 殿
軽自動車検査協会 事務所長 殿
事務所支所長 殿
事務所分室長 殿（単名）

地方運輸局長

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、走行環境条件付与申請書（副）を添えて通知します。

（日本産業規格A列4番）

第8号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿
地方運輸局長 殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

第9号様式（第9関係）

走行環境条件付与取消通知書

番 号
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。

記

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

（日本産業規格A列4番）

第10号様式（第9関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿
地方運輸局長 殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与取消の通知について

別紙走行環境条件付与取消通知書（写）のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

参考様式（第5関係）

年 月 日
国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿
申請者の氏名又は名称 住 所
誓 約 書
弊社が使用する名称 _____、型式 _____ の装置（を備える車名 _____、型式 _____、車台番号 _____ の自動車）について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づく走行環境条件の付与の申請に際し、下記のとおり誓約します。
走行環境条件の付与に際し付された遵守事項を遵守します。また、使用者が申請者と異なる場合には、使用者に対して、使用者に対する遵守事項を遵守するよう申し送りをします。

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (3) 装置を備える自動車について記載する場合、型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。また、車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号を記載する。

(19) 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第 266 号の 2
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿
一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長 殿
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長 殿
日本自動車輸入組合 理事長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記につきまして、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知
しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹
底方お願い致します。

別添

国自整第 266 号
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正
について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年国土交通省令第 66 号）（以降、改正省令という。）が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第 2 条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）の規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け国自整第 353 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第353号 令和2年4月1日 国自整第266号 最終改正 令和5年3月27日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文 （略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 （略） 第1節 用語の定義 (1)～(5) （略） (6) 「特定整備」とは、<u>法第49条第2項に規定する特定整備をいう。</u> (7) 「分解整備」とは、<u>施行規則第3条第1号から第7号までに規定す</u></p>	<p style="text-align: right;">国自整第353号 令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文 （略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 （略） 第1節 用語の定義 (1)～(5) （略） (新設) (6) 「分解整備」とは、<u>施行規則第3条第1号から第7号までに規定す</u></p>

<p>る自動車の整備又は改造をいう。</p> <p>(8) 「電子制御装置整備」とは、<u>施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。</u></p> <p>(9) 「整備士」とは、<u>自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</u></p> <p>第2節～第4節 （略）</p> <p>附則 1. ～5. （略） 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、<u>施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p> <p>7. （略） <u>附則（令和5年3月27日 国自整第266号）</u> 1. 本規定は、<u>令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。</u> 2. <u>令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。</u></p>	<p>る自動車の整備又は改造をいう。</p> <p>(7) 「電子制御装置整備」とは、<u>施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。</u></p> <p>(8) 「整備士」とは、<u>自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</u></p> <p>第2節～第4節 （略）</p> <p>附則 1. ～5. （略） 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、<u>施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p> <p>7. （略） (新設)</p>
---	---

3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

別添1～別添2 （略）

別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

目次 （略）

第1 （略）

第2 指定自動車整備事業の指定基準

1～2 （略）

3 検査の設備の共同使用
 (1)～(2) （略）
 (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
 (4)～(5) （略）

別添1～別添2 （略）

別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

目次 （略）

第1 （略）

第2 指定自動車整備事業の指定基準

1～2 （略）

3 検査の設備の共同使用
 (1)～(2) （略）
 (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
 (4)～(5) （略）

4～5 （略）

第3～第6 （略）

別添3の2～別添5 （略）

別紙1 （略）

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備 考
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	8	検査用スキャ ンツール	△	二	大型特殊自 動車及び二 輪の小型自 動車を対 象としない 場合は不要

4～5 （略）

第3～第6 （略）

別添3の2～別添5 （略）

別紙1 （略）

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備 考
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。
2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の3 (略)

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)
F	1～4	(略)	(略)	(略)
	5	シツクネス・ゲージ	(略)	(略)

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。
2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の3 (略)

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)
F	1～4	(略)	(略)	(略)
	5	シツクネス・ゲージ	(略)	(略)

	6～17	(略)	(略)	(略)
G ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ C	(略)	(略)	(略)	(略)
D	1	タイヤ・チェンジャ	(略)	(略)
	2～8	(略)	(略)	(略)
E ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

- 1
(1) (略)
(2)
ア～エ (略)

オ 指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に

	6～17	(略)	(略)	(略)
G ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ C	(略)	(略)	(略)	(略)
D	1	タイヤ・チェンジャ	(略)	(略)
	2～8	(略)	(略)	(略)
E ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

- 1
(1) (略)
(2)
ア～エ (略)

オ 指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に

<p>係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。<u>ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p><u>上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。</u></p> <p>別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p>	<p>係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面</p> <p><u>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</u></p> <p>別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p>
<p>1～2 (略)</p> <p>3 作業場の基準の解釈</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、<u>オパシメータ及び検査用スキヤンツール</u>により行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙3の3～3の8 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 作業場の基準の解釈</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器<u>及びオパシメータ</u>により行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙3の3～3の8 (略)</p>

別添

自動車整備事業の取扱い及び指導要領

目次

- 第1節 用語の定義
- 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
- 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
- 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
- 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）をいう。
- (3) 「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）をいう。
- (4) 「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）をいう。
- (5) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (6) 「特定整備」とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。
- (7) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (8) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。

第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第79条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添1「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第94条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の規定によるほか、別添2「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱うものとする。

第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

- 1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。
- 2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。

第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

1 整備主任者研修の実施事項

法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号）による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項

2 自動車検査員研修の実施事項

法第94条の4に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車検査員に対する指定規則第14条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添5「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

3 自動車検査員教習の実施事項

自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法

③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」（令和2年2月6日付け国自整第265号）により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

附則

1. 本規定は、令和2年4月1日から施行する。
2. 別紙2中種別B欄（電子制御装置点検整備作業場を除く。）の基準については、平成8年6月30日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者（事業場の位置を変更するものを除く。）にあつては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱いについて（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について」（平成7年3月27日付け自整第62号）の改正前の種別B欄の基準とする。
3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下「改正省令」という。）附則第8条の規定において、法第94条第1項の規定による優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - 一 令和3年10月1日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに優良自動車整備事業者の認定（優良自動車整備事業者認定規則第5条及び第6条に係る認定に限る。）を受けようとしていること
4. 改正省令附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - 一 令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること
5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者

にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

7. 本規定の施行の際現に、平成22年4月30日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあつては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）によりなお従前の例によるものとする。

附則（令和5年3月27日 国自整第266号）

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。

2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。

3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目次

- 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第4 エーミング作業を実施する場所
- 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- 3 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 4 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外とする。
- 5 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。
 - (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
 - (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
- 6 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い
事業場の所在地と所在地を異にする作業場（電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。）については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

7 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用

次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができる。

- (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
- (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に收容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

8 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1)の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に收容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員	3メートル	11メートル

が30人以上のものに限る。)		
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	3メートル	8メートル
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	6メートル
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 定期点検整備作業に係る料金の掲示

(1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。

ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。

(2) 料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。

2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供

(1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

(2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。

3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

5 法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。

7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

第 4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

- 1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第 89 条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。
 - (1) 施行規則第 20 号様式備考（7）「施行規則第 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。
 - (2) (1)以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。
- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第 20 号様式（自動車特定整備事業者の標識）の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備（運行補助装置に限る）」場合にあっては、「電子制御装置整備（自動運行装置を除く）」と表示すること。

別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- (1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号
実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連
- (2) 優良規則第5条第3号
 - ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
 - イ 機械工具及び計器類の機能及び精度
 - ウ 機械類の配列
 - エ 建屋の構造及び配列
 - オ 作業場及び車両置場の面積（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
 - カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境
 - キ 車両通路の確保
 - ク 機械工具、計器類及び建屋の管理状況
- (3) 優良規則第5条第4号
 - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
 - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
 - ウ 定期点検の実施体制（一種整備工場及び二種整備工場の場合に限る。）
 - エ 検査の実施体制
 - オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況
 - カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
 - キ 使用部品の管理状況
 - ク 機械工具及び計器類の活用状況
 - ケ 整理、整とん
 - コ 工員の経験年数及び作業態度
 - サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
 - シ 作業能率及びその向上対策
- (4) 優良規則第5条第7号
整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
- (5) 優良規則第5条第8号
 - ア 事業経営の態度
 - イ 事業場管理責任者の管理能力
 - ウ 保有する工員の数（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
 - エ 事業場の立地条件

- オ 営業成績
 - カ 原価の管理状況
 - キ 財務の管理状況
 - ク 事業場の将来性
- (6) 優良規則第5条第9号

道路運送車両法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれの遵守状況

別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

目次

- 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等
- 第2 指定自動車整備事業の指定基準
- 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等
- 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）
- 第5 自動車検査員の服務
- 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙3によることとする。

第2 指定自動車整備事業の指定基準

1 設備、技術及び管理組織

法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙3の2により判定すること。

(1) 法第48条第1項の点検に付随して行われる整備作業（施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。

(2) 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙3の2により判定）

イ 機械工具及び計器類の機能及び精度

ウ 機械類の配列

エ 建家の構造及び配列

オ 作業場及び車両置場の面積（別紙3の2により判定）

カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境

キ 車両通路の確保

ク 機械工具、計器類及び建家の管理状況

(3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況

イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況

ウ 定期点検の実施体制

エ 検査の実施体制

オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別紙3の2により判定）

カ 外注作業のできばえ及びその管理状況

キ 使用部品の管理状況

ク 機械工具及び計器類の活用状況

ケ 整理、整とん

コ 工員の経験年数及び作業態度

サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況

シ 作業能率及びその向上対策

(4) 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。

(5) 工員の組織及び配置が合理的であること。

(6) 整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙3の2により判定）。

(7) 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 事業経営の態度

イ 事業場管理責任者の管理能力（別紙3の2により判定）

ウ 保有する工員の数（別紙3の2により判定）

エ 事業場の立地条件

オ 営業成績

カ 原価の管理状況

キ 財務の管理状況

ク 事業場の将来性

(8) 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。

2 検査の設備

(1) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検

査を行うことが可能な範囲内のものであること。

- (2) 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。

3 検査の設備の共同使用

自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。
- (2) 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
- (4) 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (5) 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

4 自動車検査員の兼任

自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。

5 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

- (1) 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- (2) 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のと

おりとする。

- (1) 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。
- (2) 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。
- (3) 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。
- (4) 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。
また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。

第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）

指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者へ整備作業の一部を委託することができる。

この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

- (1) 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備の内容を把握すること
- (2) (1)で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと
- (3) (2)の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、(2)の整備の適切性等を確認すること
- (4) (3)の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること

第5 自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
- (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。
ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。
- (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成11年法律第218号）第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
- (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

- (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
- (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。
- (3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。

別添3の2 紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

目次

- 第1 用紙
- 第2 記載方法
- 第3 適合標章の表示
- 第4 用紙配布等
- 第5 交付状況の把握等

第1 用紙

- (1) 保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証（控） 限定保安基準適合証（控）	指定自動車整備事業者の交付控えとする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定規則第1号様式及び第2号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。
- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。
- ア 指定規則第1号様式及び第2号様式（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷されていること。
 - イ 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
 - ウ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

第2 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証（控）（限定保安基準適合証（控））として使用する場合を含む。以下「適合

証（控）」という。）にボールペン等で記載すること。

- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者（以下「指定整備事業者」という。）に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとに、別添3の3の第1(1)と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。
ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。
- (5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。
- (6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。
 - ア 使用者
 - イ 乗車定員
 - ウ 最大積載量
 - エ 用途
 - オ 車両総重量
- (7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することで足りる。
- (8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。
- (9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (10) 適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。

第3 適合標章の表示

- (1) 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成20年国土交通省令第59号）による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。

ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

(2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

(3) 第2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。

(4) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

第4 用紙配布等

(1) 各地方自動車整備振興会（以下「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。

(2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。

ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。

イ 配布台帳（別紙3の3及び別紙3の4）を作成すること。

ウ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の3）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第1(3)アに規定する一連番号に関する情報を、記入すること。

エ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の3）の備考欄に記入すること。

オ 適合証綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。

(ア) 配布台帳（別紙3の4）に記入すること。

(イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第5(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の5））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄へ

の記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。

- (3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

第5 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別紙3の5）を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。
- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
 - ア 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
 - イ 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
 - ウ 電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

目次

- 第1 登録情報処理機関に提供する情報
- 第2 適合標章の用紙
- 第3 適合標章の記載方法
- 第4 適合標章の表示
- 第5 用紙配布等
- 第6 交付状況の把握等

第1 登録情報処理機関に提供する情報

法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。

ただし、法第16条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別添3の2の第2(3)と重複しない交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

法第94条の5第4項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

- (6) 自動車検査員の氏名

法第94条の5第4項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合、点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の氏名とする。

- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所

予備検査にあっては所有者の氏名又は名称及び住所とする。

- (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11) 保険期間

保険証明書の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）

とする。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最後の日とする。

- (12) 当該指定整備事業者が付された指定番号に基づく整備工場コード

第2 適合標章の用紙

適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

- (1) 指定規則第2号様式の2（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。
- (2) 表面に地紋が印刷されていること。

第3 適合標章の記載方法

- (1) 適合標章（表）の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
- (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (3) 適合標章（裏）には、第1(1)から(11)までと同一の情報をプリンタにより印字すること。この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。

第4 適合標章の表示

- (1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。
 - ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
 - イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
 - ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。
- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位

置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

- (3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

第5 用紙配布等

- (1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合標章綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。
 - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
 - イ 配布台帳（別紙3の6及び別紙3の7）を作成すること。
 - ウ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の6）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第2(1)に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。
 - エ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の6）の備考欄に記入すること。
 - オ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
 - (ア) 配布台帳（別紙3の7）に記入すること。
 - (イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第6(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の8））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

第6 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿（別紙3の8）を作成し、適合標章綴数の收受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、第1(1)から(12)までの情報を2年間管理保存すること。
- (4) 法第94条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が第6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。

- (5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固有の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。
- ア 指定整備事業者の事業場を管理する権限
 - イ 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限
 - ウ 電子適合証に係る情報を登録する権限
 - エ 自動車検査員に係る権限
 - オ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限
- (6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して、当該適合標章を2年間保存すること。
- (7) 指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。

別添4 整備主任者研修実施要領

目次

第1 目的

第2 研修の区分

第1 目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

1 法令研修

(1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

(3) 研修内容

ア 関係法令及びその改正内容

イ 主要通達

ウ 特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保

エ 工場管理等

(4) 研修時間

2時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

(6) 研修教材

ア 全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。

イ 地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。

(7) 講師

運輸支局職員及び学識経験者とする。

(8) 研修の実施方法

ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

2 技術研修

(1) 研修対象者

事業場に届け出されている整備主任者とする。

ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了した整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場内教育を行うよう指導すること。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

(3) 研修内容

ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法

イ 自動車の特定整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等

(4) 研修時間

実習を含めて6時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。

(6) 研修教材

教材は、「整備主任者研修資料（技術編）」（自動車局監修）をテキストとし、実車、主要部品、整備用機器及びビデオ、スライド等視聴覚機材とする。

(7) 講師

自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。

(8) 研修の実施方法

ア 研修は、自動車整備振興会又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。

(ア) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等

(イ) 輸入自動車取扱ディーラー

(ウ) 自動車整備商工組合（北海道にあつては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合）

なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。

イ 自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

別添5 自動車検査員研修実施要領

1 目的

自動車検査員に対し、保安基準適合性の判断等自動車検査員が行う業務に必要とされる自動車の構造・装置の状態及びその機能・性能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

2 研修対象者

自動車検査員として選任されている者とする。

3 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回以上実施する。

4 研修の項目、内容等

研修項目	研修内容等
(1) 自動車整備事業	・ 自動車整備事業の役割 ・ 自動車整備事業の課題、問題点等
(2) 指定自動車整備事業	・ 道路運送車両法関係法令 ・ 指定自動車整備事業者の処分事例等 ・ 適正な業務運営
(3) 自動車検査員の業務	・ 自動車検査員の役割と職務 ・ 自動車検査業務 ・ 自動車検査機器の取扱い
(4) 関係法令及び主要通達	・ 最近の関係法令の改廃 ・ 主要通達

5 研修

3時間以上とする。

6 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

7 研修教材

研修教材は、地方運輸局長が適当と認めたものとする。

8 講師

運輸支局職員、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者

9 研修実施方法

地方運輸局長は運輸支局長に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。

別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)

(1) 記載項目

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名
- ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
- エ 事業場の名称及び所在地
- オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）
- カ 電子制御装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地
- キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
- ク その他業務の範囲の限定

(2) 添付書面

- ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード等申請者を特定できる書面
- ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面
- エ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- オ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
 - (ア) 設備の基準に係る事項（施行規則第57条第1号から第5号まで）
 - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - d 部品整備作業場の面積
 - e 車両置場の間口、奥行
 - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
 - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
 - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数
 - i 工具の種類毎の名称、能力、数

j 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）

k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

1 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面

(イ) 従業員に係る事項（施行規則第57条第6号及び第7号）

整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

カ 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る。）

2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第81条から第83条まで）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 届出に係る事項

エ 認証番号

(2) 添付書面

ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面（法第81条第1項第1号）

イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員（新任及び解任）の氏名及び役職名を記載した書面（法第81条第1項第2号）

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面（法第81条第1項第3号）

エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(ア) j 及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きを記載した書面（法第81条第1項第4号）

オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面（法第

81 条第 2 項)

カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面（法第 82 条第 2 項）

キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面（法第 83 条第 2 項）

3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

ウ 認証番号

エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日

オ 統括管理業務の開始日

カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日

(2) 添付書面

ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し

イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、同規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し

ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあつては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し

4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を 1 つの書面に記載しても良い。

ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名

イ 当該作業場の所在地

ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称

なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号

エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し

オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

5 施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御

装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類	一種整備工場	二種整備工場	備考
		項目			
A	1	工員数	10人以上	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
	3	整備士保有率	1/3以上	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B	1-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする
	1-2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。）	◎	◎	
	2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、

					塗装、鍛冶等の各作業場
	3	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない a は当該事業場の 屋内現車作業場面積
	4	完成検査場	◎	◎	屋内 指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共用設備を使用する場合を含む。）は当該完成検査場で足りる。
C	1	卓上ボール盤	○	—	
	2	オイル・バケットポンプ	○	○	
	3	ホイール・バルンサ	△	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
	4	フリー・ローラ	△	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであつて可）
D	1	バルブ・シート・グラインダ	○	—	
	2	バルブ・リフエーサ	○	—	
	3	バルブ・リフタ	○	—	
	4	シリンダ・ゲージ	○	—	
	5	コンロッド・アライナ	○	—	
	6	スプリング・テスタ	○	—	

	7	ラジエータ・キャップ・テスタ	○	○	
	8	マイクロ・メータ	○	—	
E	1	メガー	○	—	
	2	電子計測機器	△	△	外部診断器等（電子制御装置整備を行う場合を除く。）
F	1	溶接器	○	—	
G	1	検車装置	○	○	検車台、ピット、リフト等
	2	ホイール・アライメント・テスタ又はサイド・スリップ・テスタ	△	—	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
	3	ブレーキ・テスタ	△	—	
	4	前照灯試験機	△	—	
	5	音量計	△	—	
	6	速度計試験機	△	—	
	7	黒煙測定器又はオパシメータ	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要
	8	<u>検査用スキャンツール</u>	<u>△</u>	<u>—</u>	<u>大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車を対象としない場合は不要</u>

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A	1	工員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1 — 1	屋内現車作業場	60 m ² 以上	50 m ² 以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く。
	1 — 2	電子制御装置点検整備作業場	○	—	電子制御装置整備を行う場合に限る。
	2	その他の作業場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は1箇所集中されていなくてもよい
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	4	完成検査場	○	○	屋内
	5	洗車場	○	○	
	1	洗車機器	○	—	スチーム・クリーナ、カーワッシャー等
D	1	アーク溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器を含む。
	2	点溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい
	3	ガス溶接器	○	○	
	4	車枠矯正装置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの。
	5	車体修正機	—	○	自動車を固定し、又は修

					正機を保持具により自動車に固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	6	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	7	板金定盤	○	○	
	8	板金工具一式	○	○	
E	1	スコヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボール盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サンダ	○	○	板金用及び塗装用各 1
	4	ポリシャ	○	○	
G	1	塗装機器	○	○	スプレーガン等
	2	塗装乾燥装置	○	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250w×12 燈クラス以上)
H	1	ヘッドライト・テスト	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスト	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センターリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。

2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の3 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	電気装置整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車電気装置整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m ² 以上	現車についての電気装置整備作業を行う場所
	2	屋内電気装置整備作業場	20 m ² 以上	現車から取り外した電気装置の整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
C	1	オルタネータ・テスト	○	変速装置付電動機、直流電圧、電流計、回転計のあるもの
	2	スタータ・テスト	○	トルク計、直流電圧、電流計のあるもの
	3	オルタネータ・オシロスコープ	○	自動車オルタネータの波形試験のできるもの
	4	グローラ・テスト	○	
	5	バッテリー・テスト	○	
	6	半導体試験器	○	トランジスタ・ダイオード半導体の試験のできるもの
	7	回路試験器	○	
	8	ボルト・メータ	○	
	9	アンペア・メータ	○	
	10	メガー	○	
D	1	プレス	○	
	2	バイス	○	
	3	電気ドリル	○	空圧式のものでも可
	4	マイクロ・メータ	○	
	5	ダイヤル・ゲージ	○	
	6	ガレージ・ジャッキ	○	
	7	エア・コンプレッサ	○	
E	1	充電器	○	急速充電器を含む。
	2	溶接器	○	ハンディ式のものでも可
	3	部品洗浄槽	○	
	4	乾燥装置	○	

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1人以上	二級自動車シャシ整備士、三級自動車シャシ整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く
B	1	原動機分解組立作業場	20 m ² 以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作業場	60 m ² 以上	自動車用原動機の単体部品の機械加工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
	4	受注品置場	a×0.1以上	受注品を収容する場所であって、うち完成品を格納する場所は屋内に限る。 aは原動機分解組立作業場及び原動機部品整備作業場の面積の和を示す
	5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う場所
C	1	シリンダ・ボーリング・マシン	○	
	2	シリンダ・ホーニング・マシン	○	
	3	サーフェース・グライнда	○	平面切削盤を含む。
	4	クランクシャフト・グライнда	○	
	5	ライン・ボーリング・マシン	○	
	6	コンロッド・グライнда	○	
	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グライнда	○	

	9	バルブ・リフューサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい
	3	プレス	○	能力が 19.6kN (2 t f) 以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力 9.8kN (1 t f) 以上のもの
	3	作業台	○	縦 1 メートル以上、横 1.5 メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリメートル以上、深さ 150 ミリメートル以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	○	
	6	洗浄機器	○	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	○	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	○	
	2	マイクロ・メータ	○	
	3	ダイヤル・ゲージ	○	
	4	ノギス	○	最大測定値が 150 ミリメートル以上、単位目盛が副尺利用で 0.05 ミリメートル (1/20 ミリメートル) 以下のもの
	5	シックネス・ゲージ	○	長さ 75 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わされているもの
	6	フィーラ・ゲージ	○	長さ 230 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わされているもの
	7	直定規	○	断面の幅が 5 ミリメートル以上で高さ 25 ミリメートル以上、長さ 500 ミリメートル以上のもの
	8	定盤	○	縦 450 ミリメートル、横 600 ミリメートル以上のもの
	9	表面アラサ測定機	○	J I S - 0659 表面アラサ標準片でもよい
	10	コンロッド・アライナ	○	
	11	コンプレッション・	○	

		ゲージ		
	12	エンジン・タコ・テスタ	○	
	13	バキューム・ゲージ	○	
	14	タイミング・ライト	○	ガソリン車用のもの
	15	バルブ・スプリング・テスタ	○	
	16	温度計	○	
	17	燃料消費計	○	
G	1	バルブシート・カタ	○	
	2	トルク・レンチ	○	クランク軸の軸受締付ボルト・コンロッド大端ボルト及びシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
	3	作業用工具	○	原動機の分解、組立作業及び部品の脱着作業等に必要なもの（特殊工具を含む）
	4	バルブ・リフタ	○	
	5	ベアリング・レース・プーラ	○	
	6	ギヤ・プーラ	○	
H	1	水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	2	噴射ポンプ・テスタ	○	
	3	原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

- (注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。
2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m ² 以上	現車についてのタイヤ整備作業を行う場所
	2	屋内タイヤ整備作業場	20 m ² 以上	現車から取り外したタイヤの整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	○	
C	1	エア・コンプレッサ	○	
	2	エア・減圧弁	○	
	3	リフト	○	ガレージ・ジャッキを含む
	4	インパクト・レンチ	○	
	5	タイヤ・フレータ	○	
D	1	タイヤ・チェンジャー	○	
	2	ビード・ブレーカ	○	
	3	タイヤ・スプレッタ	○	
	4	タイヤ修理機	○	チューブレス・タイヤ修理機を含む
	5	チューブ焼付機	○	
	6	グラインダ	○	
	7	チューブ・テストタンク	○	
	8	チューブ・ハンガ	○	
E	1	作業台	○	
	2	作業用工具	○	タイヤの取り外し、組み付け、修理に必要なもの
	3	タイヤ収納棚	○	タイヤを縦置きに収納できるもの
F	1	ホイール・バランサ	○	
	2	タイヤ・ゲージ	○	高精度ゲージ
	3	デプス・ゲージ	○	
	4	トルク・レンチ	○	
	5	巻尺	○	

(注) ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

1 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第2項)

(1) 記載事項

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 事業場の名称及び所在地
- ウ 対象とする自動車の種類
- エ その他業務の範囲の限定
- オ 認証番号及び認証年月日
- カ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類
- キ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び装置の種類
- ク 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定
- ケ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号
- コ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けていない者にあつては、次の事項
 - (ア) 実施している整備作業の範囲
 - (イ) 事業場管理責任者の氏名及び略歴
 - (ウ) 主任技術者の氏名及び略歴
 - (エ) 一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

(2) 添付書面

- ア 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面
- イ 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- ウ 次の状況を記載した事業場平面図
 - (ア) 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積
 - (イ) 自動車検査用機械器具の配置状況
- エ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数
- オ 指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面
上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成

績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

2 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(指定規則第1条第2項第5号)

- ア 当該設備の管理責任者の氏名
- イ 当該設備の所在地
- ウ 当該設備の名称、型式及び数
- エ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面
- オ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称
- カ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の法第62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面
- キ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し
- ク 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積

3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)

- ア 事業場の設備を記載した平面図
- イ 作業工程図(アに記載することでも差し支えない。)
- ウ 整備用の主要な設備及び機器の配置図(アに記載することでも差し支えない。)
- エ 事業場組織図
- オ 最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を定期点検整備、自動車検査に係る整備及びその他の整備に分けて記載した書面
- カ 貸借対照表及び損益計算書
株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合(前歴がない場合)	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合(廃止新規申請の場合を含む)	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

- キ 自動車検査の実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記載した書面

4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合であって、

設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。

ただし、法第94条の3、第94条の4又は第94条の8に基づく処分を受けた場合（処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。）であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業場管理責任者として業務を確実にこなせると認められる場合には、事業場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

ア 1(1)アからクまでの事項

イ 指定番号

(2) 添付書面

ア 1(2)ア、イ及び3エ、カの書面

イ 指定規則第4条に基づく次の事項を記載した自動車検査員選任届

(ア) 選任しようとする自動車検査員の氏名及び生年月日

(イ) 選任年月日

(ウ) 自動車検査員の要件が指定規則第4条第1項第1号の要件による者の場合

a 教習修了運輸局

b 教習修了年月日

c 教習修了書番号

(エ) 他の事業場の自動車検査員を兼任する場合には、次の事項を記載した書面

a 兼任する事業場の指定番号

b 兼任する事業場の名称

c 兼任する事業場の所在地

d 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間

e 当該兼任する事業場の最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

ウ 法第94条の4第5項に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面

エ 自動車検査員に選任されることへの同意書

5 指定規則第5条第1項及び第2項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第5条第1項及び第2項）

(1) 記載事項

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 指定番号

(2) 添付書面

ア 4(2)イからエまでの書面

イ 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当する者であることを記載した以下の書面

(ア) (イ)に定める者以外の者にあつては、自動車検査員教習修了証書(写し)、自動車検査員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等

(イ) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者にあつては、自動車検査員再教習修了証書(写し)

ウ 自動車検査員を解任する場合は、解任する自動車検査員の氏名及び解任年月日

6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)

(1) 記載事項

ア 5(1)アからウまでの事項

イ 届出に係る事項

(2) 添付書面

ア 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面

イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

(ア) 変更した自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数を記載した書面

(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。)の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置点検整備作業場(車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。)	◎	
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内

1-8	オイル・バケットポンプ	○	
1-9	ホイール・バランサ	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
1-10	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであつても可)。
1-11	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-12	電子計測機器	△	外部診断器等(電子制御装置整備を行う場合を除く。)
1-13	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

2 要員関係の基準の解釈

(1) 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であつて、当該事業場の統括責任者をいい、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 事業計画の決定と執行に関すること。

イ 事業場全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関すること。

ウ 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

(2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であつて、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 従業員に対する整備技術の教育に関すること。

イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。

ウ 設備機器の管理に関すること。

(3) 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

(4) 自動車工

シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

(6) 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工（同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する(3)なお書きに規定する検査工を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができるものと認められる場合には同一人がす

べてを兼務しても差し支えない。

(7) 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。
また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

3 作業場等の基準の解釈

(1) 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場

ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

(2) その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

(3) 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでも差し支えない。

ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。

エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。この場合において、法第75条第1項に基づき型式の指定を受けた自動車の製作者と同一の指定自動車整備事業にあっては、同条第4項に基づく検査の場所を含むものとする。

オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差し支えない。

また、(6)のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否）

	<ul style="list-style-type: none"> ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など） ・タイヤの空気圧の調整
--	---

(4) 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

(5) 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6) 作業場等の配置

各作業場（検査場等（電子制御装置点検整備作業場を除く。）を含む。）は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

4 整備完了車のできばえ

(1) 車検成績

法第 62 条に規定する継続検査等の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の 3% 以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者（当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の 3 年間にわたり受けたことがない者に限る。）が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であって、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限

り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数（小数点以下切り上げ）にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期 間	月平均の持込台数
最近2ヵ月	30台 以上
〃 3ヵ月	20台 〃
〃 4ヵ月	15台 〃
〃 5ヵ月	12台 〃
〃 6ヵ月	10台 〃

別紙3の3 適合証綴配布台帳（元帳） 振興会用

日 付	受 入			支 出			残			備 考	取扱者 印
	綴 数	綴番号		綴 数	綴番号		綴 数	綴番号			
		自	至		自	至		自	至		
12	15	1,000	1~1000							全官報より	
12	16				10	1~10	900	11~1000		〇〇指定工場へ	
〃	〃				15	11~25	975	26~ 〃		〃	

別紙3の4 適合証綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称					指定番号											
日	付	綴	綴番号		備	考	受者 領印	日	付	綴	数	綴番号		備	考	受者 領印
			自	至								自	至			
12	16	10	1	10												
2	1	20	101	120												
3	1	30	601	630												

別紙3の5 適合証綴授受出納簿 指定整備工場用

事業者及び 事業場の名称					指定番号				
日付	受入		使用			残 綴 数	備 考	取扱者印	
	綴 数	綴 番号	綴 番号	適合証 交付書損	標 章 交 付			振 興 会	工 場
	自	至							
12 16	15	11 25							
2 1			11	49 1	40	14			
3 1			12	48 2	45	13			

別紙3の6 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（元帳）振興会用

日 付	受 入			支 出			残			備 考	取扱者 印
	綴 数	綴番号		綴 数	綴番号		綴 数	綴番号			
		自	至		自	至		自	至		
12	15	1,000	1~1000							全官報より	
12	16			10	1~10	900	11~1000			〇〇指定工場へ	
〃	〃			15	11~25	975	26~ 〃			〃	

別紙3の7 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称					指定番号										
日	付	綴	数	綴番号		備考	受者 領印	日	付	綴	数	綴番号		備考	受者 領印
				自	至							自	至		
12	16	10		1	10										
2	1	20		101	120										
3	1	30		601	630										

別紙3の8 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

事業者及び 事業場の名称					指定番号						
日	付	受 入		使 用			残 綴 数	備 考	取扱者印		
		綴 数	綴番号		綴番号	適合標章			振 興 会	工 場	
			自	至		交付	印刷不良等				
12	16	15	11	25							
2	1				11	49	1	14			
3	1				12	48	2	13			

(20) 「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱いについて」の一部改正について

国自整第 269 号の 2
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、了知いただきますとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第269号
令和5年3月27日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一部改正について

「指定自動車整備事業規則」（昭和37年運輸省令第49号）第2条第2項に掲げる自動車検査用機械器具に「検査用スキャンツール」を新たに規定したことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正するので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達は、従前は自動車交通局技術安全部長名で発出されていたところであるが、平成23年に行なわれた国土交通省組織令等の一部改正より、自動車交通局技術安全部が廃止されたため、今次通達から改めて自動車局整備課長名の通達として発出することを申し添える。

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」(平成9年2月20日付け自整第23号)の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧								
自整第23号 平成9年2月20日 国自整第269号 最終改正 令和5年3月27日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局整備課長 本文 (略)	自整第23号 平成9年2月20日 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 自動車交通局技術安全部長 本文 (略)								
記	記								
1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法 ア. 第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。	1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法 ア. 第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。								
第1表(指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査(その1)) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1)～(11) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td> <td>検査用スキャンツール</td> </tr> </table>	(1)～(11) (略)	(略)	(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール	第1表(指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査(その1)) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1)～(11) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </table>	(1)～(11) (略)	(略)	(新設)	
(1)～(11) (略)	(略)								
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール								
(1)～(11) (略)	(略)								
(新設)									

新	旧																														
イ. 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において <u>特定整備</u> に係る部分が保安基準に適合するようにすること。 ウ. (略) エ. 第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。 第3表(指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査(その3)) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 原動機</td> <td>(9) 指示装置</td> </tr> <tr> <td>(2) 電気装置</td> <td>(10) 視野を確保する装置</td> </tr> <tr> <td>(3) 乗車装置</td> <td>(11) 走行距離計その他の計器</td> </tr> <tr> <td>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</td> <td>(12) 防火装置</td> </tr> <tr> <td>(5) 騒音防止装置</td> <td>(13) 運行記録計</td> </tr> <tr> <td>(6) ばい煙等の発散防止装置</td> <td>(14) 速度表示装置</td> </tr> <tr> <td>(7) 灯火装置及び反射器</td> <td>(15) 自動運行装置</td> </tr> <tr> <td>(8) 警報装置</td> <td></td> </tr> </table> オ. 特定指定自動車整備事業者は、ア. からエ. までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。 この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあっては、当該事業場における自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項についてのみの検査で差し支えない。	(1) 原動機	(9) 指示装置	(2) 電気装置	(10) 視野を確保する装置	(3) 乗車装置	(11) 走行距離計その他の計器	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(12) 防火装置	(5) 騒音防止装置	(13) 運行記録計	(6) ばい煙等の発散防止装置	(14) 速度表示装置	(7) 灯火装置及び反射器	(15) 自動運行装置	(8) 警報装置		イ. 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において <u>分解整備</u> に係る部分が保安基準に適合するようにすること。 ウ. (略) エ. 第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。 第3表(指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査(その3)) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 原動機</td> <td>(8) 警報装置</td> </tr> <tr> <td>(2) 電気装置</td> <td>(9) 指示装置</td> </tr> <tr> <td>(3) 乗車装置</td> <td>(10) 視野を確保する装置</td> </tr> <tr> <td>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</td> <td>(11) 走行距離計その他の計器</td> </tr> <tr> <td>(5) 騒音防止装置</td> <td>(12) 防火装置</td> </tr> <tr> <td>(6) ばい煙等の発散防止装置</td> <td>(13) 運行記録計</td> </tr> <tr> <td>(7) 灯火装置及び反射器</td> <td>(14) 速度表示装置</td> </tr> </table> オ. 特定指定自動車整備事業者は、ア. からエ. までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。 この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあっては、当該事業場における自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項についてのみの検査で差し支えない。	(1) 原動機	(8) 警報装置	(2) 電気装置	(9) 指示装置	(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器	(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置	(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記録計	(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置
(1) 原動機	(9) 指示装置																														
(2) 電気装置	(10) 視野を確保する装置																														
(3) 乗車装置	(11) 走行距離計その他の計器																														
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(12) 防火装置																														
(5) 騒音防止装置	(13) 運行記録計																														
(6) ばい煙等の発散防止装置	(14) 速度表示装置																														
(7) 灯火装置及び反射器	(15) 自動運行装置																														
(8) 警報装置																															
(1) 原動機	(8) 警報装置																														
(2) 電気装置	(9) 指示装置																														
(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置																														
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器																														
(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置																														
(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記録計																														
(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置																														
2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあつては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法	2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあつては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法																														

新	旧
<p>第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<u>特定整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p>第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<u>分解整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。</p> <p>3. ～4. (略)</p>

(21) 「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

国自整第 270 号の 2
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 270 号
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年国土交通省令第 6 号）（以降、改正省令という。）が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第 2 条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」（平成 31 年 3 月 29 日付け国自整第 326 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」（平成31年3月29日付け国自整第326号）の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>国自整第326号 平成31年3月29日 国自整第270号 最終改正 令和5年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文（略）</p> <p>記</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 指定自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>3. 優良自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 第2号様式（優良）優良自動車整備事業者の変更届出書 以下、（略）</p>	<p>国自整第326号 平成31年3月29日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文（略）</p> <p>記</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 指定自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>3. 優良自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 第2号様式（優良）優良自動車整備事業者の変更届出書 以下、（略）</p>

新	旧
<p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和5年3月27日 国自整第270号） 本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧																																																																																																																																		
(別添) 1. (略) 2. 指定自動車整備事業関係 第1号様式 (指定) 指定自動車整備事業の指定新規申請書 本文 (略) 1-①～4-① (略) 4-② 自動車検査用機械器具設備 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>音 量 計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>騒音計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>一酸化炭素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>炭化水素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>オパシメータ</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査用スキヤンツール</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。 4-③～5-② (略)	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音 量 計				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	検査用スキヤンツール				年 月 日	(別添) 1. (略) 2. 指定自動車整備事業関係 第1号様式 (指定) 指定自動車整備事業の指定新規申請書 本文 (略) 1-①～4-① (略) 4-② 自動車検査機械設備 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>音 量 計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>騒音計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>一酸化炭素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>炭化水素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>オパシメータ</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査用スキヤンツール</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。 4-③～5-② (略)	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音 量 計				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	検査用スキヤンツール				年 月 日
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																															
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																															
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																															
音 量 計				年 月 日																																																																																																																															
騒音計				年 月 日																																																																																																																															
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																															
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																															
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																															
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																															
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																															
検査用スキヤンツール				年 月 日																																																																																																																															
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																															
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																															
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																															
音 量 計				年 月 日																																																																																																																															
騒音計				年 月 日																																																																																																																															
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																															
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																															
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																															
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																															
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																															
検査用スキヤンツール				年 月 日																																																																																																																															

新	旧																																																																																																																																																																																														
5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>音 量 計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>騒音計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>一酸化炭素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>炭化水素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>オパシメータ</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査用スキヤンツール</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。 第2号様式 (指定) 指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書 殿 年 月 日 道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (届出・申請) します。 (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。 (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr><td colspan="2">〔ふりがな〕</td></tr> <tr><td>届出者申請者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>届出者申請者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">〔ふりがな〕</td></tr> <tr><td>事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>指定番号</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th>届出・申請の変更内容</th> <th>変更年月日</th> <th>年 月 日</th> </tr> <tr> <td>完成検査場の位置又は面積</td> <td>対象とする自動車の種類</td> <td>【変更申請】</td> </tr> <tr> <td>自動車検査用機械器具設備</td> <td>業務の範囲の限定</td> <td>【変更申請】</td> </tr> <tr> <td>自動車検査用機械器具設備 (共用設備)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注)口枠内の該当するものに○を記載すること。	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音 量 計				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	検査用スキヤンツール				年 月 日	〔ふりがな〕		届出者申請者の氏名又は名称		届出者申請者の住所		電話番号		〔ふりがな〕		事業場の名称		事業場の所在地		電話番号		指定番号		届出・申請の変更内容	変更年月日	年 月 日	完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】	自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】	自動車検査用機械器具設備 (共用設備)			5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスト</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>音 量 計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>騒音計</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>一酸化炭素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>炭化水素測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>オパシメータ</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査用スキヤンツール</td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。 第2号様式 (指定) 指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書 殿 年 月 日 道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (届出・申請) します。 (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。 (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr><td colspan="2">〔ふりがな〕</td></tr> <tr><td>届出者申請者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>届出者申請者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">〔ふりがな〕</td></tr> <tr><td>事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>指定番号</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th>届出・申請の変更内容</th> <th>変更年月日</th> <th>年 月 日</th> </tr> <tr> <td>屋内作業場の位置又は面積</td> <td>対象とする自動車の種類</td> <td>【変更申請】</td> </tr> <tr> <td>自動車検査用機械器具設備</td> <td>業務の範囲の限定</td> <td>【変更申請】</td> </tr> <tr> <td>自動車検査用機械器具設備 (共用設備)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注)口枠内の該当するものに○を記載すること。	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音 量 計				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	検査用スキヤンツール				年 月 日	〔ふりがな〕		届出者申請者の氏名又は名称		届出者申請者の住所		電話番号		〔ふりがな〕		事業場の名称		事業場の所在地		電話番号		指定番号		届出・申請の変更内容	変更年月日	年 月 日	屋内作業場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】	自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】	自動車検査用機械器具設備 (共用設備)		
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																																																																																											
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																																																																																											
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																																																																																											
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																																																																																											
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																																																																																											
音 量 計				年 月 日																																																																																																																																																																																											
騒音計				年 月 日																																																																																																																																																																																											
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																																																																																											
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																																																																																											
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																																																																																											
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																																																																																											
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																																																																																											
検査用スキヤンツール				年 月 日																																																																																																																																																																																											
〔ふりがな〕																																																																																																																																																																																															
届出者申請者の氏名又は名称																																																																																																																																																																																															
届出者申請者の住所																																																																																																																																																																																															
電話番号																																																																																																																																																																																															
〔ふりがな〕																																																																																																																																																																																															
事業場の名称																																																																																																																																																																																															
事業場の所在地																																																																																																																																																																																															
電話番号																																																																																																																																																																																															
指定番号																																																																																																																																																																																															
届出・申請の変更内容	変更年月日	年 月 日																																																																																																																																																																																													
完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】																																																																																																																																																																																													
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】																																																																																																																																																																																													
自動車検査用機械器具設備 (共用設備)																																																																																																																																																																																															
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																																																																																											
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																																																																																											
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																																																																																											
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																																																																																											
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																																																																																											
音 量 計				年 月 日																																																																																																																																																																																											
騒音計				年 月 日																																																																																																																																																																																											
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																																																																																											
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																																																																																											
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																																																																																											
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																																																																																											
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																																																																																											
検査用スキヤンツール				年 月 日																																																																																																																																																																																											
〔ふりがな〕																																																																																																																																																																																															
届出者申請者の氏名又は名称																																																																																																																																																																																															
届出者申請者の住所																																																																																																																																																																																															
電話番号																																																																																																																																																																																															
〔ふりがな〕																																																																																																																																																																																															
事業場の名称																																																																																																																																																																																															
事業場の所在地																																																																																																																																																																																															
電話番号																																																																																																																																																																																															
指定番号																																																																																																																																																																																															
届出・申請の変更内容	変更年月日	年 月 日																																																																																																																																																																																													
屋内作業場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】																																																																																																																																																																																													
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】																																																																																																																																																																																													
自動車検査用機械器具設備 (共用設備)																																																																																																																																																																																															

新

1-①～3 (略)

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキャンツール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

5-①～5-② (略)

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキャンツール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

以下、(略)

旧

1-①～3 (略)

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

5-①～5-② (略)

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

以下、(略)

新

3. 優良自動車整備事業関係

第1号様式 (優良)
優良自動車整備事業者認定申請書
本文 (略)

1～3 (略)

4-① I 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)

項 目	数	能 力
車上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランス		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフエーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスト		
ラジエータ・キャップ・テスト		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

検査機器の名称	数	型 式	能 力
ホイール・アライメント・テスト			
サイドスリップ・テスト			
ブレーキ・テスト			
前照灯試験機			
音量計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オパシメータ			
検査用スキャンツール			

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

4-① II～4-⑤ (略)

旧

3. 優良自動車整備事業関係

第1号様式 (優良)
優良自動車整備事業者認定申請書
本文 (略)

1～3 (略)

4-① I 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)

項 目	数	能 力
車上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランス		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフエーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスト		
ラジエータ・キャップ・テスト		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

検査機器の名称	数	型 式	能 力
ホイール・アライメント・テスト			
サイドスリップ・テスト			
ブレーキ・テスト			
前照灯試験機			
音量計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オパシメータ			
(新設)			

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

4-① II～4-⑤ (略)

新	旧																																																																																																																																																																																						
第2号様式（優良） 優良自動車整備事業者の変更届出書 本文（略） 1～3（略） 4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更（一種整備工場及び二種整備工場の記載項目）	第2号様式（優良） 優良自動車整備事業者の変更届出書 本文（略） 1～3（略） 4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更（一種整備工場及び二種整備工場の記載項目）																																																																																																																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 10%;">数</th> <th style="width: 30%;">能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・バケットポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフューサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">検査機器の名称</th> <th style="width: 10%;">数</th> <th style="width: 10%;">型式</th> <th style="width: 20%;">能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音量計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査用スキャンツール</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。</p>	項目	数	能力	卓上ボール盤			オイル・バケットポンプ			ホイール・バランス			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフューサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスト			ラジエータ・キャップ・テスト			マイクロ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検査装置			検査機器の名称	数	型式	能力	ホイール・アライメント・テスト				サイドスリップ・テスト				ブレーキ・テスト				前照灯試験機				音量計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				検査用スキャンツール				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 10%;">数</th> <th style="width: 30%;">能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・バケットポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフューサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">検査機器の名称</th> <th style="width: 10%;">数</th> <th style="width: 10%;">型式</th> <th style="width: 20%;">能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音量計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。</p>	項目	数	能力	卓上ボール盤			オイル・バケットポンプ			ホイール・バランス			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフューサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスト			ラジエータ・キャップ・テスト			マイクロ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検査装置			検査機器の名称	数	型式	能力	ホイール・アライメント・テスト				サイドスリップ・テスト				ブレーキ・テスト				前照灯試験機				音量計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				(新設)			
項目	数	能力																																																																																																																																																																																					
卓上ボール盤																																																																																																																																																																																							
オイル・バケットポンプ																																																																																																																																																																																							
ホイール・バランス																																																																																																																																																																																							
フリー・ローラ																																																																																																																																																																																							
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																																																																																																							
バルブ・リフューサ																																																																																																																																																																																							
バルブ・リフタ																																																																																																																																																																																							
シリンダ・ゲージ																																																																																																																																																																																							
コンロッド・アライナ																																																																																																																																																																																							
スプリング・テスト																																																																																																																																																																																							
ラジエータ・キャップ・テスト																																																																																																																																																																																							
マイクロ・メータ																																																																																																																																																																																							
メガー																																																																																																																																																																																							
電子計測機器																																																																																																																																																																																							
溶接器																																																																																																																																																																																							
検査装置																																																																																																																																																																																							
検査機器の名称	数	型式	能力																																																																																																																																																																																				
ホイール・アライメント・テスト																																																																																																																																																																																							
サイドスリップ・テスト																																																																																																																																																																																							
ブレーキ・テスト																																																																																																																																																																																							
前照灯試験機																																																																																																																																																																																							
音量計																																																																																																																																																																																							
速度計試験機																																																																																																																																																																																							
黒煙測定器																																																																																																																																																																																							
オバシメータ																																																																																																																																																																																							
検査用スキャンツール																																																																																																																																																																																							
項目	数	能力																																																																																																																																																																																					
卓上ボール盤																																																																																																																																																																																							
オイル・バケットポンプ																																																																																																																																																																																							
ホイール・バランス																																																																																																																																																																																							
フリー・ローラ																																																																																																																																																																																							
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																																																																																																							
バルブ・リフューサ																																																																																																																																																																																							
バルブ・リフタ																																																																																																																																																																																							
シリンダ・ゲージ																																																																																																																																																																																							
コンロッド・アライナ																																																																																																																																																																																							
スプリング・テスト																																																																																																																																																																																							
ラジエータ・キャップ・テスト																																																																																																																																																																																							
マイクロ・メータ																																																																																																																																																																																							
メガー																																																																																																																																																																																							
電子計測機器																																																																																																																																																																																							
溶接器																																																																																																																																																																																							
検査装置																																																																																																																																																																																							
検査機器の名称	数	型式	能力																																																																																																																																																																																				
ホイール・アライメント・テスト																																																																																																																																																																																							
サイドスリップ・テスト																																																																																																																																																																																							
ブレーキ・テスト																																																																																																																																																																																							
前照灯試験機																																																																																																																																																																																							
音量計																																																																																																																																																																																							
速度計試験機																																																																																																																																																																																							
黒煙測定器																																																																																																																																																																																							
オバシメータ																																																																																																																																																																																							
(新設)																																																																																																																																																																																							
以下、(略)	以下、(略)																																																																																																																																																																																						

(22) 検査用スキャンツールに係るQ & Aについて

事務連絡
令和5年3月30日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

検査用スキャンツールに係るQ & Aについて

検査用スキャンツールにつきましては、令和5年4月より申請等ができるようになることから、検査用スキャンツールに係るQ & Aを別添のとおり作成しましたので、業務の参考とされますようお願いいたします。

検査用スキャンツールに係るQ & A

Q 1 検査用スキャンツールに係る申請等の添付資料はどのようなものですか。

(答)

検査機器の技術基準に適合する検査用スキャンツールは一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下、機工協といいます。）のHPに掲載されますので、証明書等の添付書類は必要ありません。

Q 2 検査用スキャンツールに係る添付資料がないと、申請者が実際に備えているか確認ができませんが、どのような確認をすればよいですか。

(答)

審査時には、申請された（備え付けた）検査用スキャンツールが技術上の基準に適合している検査機器であるか機工協のHPにて確認してください。実際に備え付けているかについては監査等の際にご確認ください。

Q 3 分離型の検査用スキャンツールの場合、VCIに型式の表示がないのでは。

(答)

認定された検査用スキャンツールであれば、一体型・分離型によらず「型式」及び「製造番号」が必ず表示されております。

Q 4 検査用スキャンツールに係る申請・届出書の「能力欄」及び「備付年月日欄」はどのような記載をしますか。

(答)

能力欄：ファームウェア及びドライバのバージョン情報を記載してください。

備付年月日欄：検査用スキャンツールとして備え付けた日を記載してください。

Q 5 機工協のHPにはどのような情報が掲載されますか。

(答) 以下の情報が掲載されます。

- 1) メーカー名
- 2) 型式
- 3) 型式試験番号
- 4) ファームウェアのバージョン
- 5) ドライバのバージョン
- 6) 対応する通信プロトコル
- 7) 一体型、分離型の別
- 8) その他特筆事項（ツールメーカーの指定したPCでしか起動しない 等）

Q 6 申請等の審査は何を確認すればいいですか。

(答)

申請書等に記載された型式、ファームウェアバージョン及びドライババージョンを機工協のHPにて確認してください。

Q 7 監査時における機器の確認は何を確認しますか。

(答)

型式及びバージョン情報を確認してください。

Q 8 監査時等において確認する必要がありますので、バージョン情報の表示方法を教えてください。

(答)

マニュアル等で確認できない場合は、スキャンツールメーカーにお問い合わせいただくことになります。

Q 9 アップデート等によりバージョンが変更された場合、機器の変更届出は必要ですか。

(答)

必要ありません。監査等により変更が確認された場合は自動車検査・整備情報システムの補正を行ってください。

(23) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について
(依命通達)」の一部改正について

国自基第248号の3
令和5年3月30日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」
の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、
貴会(組合)においても傘下会員(組合員)に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

国自基第 248 号
令和 5 年 3 月 30 日

各地方運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」
の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」
(平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号) を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれ
により実施されたい。

国自基第 248 号
令和 5 年 3 月 30 日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」
の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」
(平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号) を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれ
により実施されたい。

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について
(依命通達)」における騒音に係る部分の一部改正について

1. 改正の背景及び概要

輸入車に対する二輪車走行騒音規制(R41-04)については、既に適用が開始されているが、輸入車に対する四輪車走行騒音規制(R51-03)については、本年4月1日から適用予定である。電気自動車等の取り扱い等の運用上の明確化等を図るため、輸入車に対してR51-03の適用が開始されるこのタイミングにあわせ、二輪車及び四輪車の両方について以下の改正を行う。

- ・騒音の国際規則(R41-04、R41-05及びR51-03)においては、二輪車及び四輪車の電気自動車等に対して近接排気騒音の値を求めているところ、通達においても、当該値の書面を求めないことを明確にする【1.(5)及び(6)のそれぞれの柱書き】
- ・欧州連合規則においては、R41-05適合車にWVTAラベル・プレートの車体への表示を求めているところ、我が国においてはR41-05が輸入車に対して令和6年9月1日に適用が開始されるため、「WVTAラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面」として認めるのは、R41-04適合車(通達上は「保安基準適用年月日又は製作年月日が令和6年8月31日以前の自動車」と規定)に表示されている場合のみとする【1.(5)ホ】

2. スケジュール(予定)

改正：令和5年3月30日

適用：令和5年4月1日

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成 3 年 6 月 28 日 地技第 156 号
最終改正：令和 5 年 3 月 30 日 国自第 248 号

改 正	現 行
～定め文除く～ 記	～定め文除く～ 記
<p>1. 施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p>「当該自動車¹が道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車²にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車に限る。）にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 118 条第 1 項第 3 号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（<u>排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認で</u></p>	<p>1. 施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p>「当該自動車¹が道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車²にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車に限る。）にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 118 条第 1 項第 3 号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（<u>近接排気騒音の値を確認できるものに限る。</u>）。</p>

<p>きるものに限る。)</p> <p>ただし、ロからへの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>保安基準適用年月日又は製作年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前の自動車にあっては、欧州連合規則に基づく WVTA ラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面</u></p> <p>へ (略)</p> <p>(6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（<u>排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。</u>）。</p> <p>ただし、ロからニの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2.～4. (略)</p>	<p>ただし、ロからへの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 欧州連合規則に基づく WVTA ラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面</p> <p>へ (略)</p> <p>(6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）。)</p> <p>ただし、ロからニの書面にあっては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2.～4. (略)</p>
--	--

附則〔平成 11 年 4 月 22 日付け自環第 92 号〕

記 2. (2) の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 18 年 6 月 27 日付け国自環第 53 号〕

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 第 6 号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあっては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 202 号国自環第 231 号〕

1. 本改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附則〔令和4年10月7日国自基第128号〕

この改正は、令和4年10月8日から適用する。

附則〔令和5年3月30日国自基第248号〕

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

(24) 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

国自基第 251 号の 3

令和 5 年 3 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局車両基準・国際課長

(公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長あてに対して通知したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局車両基準・国際課長
(公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

また、関係団体には、その旨周知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第248号)
2. 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第247号)
3. 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月30日国自環第70号)

国自基第 251 号の 2
令和 5 年 3 月 30 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 殿
軽自動車検査協会 理事長 殿
公益財団法人日本自動車輸送技術協会 会長 殿
一般財団法人日本車両検査協会 理事長 殿
一般財団法人日本自動車研究所 理事長 殿

国土交通省自動車局車両基準・国際課長
(公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長あてに対して通知したので、了知願います。

騒音に係る関係通達の一部改正について

1. 改正の背景及び概要

1. 並行輸入車の R51-03 試験を従来路面で行う場合における数値補正【通達①関係】

輸入車に対する四輪車走行騒音規制（R51-03）については、本年4月1日から適用予定。R51-03での試験を行うには、本来であれば ISO 試験路が必要であるが、我が国において一般利用が可能な ISO 試験路を有する施設は、1カ所に限られており、同所への業務逼迫等により利用が制限されることが懸念される。このため、令和4年6月の告示改正にて経過措置を置き、並行輸入車については細目告示別添40に規定する試験路（従来路面）が、引き続き利用可能となった。

一方、従来路面は、ISO 路面と比較して粗さが大きく、本来性能よりも不適合車を出す可能性があることから、ISO 路面と従来路面の比較調査を行った。その結果、従来路面で測定した騒音は、ISO 路面と比較して、平均で約3dB大きくなった。この結果に基づき、並行輸入車を従来路面で測定する場合は、車両総重量3.5トン以下の自動車については、最終結果の騒音値から3dBを差し引いた値とすることができる取扱いを設けることとする。

また、公的試験機関から排出ガス試験の成績書を不正に取得した事案を受けて、平成31年に「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成3年6月28日地技第168号）の通達を改正し、排出ガス試験については取扱いを厳格化したところであるが、輸入車に対して R51-03 の適用が開始されるこのタイミングを捉えて、騒音に関しても同様に、写真による記録や試験成績書への添付等の厳格化を行う。

2. その他の所要の改正【通達②、③関係】

二輪車走行騒音規制（R41-04）については、既に適用が開始されているところ、WVTA ラベル・プレートを取り扱いの明確化等を図るとともに、輸入車に対しての R51-03 の適用にあたっては同様の改正を行う。

2. 改正の通達

- ① 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」（平成22年2月5日国自環第248号）
- ② 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」（平成22年2月5日国自環第247号）
- ③ 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日国自環第70号）

3. スケジュール（予定）

改正：令和5年3月30日

適用：令和5年4月1日

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成22年2月5日 国自環第248号

最終改正：令和5年3月30日 国自基第251号

改 正	現 行
<p data-bbox="236 394 711 421">非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて</p> <p data-bbox="161 488 786 667">指定自動車等（型式指定自動車、特定共通構造部型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いに基づく輸入自動車特別取扱いを受けた自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車（以下「非認証車」という。）、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われる。</p> <p data-bbox="161 674 786 730">なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p data-bbox="161 763 584 790">1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について</p> <p data-bbox="161 797 786 976">公的試験機関が、<u>非認証車</u>に対して、<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添40「加速走行騒音の測定方法」</u>による試験の結果又は協定規則第41号若しくは協定規則第51号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月</p>	<p data-bbox="874 394 1350 421">非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて</p> <p data-bbox="802 488 1433 577">指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われる。</p> <p data-bbox="802 674 1433 730">なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p data-bbox="802 763 1225 790">1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について</p> <p data-bbox="802 797 1433 976">公的試験機関が、<u>指定自動車等以外の非認証車</u>に対して、<u>細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」</u>による試験の結果又は協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改</p>
<p data-bbox="185 1200 786 1290">30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）7.の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="161 1335 786 1581">(1) 公的試験機関は、<u>加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する者（本邦に輸入する自動車にあっては、当該自動車の輸入者に限る。）が同一型式及び同一構造であると申告した自動車（使用過程において消音器を改造したものと及び指定自動車等であって消音器を改造したものを除く。以下この（1）から（5）までの規定において同じ。）について、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの自動車が同一型式及び同一構造であると認められる場合には、30台に1台の割合で試験を行うこととする。</u></p> <p data-bbox="161 1588 786 1677">ただし、本邦に輸入する自動車であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものとして（4）に規定するものについては、これらの試験を60台に1台の割合で行っても差し支えない。</p> <p data-bbox="161 1684 786 1827">① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。 ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。</p> <p data-bbox="161 1834 786 1890">(2) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。</p>	<p data-bbox="823 1200 1433 1290">造車の新規検査時提出書面通達」という。）7.の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="802 1335 1433 1424">(1) 公的試験機関は、<u>加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する者が同一型式及び同一構造であると申告した自動車について、30台に1台の割合で試験を行うこととする。</u></p> <p data-bbox="802 1588 1433 1677">ただし、本邦に輸入する自動車であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものとして（2）に規定するものについては、これらの試験を60台に1台の割合で行っても差し支えない。</p> <p data-bbox="802 1684 1433 1827">① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。 ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。</p> <p data-bbox="802 1834 887 1861">(新設)</p>

(3) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。

(4) (1)ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

(5) 公的試験機関は、協定規則第51号に基づく試験方法により測定し、かつ、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。)第27条第35項に基づいて旧試験路(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成28年国土交通省告示第681号)による改正前の細目告示第118条に規定する試験路をいう。以下同じ。)において測定した車両総重量3.5トン以下の自動車(本邦に輸入するものに限る。)の試験結果については、旧試験路による影響を考慮して、適用関係告示第27条第35項に規定する環境が整うまでの間、最終結果の市街地加速走行騒音値(L_{urban})から3dBを差し引いた値とすることができるものとする。

2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について

(1) 公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対して、加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。この場合において、1.(1)前段中「自動車(使用過程において消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器

(新設)

(2) (1)ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

(新設)

2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について

公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対して、加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。

を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。)」とあるのは、「自動車であって使用過程において消音器を改造したもの」と読み替えるものとする。

(2) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

(3) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。

3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について

(1) 公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)②、6.(2)②又は6.(3)②の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。この場合において、1.(1)前段中「自動車(使用過程において消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。)」とあるのは、「指定自動車等であって消音器を改造したもの」と読み替えるものとする。

(2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)①、6.(2)①又は6.(3)①の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。

(3) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

(新設)

(新設)

3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について

(1) 公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)②、6.(2)②又は6.(3)②の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。

(2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)①、6.(2)①又は6.(3)①の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。

(新設)

<p>(4) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、 外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。</p>	(新設)
<p>4. 協定規則に係る略語及び意味について 本通達で使用する「協定規則第4 1号」及び「協定規則第5 1号」に係る意味については、細目告示第2条第2項によるものとする。 ただし、最新の協定規則が適用されない場合の当該意味については、この4. 前段の規定にかかわらず、適用関係告示第2 7条の規定によることができる。</p>	(新設)

附則〔令和5年3月30日国自基第251号〕

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

別 添

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成22年2月5日 国自環第247号

最終改正：令和5年3月30日 国自基第251号

改 正	現 行
<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ (3) 及び第196条第3項第2号ロ (3) の外国の法令に基づく書面又は表示により、<u>協定規則第41号第5改訂版</u>又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。</p> <p>① 欧州連合規則168/2013に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書 (COCペーパー) を有する自動車</p> <p>② <u>協定規則第41号第5改訂版</u>に基づくマークが、車両識別表示</p>	<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ (3) 及び第196条第3項第2号ロ (3) の外国の法令に基づく書面又は表示により、<u>協定規則第41号第4改訂版</u>又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。</p> <p>① 欧州連合規則168/2013に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書 (COCペーパー) <u>又はこれと同等のもの (WVTAラベル・プレート)</u> を有する自動車</p> <p>② <u>協定規則第41号第4改訂版</u>に基づくマークが、車両識別表示</p>

<p>(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車</p> <p>③ 協定規則第41号第5改訂版に適合する旨の認可書(協定規則第41号第5改訂版附則Iの車両型式認可書をいう。)の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車</p> <p>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>示(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車</p> <p>③ 協定規則第41号第4改訂版又は欧州連合規則168/2013に適合する旨の認可書(協定規則第41号第4改訂版附則Iの車両型式認可書又は欧州連合規則901/2014附則VI付録1の車両型式認可書をいう。)の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車</p> <p>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
---	---

附則(令和5年3月30日国自基第251号)

1. この改正は、令和5年4月1日から適用する。

2. 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)であって、令和5年8月31日(輸入された自動車にあっては、令和6年8月31日)以前に製作されたものは、改正後の通達第3の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別 添

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

昭和50年11月12日自車第708号、自公第163号

平成23年6月30日 国自環第70号

(組織改正により整備部長通達から課長通達として制定)

最終改正：令和5年3月30日 国自基第251号

改 正	現 行
<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」(平成3年6月28日付け地技第156号)により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査(予備検査を含み、一時抹消登録を受けたもの及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納されたもの)に係る検査を除く。以下同じ。)の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1. から5. までによることとされたい。ただし、2. 及び3. に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等(大型特殊自動車を除く。)であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6. 及び7. によることとされたい。</p> <p>1. ～5. (略)</p>	<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」(平成3年6月28日付け地技第156号)により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査(予備検査を含み、一時抹消登録を受けたもの及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納されたもの)に係る検査を除く。以下同じ。)の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1. から5. までによることとされたい。ただし、2. 及び3. に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等(大型特殊自動車を除く。)であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6. 及び7. によることとされたい。</p> <p>1. ～5. (略)</p>

<p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により協定規則第41号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</p> <p>→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>② 消音器の改造</p> <p>→ 公的な試験機関において実施された協定規則第41号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により協定規則第51号に基づく加速走行騒音</p>	<p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</p> <p>→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>② 消音器の改造</p> <p>→ 公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により協定規則第51号第3改訂版補足改訂版</p>
--	--

<p>試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</p> <p>→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第51号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>② 消音器の改造</p> <p>→ 公的な試験機関において実施された協定規則第51号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 協定規則に係る略語及び意味について</p> <p>本通達で使用する「協定規則第41号」及び「協定規則第51号」に係る意味については、細目告示第2条第2項によるものとする。</p> <p>ただし、最新の協定規則が適用されない場合の当該意味については、この4.前段の規定にかかわらず、適用関係告示第27条の規定によることができる。</p>	<p>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</p> <p>→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>② 消音器の改造</p> <p>→ 公的な試験機関において実施された協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>7. (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

別添 1～10 (略)	別添 1～10 (略)
別添 1 1	別添 1 1
別添 1 2 (略)	別添 1 2 (略)

附則〔平成 11 年 4 月 20 日自環第 91 号〕

表題及び記 4. の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 19 年 3 月 9 日国自環第 251 号〕

平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成 19 年 7 月 31 日国自環第 63 号〕

改正後の通達 1. に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面（改造後）」の提出は、平成 20 年 7 月 31 日までの間とする。

附則〔平成 22 年 2 月 5 日国自環第 244 号〕

1. 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）は、改正後の通達 1. から 5. の規定は適用されない。
2. 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車は、改正後の通達 6. 及び 7. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成 23 年 3 月 31 日国自環第 205 号〕

1. この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
2. 改正前の通達 6. の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成 20 年国土交通省告示第 1534 号）中 2 の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達 6. の「細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示」とみなす。

附則〔平成 23 年 6 月 30 日国自環第 70 号〕

1. この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。
2. 廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和 50 年自車第 708 号、自公第 163 号）附則（平成 19 年 3 月 9 日国自環第 251 号）、附則（平成 22 年 2 月 5 日国自環第 244 号）及び附則（平成 23 年 3 月 31 日国自環第 205 号）の規定は、施行後もなおその効力を有する。

附則〔平成 28 年 12 月 6 日国自環第 184 号〕

二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 28 年 12 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 26 年 1 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）は、改正後の通達 6. 及び 7. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成 29 年 4 月 14 日国自環第 12 号〕

1. 自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車及び車両総重量が 3.5 トンを超える自動車）であって、平成 34 年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下の自動車にあつては平成 35 年）8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成 28 年 9 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達 6. 及び 7. の規定は適用されない。
2. 自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）であって、平成 34 年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下の自動車にあつては平成 35 年）8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成 28 年 9 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達 6. 及び 7. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成 29 年 12 月 13 日国自環第 139 号〕

この改正は、平成 29 年 12 月 13 日から適用する。

附則〔令和 5 年 3 月 30 日国自基第 251 号〕

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

3. その他

(1) 「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和4年1月
自動車局
審査・リコール課
整備課

1. 改正の背景

今般、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の改正等に伴い、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正します。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）」（以下、装置型式指定実施要領）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自審第1252号）」（以下、型式認証実施要領）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日付国自審第535号）」（以下、多仕様自動車型式指定実施要領）
- ・「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）（以下、検査業務等実施要領）

2. 改正の概要

(1) 「装置型式指定実施要領」の一部改正

以下の協定期則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定期則番号の改正を行います。

- ・「かじ取装置」に係る協定期則（第79号）
- ・「燃料タンク取付装置」に係る協定期則（第134号）

(2) 「型式認証実施要領」および「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正 重量車の新試験法を導入するにあたり、諸元表の記載要領等を改訂します。

(3) 「検査業務等実施要領」の一部改正

令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車のうち、OBD検査の対象となる自動車の自動車検査証の備考欄に、OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日を記載する規定を追加する。

(4) その他所要の改正を行います。

詳細は別紙参照

3. スケジュール

公布：令和4年1月7日

施行：令和4年1月7日

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和4年1月7日付け国自審第1699号国自整第225号

新 自動車検査業務等実施要領			旧 自動車検査業務等実施要領		
<p>目次（略） 第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-4-19（略） 3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。</p>			<p>目次（略） 第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-4-19（略） 3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。</p>		
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ～41.（略）			1. ～41.（略）		
42. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕	OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日	(新設)	(新設)	(新設)

様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）					
43. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車	OBD検査の対象外である旨	OBD検査対象外車	(新設)	(新設)	(新設)
(注)（略） 3-4-20～3-4-27（略） 3-5～3-15（略） 第4章～第6章（略） 別表第1～第6号様式（略） 別添1（略） 別添2（略） 附 則（令和4年1月7日国自審第1699号国自整第225号） 公布の日から施行する			(注)（略） 3-4-20～3-4-27（略） 3-5～3-15（略） 第4章～第6章（略） 別表第1～第6号様式（略） 別添1（略） 別添2（略） (新設)		

- (2) 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和4年8月19日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「電子車検証特設サイト」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」の URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



4. 参考

車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111 (内線 42115)
直通 : 03-5253-8588 FAX: 03-5253-1639

トップページ(※PCのイメージ)



- メインビジュアル部
- 対象者選択部
- お知らせ部
- リーフレット部

スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



● 電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

② 記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



● 閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなる場合がございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸支局長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要な書類については下記の記録等事務代行ポータルのリンクよりご確認ください。

- 1 委託申請
- 2 承認
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。

開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の委託を行うには、令和5年1月以降に交付される電子車検証が必須となります。
 ※令和5年1月以降運輸支局長等において、車検検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。
 また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。
 紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。
 なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなる場合がございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダーが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ

- 1 ID・パスワードを入力
- 2 多要素認証
- 3 車検証の更新
- 4 各種帳票・検査標章の印刷

[ICカードについて詳細はこちら](#)

3

周知用リーフレット(表面)

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる!



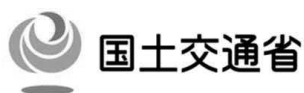
A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標準その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

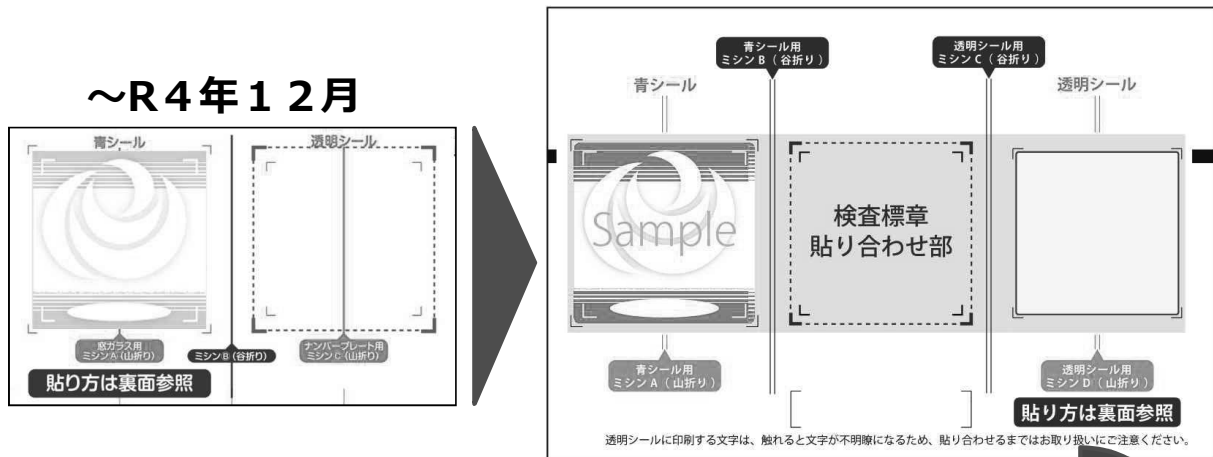


※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

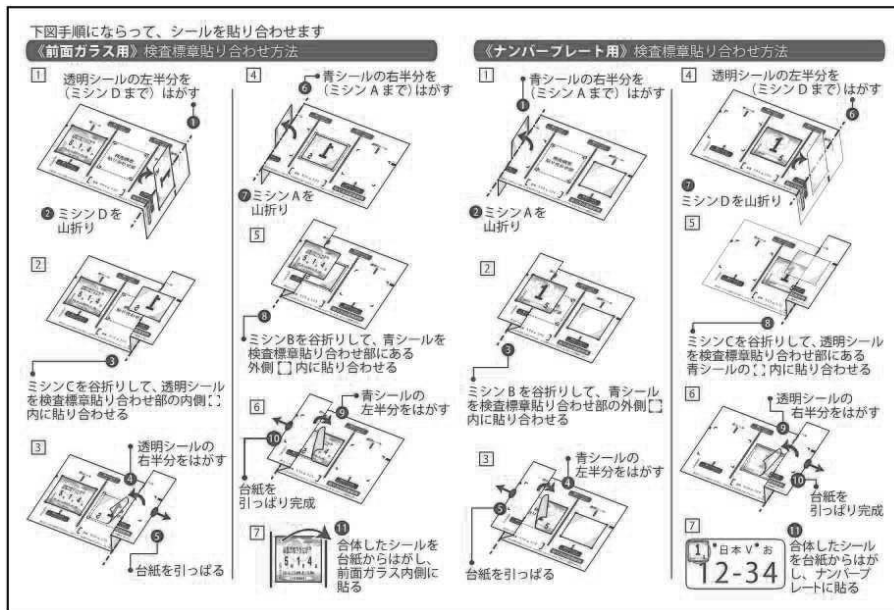
(3) 令和5年1月より検査標章の台紙が変わります

令和5年1月より 検査標章の台紙が変わります

R5年1月～（はがきサイズ）



台紙の裏面に貼り合わせ方が記載されています



動画での説明はこちら↓

●【フロントガラス用】検査標章貼り合わせ方法解説

<https://youtu.be/vFkgrp3TxN4>

●【ナンバープレート用】検査標章貼り合わせ方法解説

<https://youtu.be/zNfgJEQqN4Y>

二次元コード↓

フロント
ガラス用



ナンバー
プレート用



国土交通省自動車局整備課

(4) クレジットカードで自動車重量税・自動車検査登録手数料のお支払いが可能になります。

令和5年1月4日から

クレジットカードで 自動車重量税・自動車検査登録手数料の お支払いが可能になります。

令和5年1月から車検などの手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済を開始します。



利用できるカード

VISA / Mastercard / JCB
American Express / Diners club

対象とする税・手数料

自動車重量税、国に納める検査登録手数料、自動車技術総合機構に納める検査手数料、技術情報管理手数料 (OBD 手数料)

お手続き方法

インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行います。
QRコードからアクセスください。

※ 国土交通省が提供する「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」登録ページにアクセスします。



STEP 1 手続き開始

- ① 申請を行う手続きを選択します
- ② 申請方法を選択
運輸支局への電子申請(OSS)と窓口申請で金額が異なります。
- ※不明な場合は申請代理人等に確認下さい。

- ③ 自動車登録番号・車台番号を入力します。
- ※車検証に記載があります。

STEP 2 上限金額設定

- ① 入力いただいた情報から自動で概算金額が表示されます。
- ※正式な金額は検査終了後に確認します。
- ※税の支払いがない手続きの場合は決定金額となります。

- ② お支払い可能な上限額を入力してください。
- ※自動車重量税は検査の結果、増加することがあります。
- 例) 検査時点で13年超となった場合車両重量に変更を伴う改造等を行った場合など

STEP 3 支払者情報入力

くるまの保有関係手続き
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

支払者の情報を入力しましょう

■ 支払者情報

氏名または名称 (漢字) *必須
山田 太郎

全角文字

氏名または名称 (カナ) *必須
ヤマダ タロウ

全角カナ

電話番号 *必須
01234567890

半角数字

支払い者メールアドレス *必須
sample123@domain.co.jp

半角英数字 (‘@’, ‘.’等の記号を含む)

お支払い情報変更パスワード ④ *必須

半角英数字、記号を含む (8-16桁)

支払い者登録を希望しますか？
支払い者登録のうえログインすることで、支払い者情報の入力の省略や登録済みのお支払い情報も再利用することができます。支払い者登録を行う場合、支払い窓口を入力してください。

支払い者登録をする

① 税・手数料を支払う者の情報を入力します。

・氏名
・電話番号
・メールアドレス
の入力が必要です。

登録情報の変更の際に必要となります。

ご希望の場合はチェックください。
登録情報が保存されます。

くるまの保有関係手続き
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

ご登録案内メールを送信しました

① 登録手続きは完了していません。

以下のメールアドレス宛に、クレジットカード情報登録のご案内メールを送信しました。
受信したメール本文に記載されているURLへアクセスし、外部サイトにてクレジットカード情報の登録を行い、登録手続きを完了してください。
なお、上記の外部サイトは国土交通省が税・手数料の納付業務を委託している事業者のサイトとなります。

sample123@domain.co.jp

【送信元メールアドレス】
noreply@car-cashless.mlit.go.jp

【メールが届かない場合】
※迷惑メールフォルダに振り分けられている、入力されたメールアドレスに誤りがある等の可能性があります。迷惑メールフォルダを確認いただくか、数分経過しても受信しない場合は、お手数ですが、ホームから再度ご入力ください。なお、よくある質問も合わせてご確認ください。

ホームへ

登録情報の入力はこれで完了です。
登録したアドレスにご案内メールが届いたことをご確認ください。

STEP 4 クレジットカード情報の登録

- ご登録案内メールに記載の URL へアクセスしてクレジットカード情報の登録を行います。

※国土交通省が委託した事業者の外部サイトとなります。

※カード決済はこの時点では行いません。

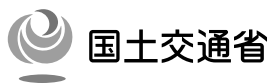
カード決済は、国土交通省が行う検査終了後に行いますのでカード利用可能残高にご注意ください。

※自動車重量税については税額のほかに決済手数料が別途必要となります。

STEP 5 決済

- 運輸支局の窓口または電子申請 (OSS) で事前に登録した内容の検査登録手続きを行ってください。
- 検査登録手続き終了後に自動でカード決済が行われます。

クレジットカードが利用可能となるのは国の手続きのみで、軽自動車検査協会が実施している軽自動車の手続きはクレジットカード払いに対応していません。



詳細は自動車検査登録総合ポータルサイトにも記載しておりますのでご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



(5) 令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。

別添4

自動車ユーザーの皆様へ

令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

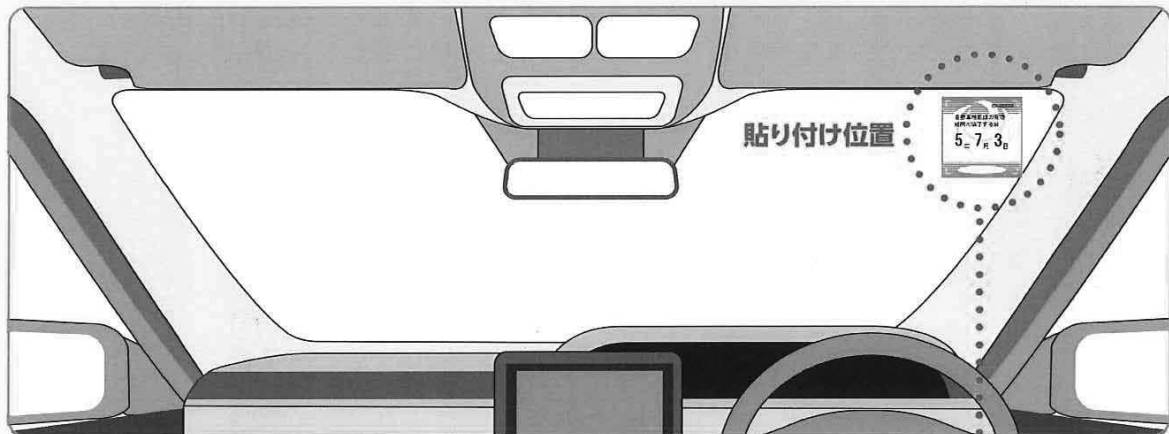
国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「前方かつ運転者席から見やすい位置」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただきますようお願いいたします。

新しい貼り付け位置

(前方かつ運転者席から見やすい位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外：ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。

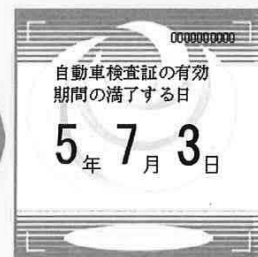


車検ステッカーイメージ

車外前方
から見た
イメージ



車室内
から見た
イメージ



※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。



国土交通省



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

(6) クレーンブーム等の格納忘れ事故に注意！

自動車技術総合機構からのお知らせ

クレーンブーム等の格納忘れ事故に注意！

事例1



ブームを上げキャビンを起こし
車台番号等を確認。



ブームを下げ忘れたまま前進。



更に前進、コース上部の案内
看板と防犯カメラに衝突。

事例 2



車台番号等の確認後、クレーンを降ろし忘れて検査コースを退出しようと前進し、出口上部のシャッターおよびボックスに衝突。



検査コースの出入口を損傷しますと破損物の落下の危険等によりコース閉鎖に繋がる事が多く、待機されていた他の受検者の皆様にご迷惑をお掛けする事になります。

また、建屋の修理に加えお客様から預かった車両及び昇降器の修理等のため大きな費用発生を伴う場合があります。

**受検車両を発進させる際
ブーム等の格納忘れに
ご注意ください。**

(7) OBD 検査システムをリリースしました！

プレスリリース

令和5年4月21日



OBD 検査システムをリリースしました！

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBD 検査システム」をリリースいたしました。また、OBD 検査システムの利用方法をまとめた「OBD 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBD 検査コールセンター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBD 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

1. 「OBD 検査システム」のリリースについて

「OBD 検査システム」は、主に、整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するために、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBD 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBD 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBD 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。

<リリースした OBD 検査システムの全体概要>

- ① 特定 DTC 照会アプリ…OBD 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
 - ② 利用者管理システム…アプリの利用者を登録・管理 (事前のシステム利用申請が必要)
 - ③ OBD 検査結果参照システム…アプリを用いて実施した OBD 検査の結果を閲覧
- (上記①～③を総称して OBD 検査システムと呼称しています。)

2. 「OBD 検査ポータル」の開設について

OBD 検査、OBD 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せていますので、こちらをご確認ください。



3. 「OBD 検査コールセンター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

4. スケジュール(経緯)

- ・令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

(対象車)

令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車

(適用日)

令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

OBD 検査コールセンター 0570-022-574

(受付時間:月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)の午前9時~17時)

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

4階 独立行政法人 自動車技術総合機構

OBD 情報・技術センター

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347

(8) 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年4月25日
大臣官房総務課

国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

国土交通省は4月25日、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。不審なメール等を受信した場合には、各都道府県警察のフィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

今般、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。

具体的には、スマートフォン等に

- ・「【国土交通省】重要なお知らせ、必ずお読みください。」
- ・「督促状で指定した期限までに未納の自動車税が納付されない場合、財産の差押えを行います。」

などと記載したSMS(ショートメッセージサービス)が送信される事案が確認されています。

当該SMSは、国土交通省をかたり、架空の「自動車税等お支払いサイト」といったサイトに誘導するものですが、自動車税の督促状や納付のお知らせ等を国土交通省から、お知らせすることはありません。

また、偽造されたシステム警告が表示され、偽のセキュリティアプリをダウンロードしてインストールを求められる場合がありますが、ダウンロードしないよう注意してください。

このような不審なSMSを受信した場合には、当該サイト等にアクセスをしたり、個人情報を入力したりせずに、各都道府県警察に設けている「フィッシング110番」から、フィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

<参考情報>

- ・警察庁ホームページ(フィッシング報告専用窓口一覧)

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>

- ・フィッシング対策協議会

https://www.antiphishing.jp/news/alert/mlit_20230425.html

- ・国民のためのサイバーセキュリティサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser_security01_05.html

【問い合わせ先】 国土交通省 大臣官房総務課 企画班

代表:(03)5253-8111 (内線 21-479、21-478、21-466)

直通:(03)5253-8916

(9) 国内初！運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスの開始について

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：経済産業省

令和5年5月12日
自動車局技術・環境政策課
旅客課

国内初！運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスの開始について

本年5月21日より、福井県永平寺町において、全国で初めて、運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスが開始されます。

国土交通省は、福井県永平寺町で移動サービスとして運行する車両について、本年3月30日に、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車（レベル4）として認可したところです。

本年5月21日より、福井県永平寺町において、当該車両を用いた運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスが開始されますのでお知らせいたします。

（参考1）これまでの経緯

国土交通省・経済産業省では、福井県永平寺町において遠隔型自動運転システムを用いた自動運転車の技術・サービスの実証実験を進めてきました。

この実証実験において、国立研究開発法人産業技術総合研究所が開発した自動運転車について、本年3月30日に国土交通省中部運輸局より、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車（レベル4）として認可したところです。

また、まちづくり株式会社ZENコネク트가当該車両を用いて行う自動運転移動サービスについて、本年5月2日付で国土交通省中部運輸局福井運輸支局が、全国で初めて、道路運送法に基づき、運転者を配置しないで運行するレベル4自動運転による自家所有償旅客運送の登録を行いました。

さらに、同社は、本年5月11日に福井県公安委員会より、全国で初めて、道路交通法に基づき、レベル4自動運転を行うことの許可を取得しました。

これにより、レベル4での自動運転移動サービス開始に係る手続きが完了したことから、本年5月21日よりサービスが開始されることとなりました。

（お問い合わせ先）

自動車局技術・環境政策課 多田・稲吉

代表：03-5253-8111（内線42255）

直通：03-5253-8592

自動車局旅客課 真下・水田・遠藤

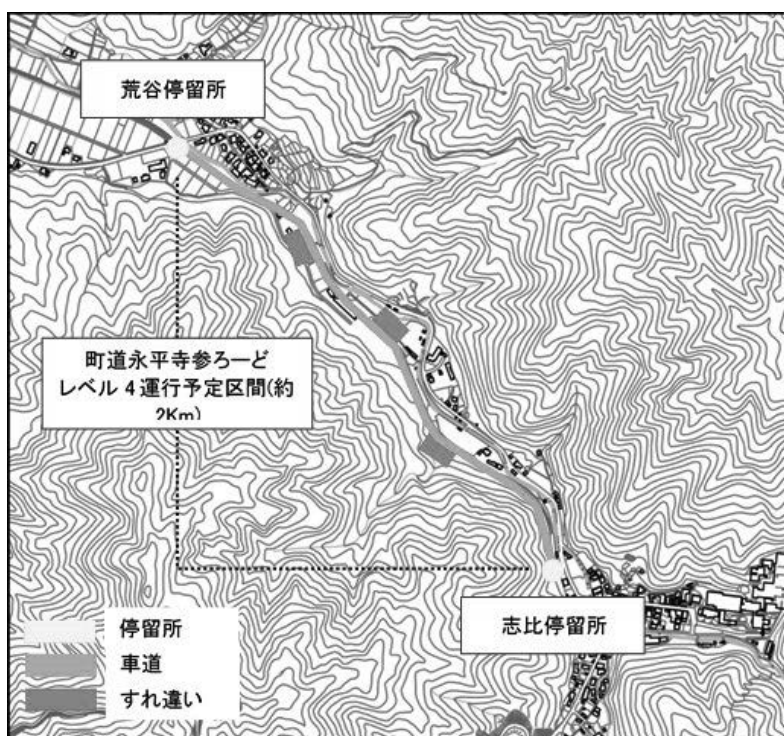
代表：03-5253-8111（内線41255）

直通：03-5253-8569

(参考2) 永平寺町における自動運転移動サービスの概要

- (1) 運行主体: 永平寺町(まちづくり株式会社 ZEN コネクに運行委託)
- (2) 運行区間: 福井県永平寺町の「永平寺参ろ一ど」のうち、約2km
- (3) 運行車両: ヤマハ製電動カートをベースに、自動運転機能を追加※
- (4) 運行形態: 道路に敷設した電磁誘導線上を追従しながら時速 12km で走行
車内にも遠隔地にも運転者を配置せずに自動運転車を運行
- (5) 運行日時: 土日祝日(年末年始除く)の 10 時～15 時にて定時運行
- (6) 利用料金: 大人 100 円/回、こども 50 円/回

※3月30日に自動運転車(レベル4)として道路運送車両法に基づき認可



特定自動運行を行う経路